

熊本市景観計画

水と緑と歴史を活かし
地域と共に賑わいと活力を育む
くまもとの景観づくり



【当初】平成21年10月1日 策定（平成22年1月1日 施行）
【改定】令和6年1月15日 策定（令和6年4月1日 施行）



景観計画の構成

序章 はじめに

第1章 景観計画区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針

第1節 めざす将来像 景観形成の理念、景観形成の目標と基本方針、景観の全体像



第2章 良好な景観の形成に関する方針

第2節 景観形成方針

大規模行為に関する内容

- ゾーン・軸・地域拠点の景観形成方針（P25～27）
- 重点地域の景観形成方針（P28～66）
 - ・視点場の設定と眺望の保全・向上

特定施設届出地区に関する内容

- 特定施設届出地区の景観形成方針（P67）

熊本空港周辺景観形成地区に関する内容

- 熊本空港周辺景観形成地区の景観形成方針（P67）

第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

- 1.届出対象行為と景観形成基準について
 - (1) 届出対象行為と景観形成基準の関係等
 - (2) 届出対象行為と景観形成基準の構成
 - (3) 届出における景観計画確認の流れ

2.大規模行為届出（P73～107）

3.特定施設届出地区（P108～113）

4.熊本空港周辺景観形成地区（P114～119）

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

- 1.屋外広告物に関する行為の制限の方針
- 2.屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件に関する景観形成基準

- 大規模屋外広告物の景観形成基準（重点地域を含む市全域）（P135）
- 大規模屋外広告物の景観形成基準（重点地域）（P135～136）

- 特定施設届出地区の屋外広告物の景観形成基準（P137）

- 熊本空港周辺景観形成地区の屋外広告物の景観形成基準（P137）

3.良好な屋外広告景観の誘導

第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針に関する事項

第6章 景観に配慮した公共施設等の整備

第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

第8章 市民との協働

第9章 計画の評価・検証

目 次

序章 はじめに	1
1. 計画改定の背景と目的	2
2. 景観計画の位置づけ	4
3. 景観形成の意義	5
4. 熊本市の景観特性	7
(1) 景観の成り立ち	7
(2) 熊本市の都市構造	8
(3) 景観特性	9
 第1章 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）	11
 第2章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第3項）	13
第1節 めざす将来像	14
1. 景観形成の理念	14
2. 景観形成の目標と基本方針	15
3. 景観の全体像	18
4. 景観形成の基本的な考え方の体系	22
第2節 景観形成方針	24
1. 景観形成のよりどころとなる視線	24
2. ゾーン・軸・地域拠点の景観形成方針	25
(1) ゾーンの景観形成方針	25
(2) 軸の景観形成方針	26
(3) 地域拠点の景観形成方針	27
3. 重点地域の景観形成方針	28
(1) 視点場の設定と眺望の保全・向上	28
(2) 重点地域毎の景観形成方針	30
熊本城周辺地域	30
水前寺周辺地域	42
江津湖周辺地域	45
熊本駅周辺地域	53
電車通沿線地域	58
白川沿岸地域	60
4. 特定施設届出地区の景観形成方針	67
5. 熊本空港周辺景観形成地区の景観形成方針	67

第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）... 69

1. 届出対象行為と景観形成基準について	70
(1) 届出対象行為と景観形成基準の関係等	70
(2) 届出対象行為と景観形成基準の構成	71
(3) 届出における景観計画確認の流れ	72
2. 大規模行為届出	73
(1) 届出対象行為	73
(2) 市全域の景観形成基準（重点地域を含む）	76
(3) 熊本城周辺地域の景観形成基準（重点地域）	82
(4) 水前寺周辺地域の景観形成基準（重点地域）	86
(5) 江津湖周辺地域の景観形成基準（重点地域）	92
(6) 熊本駅周辺地域の景観形成基準（重点地域）	96
(7) 電車通沿線地域の景観形成基準（重点地域）	100
(8) 白川沿岸地域の景観形成基準（重点地域）	104
3. 特定施設届出地区	108
4. 熊本空港周辺景観形成地区	114

第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針に関する事項 （景観法第8条第2項第3号） 121

1. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の考え方	122
2. 景観重要建造物等	122
3. 景観重要樹木	127

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 （景観法第8条第2項第4号イ） 131

1. 屋外広告物に関する行為の制限の方針	132
(1) 行為の制限	132
(2) 重点地域等での景観形成基準の設定	133
(3) 景観形成基準への適合を求める対象行為の設定	133
2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件に関する景観形成基準	134
(1) 対象行為	134
(2) - 1 大規模屋外広告物の景観形成基準（重点地域を含む市全域）	135
(2) - 2 大規模屋外広告物の景観形成基準（重点地域）	135
(3) 特定施設届出地区の屋外広告物の景観形成基準	137
(4) 熊本空港周辺景観形成地区の屋外広告物の景観形成基準	137
3. 良好な屋外広告景観の誘導	138

第6章 景観に配慮した公共施設等の整備（景観法第8条第2項第4号ロ及びハ） .. 139

1. 景観に配慮した公共施設等の整備の考え方	140
（1）公共施設の景観整備の進め方	140
（2）公共建築物の景観整備の進め方	142
2. 公共施設等の整備に関するデザイン調整の仕組み（景観調整会議）	143
（1）景観調整会議の目的	143
（2）対象	143
（3）協議時期	144
（4）景観調整会議によるデザイン調整の実施事例	145
3. 景観重要公共施設の指定方針等	147

**第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項
（景観法第8条第2項第4号ニ） 149**

1. 景観農業振興地域整備計画の策定の考え方	150
------------------------------	-----

第8章 市民との協働..... 151

1. 市民・事業者・行政の役割	152
2. 協働による景観形成の推進	154
（1）景観に関する意識醸成のための施策の継続的な実施	154
（2）協働による景観形成に向けた各種制度の有効活用	156
（3）地域における景観形成の取組支援	157

第9章 計画の評価・検証 159

1. 計画の評価・検証の方法	160
（1）施策実施状況の調査	160
（2）定点観測による調査	161
（3）市民アンケートによる調査	161

策定経緯等 175

1. 策定体制	176
2. 策定経緯	177
3. 改正履歴	179

<コラム>

様々な景観の賞を受賞しています！	21
新町・古町、川尻地区には独自の町並みづくりガイドラインがあります！	21
公開空地等の効果的な利活用を促進しています	76
景観スケールに応じた光の組み合わせ	81
樹木保全施策.....	127
良い景観と屋外広告	133
市民が良くないと感じる屋外広告物	138
景観教育.....	154
フォトコンテスト	155
くまもとライトスケープ・キャラバン（夜間景観実証実験）	155
違反屋外広告物簡易除却協力員制度	156
パートナー花壇 スポンサー花壇	157
市民の自主的・主体的な活動事例	158

序 章

はじめに

1. 計画改定の背景と目的
2. 景観計画の位置づけ
3. 景観形成の意義
4. 熊本市の景観特性

1. 計画改定の背景と目的

(1) 背景

本市は、加藤清正が築いた熊本城を中心に城下町として発展してきました。一方で、遠くには阿蘇の山並み、近くには立田山の緑や白川の流れなど、昔から変わらない自然景観に恵まれています。

本市の景観に関する施策は、昭和 63 年（1988 年）の熊本市都市景観基本計画策定に始まり、その後平成元年（1989 年）に「熊本市都市景観条例」を制定し、際立つ景観阻害要素の出現をおさえ、良好な景観の形成に努めてきました。

そして、平成 17 年（2005 年）6 月の景観法全面施行に伴い、平成 22 年（2010 年）には、熊本の美しい景観の形成をより一層推進するため、景観法に基づく「熊本市景観計画」を施行しました。

熊本市景観計画施行以降、特定の地区の重点的な景観形成、歴史的建造物の保全、緑化の推進、屋外広告物の規制など、市民や事業者の協力を得ながら、景観の取組を盛んに行なってきました。その間に熊本地震の発生、熊本駅周辺整備や桜町・花畑地区再開発等の完成、各民間事業による建物更新で都市景観は変化しています。また、「熊本市立地適正化計画」、「熊本市緑の基本計画」等の関連計画や、「熊本市光のマスタープラン」、「熊本市公共サインガイドライン」等の景観施策も進捗しています。

国内においては、人口減少の加速、甚大な自然災害の多発化、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした「新しい生活様式」の浸透、経済や社会活動のデジタル化など、社会状況や人々がまちに求めるものは変化しています。こうした中で、SDGs の達成も念頭に置き、住み続けられるまちづくりを目指すためには、地域の魅力や個性が不可欠です。地域の中で育まれてきた景色や風景を「守り・育て・創る」取組は、ますます重要になってきています。

また、景観計画を運用するなかで、際立つ景観阻害要素の発生をおさえ、一定の成果を上げる一方で、持続可能な都市の実現に向けた魅力の創造へ景観施策を進化させていくことも必要です。

このような背景から、景観計画を取り巻く課題や各種施策の進捗状況の評価、市民や熊本市景観審議会などの意見を踏まえて、熊本城の眺望など、これまで先人が守り育ててきた景観を未来に引き継ぎながら、良好な都市景観を創り育むため、景観計画の改定を行うこととしました。

(2) 目的

熊本市景観計画は、本市がこれまで実践してきた景観行政を基盤に、熊本らしい景観の形成を推進するための基本的な方針及び景観形成のための具体的な制限（景観形成の基準）を明らかにし、地域固有の特性を活かした良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

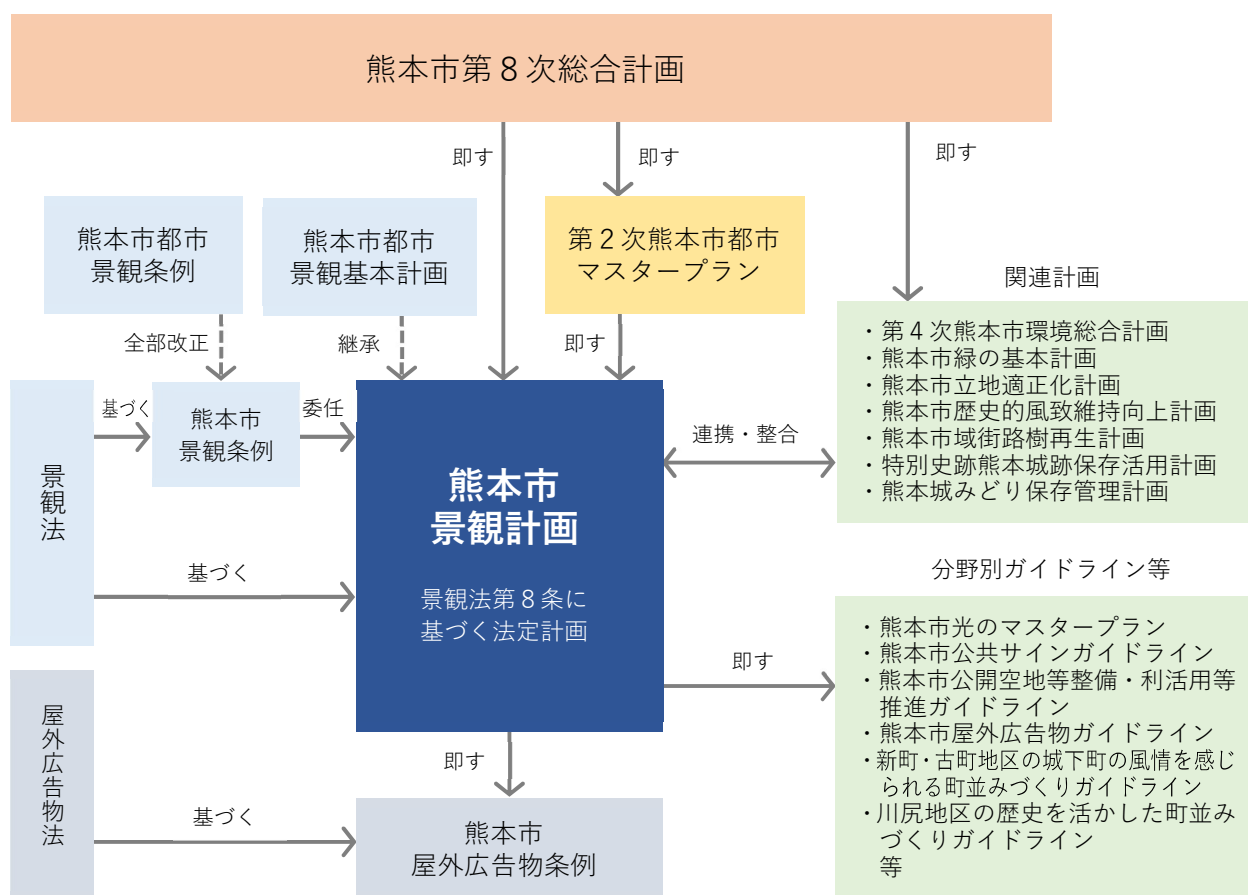
表 0-1 景観施策の経過

年度	法・条例	計画策定等
昭和 63 年 (1988 年)		●熊本市都市景観基本計画策定
平成元年 (1989 年)	■熊本市都市景観条例 制定 (H3.4/1 施行)	・熊本市都市景観審議会設置
平成 3 年 (1991 年)		・大規模行為届出制度開始
平成 7 年 (1995 年)	■熊本市屋外広告物条例 制定 (H8.4/1 施行)	
平成 8 年 (1996 年)		・熊本市屋外広告物審議会設置
平成 9 年 (1997 年)		・特定施設届出地区制度開始
平成 15 年 (2003 年)	■熊本市景観審議会条例 制定 (H15.10/31 施行)	・熊本市景観審議会設置 (※熊本市都市景観審議会・屋外広告物審議会が一本化)
平成 16 年 (2004 年)	■景観法制定 (H17.6/1 全面施行)	
平成 19 年 (2007 年)		●熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド策定
平成 21 年 (2009 年)	■熊本市都市景観条例全部改正 →熊本市景観条例 制定 (H22.1/ 1 施行)	●熊本市景観計画策定 (H22.1/ 1 施行)
平成 23 年 (2011 年)		●新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン策定
平成 26 年 (2014 年)		●桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画策定 ●川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン策定
令和 2 年 (2020 年)		●熊本市歴史的風致維持向上計画策定 ●熊本市公共サインガイドライン策定 ●熊本市光のマスタープラン策定 ・まちなか再生プロジェクト開始 ・公共空間のデザイン調整システム開始
令和 3 年 (2021 年)		●熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン策定 ・夜間景観実証実験開始
令和 4 年 (2022 年)		●熊本市屋外広告物ガイドライン策定 ・太陽光発電施設を大規模行為届出対象に追加

2. 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づく法定計画であり、平成22年（2010年）1月に策定された「熊本市景観計画」を改定したものです。本市の新たな時代を見据えた良好な景観づくりのために景観形成の方針及び景観形成基準等の総合的な方策を示しています。

本計画は、上位計画である熊本市第8次総合計画及び第2次熊本市都市マスタープランに即するとともに、その他の関連計画等と連携・整合を図ります。



3. 景観形成の意義

景観を構成する要素は、山、川、台地等の自然や建物、道路、公園等の人工物など目に見えるものだけでなく、まちの文化的・歴史的雰囲気など私たちが感じる都市の印象まで含めた幅広いものです。

つまり、景観とは私たちを取り巻く環境そのものであり、その都市の個性や市民の文化を端的に表すものといえます。

良好な都市の景観は、自然等の上に、永年にわたる人々の営みが徐々に積み重ねられ、形成された市民の共同作品であり、市民共有の財産ということができます。

良好な景観形成のためには、それぞれの地域で積み重ねられてきた暮らしや景観資源など地域固有の特性を活かして、地域色豊かな景観となるように「守り」「育て」「創る」ことが重要であり、こうした景観形成の取組は、快適な住環境をつくり、都市の個性と文化を創出するとともに、地域に対する誇りと愛着をはぐくむことにつながります。

また、良好な景観形成による本市の魅力向上により、観光や交流を促進することが期待され、地域活動や経済活動の活性化を導く力となっていきます。



① 郷土への愛着や誇りの醸成

本市の自然や歴史・文化、地域住民の営みにはぐくまれてきた原風景と言える景観は、地域にとって非常に大切なものです。これらの景観を保全する取組、また、地域の人々が連携した活動で形成された良好な景観、あるいは良好な景観形成の活動そのものは、郷土への愛着や誇りの醸成につながることが期待できるとともに、移住や定住の促進にもつながることが期待できます。

② 地域の魅力・個性の創出

各地域で見られる山々の景観や樹木、草花、河川、水辺等の自然景観資源、熊本城や城下町のまち並み、川尻等の歴史・文化的な景観資源、あるいはこれらを眺める眺望等は、地域の特徴的な景観であり、これらの景観を守り、育てることは、地域の魅力や個性の創出に繋がります。

③ 観光や交流の活性化

本市の良好な景観を守り、育て、創ることにより、本市の魅力を高める取組は、市民のみならず国内や海外の人々を広く魅了し、多くの観光客を招くことにつながるとともに、多様な交流を生み出すきっかけとなります。さらに、観光や交流の活性化は、地域経済の活性化につながることも期待できます。

④ 「生活環境」の快適性の向上

我が国でも、社会の発展や成熟に伴う価値観の多様化により、生活環境に対するニーズが高まっています。身近な緑や水辺、美しいまち並みや歴史的な景観といった、良好な景観形成は私たちの生活にゆとりやうるおいをもたらすとともに、治安の向上等、安全で快適な環境の創造にもつながります。

⑤ 地域交流の活性化

地域住民が主体となり良好な景観を創出することで、地域の魅力を実感し、景観形成によるまちづくりへの興味や関心を高め、継続的な活動へとつながることが期待できます。また、地域の人々が連携・協力した活動の推進は、地域交流の活性化や持続的な地域コミュニティの形成にもつながることが期待できます。

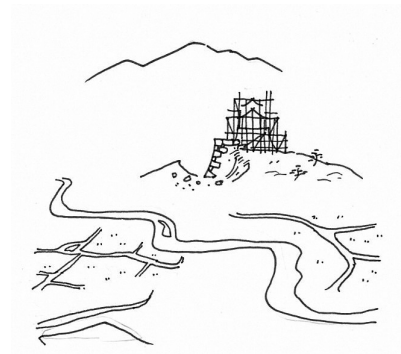
4. 熊本市の景観特性

(1) 景観の成り立ち

約400年前

～まちの中心ができました～

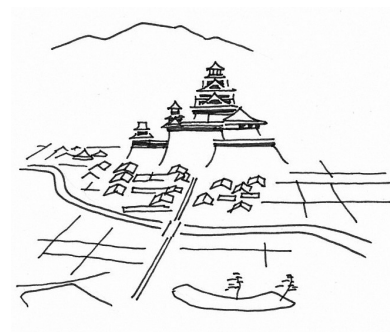
- ・熊本城の築城による高さの規範の出現
- ・勇壮な石垣群のある茶臼山を中心とした景観の出現
- ・江津塘の築造による大きな水平線の出現



約300年前

～まちが広がりました～

- ・城下町の建造によるまちなみ線の出現
- ・水前寺成趣園の築造による湧水池を取り囲む樹形線の出現



約100年前

～まちの軸ができました～

- ・市電軌道の敷設による景観軸の出現
- ・市電軌道沿いの市街地形成による沿道のまち並み線の出現



近年～現在

～まちが面的に拡がり、
そして空に向かって伸びてきました～

- ・天守閣再建や本丸御殿復元による視対象の出現
- ・高度経済成長による都市化の急速な発展による市街地の拡大
- ・車社会の進展による新たな道路整備と都市機能の郊外移転
- ・高層建築物の出現
- ・車の高速度化に合わせた大型屋外広告物の出現



(2) 熊本市の都市構造

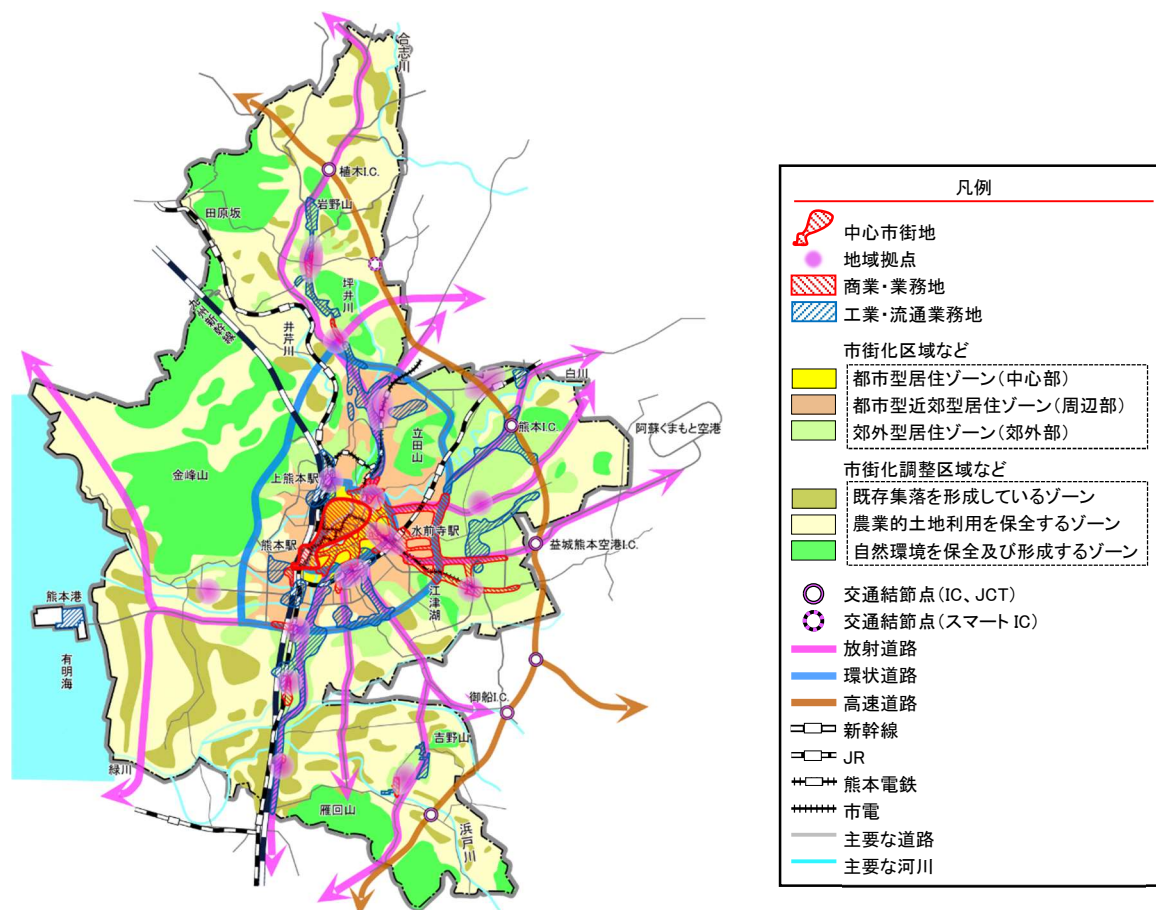
本市では、熊本城周辺から熊本駅に至る中心市街地を中心に、鉄道及び軌道、放射環状の幹線道路網を都市の骨格軸とし、それら骨格軸上に地域拠点※¹を配置し、地域拠点と中心市街地が連携した、誰もが移動しやすく暮らしやすい「多核連携都市」を将来の都市構造として掲げています。

中心部（内環状道路※²、ＪＲ線で囲まれた区域）については、熊本城、花畑町、通町など都市機能が集積した利便性の高い都市空間であり多くの人々が集うゾーンです。

周辺部（内環状道路、ＪＲ線で囲まれた区域を除く外環状道路※³に囲まれた区域※⁴）については、既存の商店街や公共施設が集積する拠点があり、暮らしやすい住宅地ゾーンを形成しています。

郊外部（外環状道路の外側の区域※⁵）については、良好でゆとりある住宅地が広がっており、幹線道路沿線には工業・流通機能と住宅等の土地利用が行われています。

また、市街化調整区域等では既存集落及び農業生産基盤並びに恵まれた自然環境が広がっており、森林などの自然環境ゾーンや農業ゾーンなどの緑が本市の市街地を取り囲んでいます。



※第2次熊本市都市計画マスタープラン（H29 修正版）から転載

図 0-2 土地利用の方針図

- ※1 商業、医療、金融などの都市機能を維持・確保し、周辺地域の核となる地区のこと
- ※2 市街地内の主要な交通拠点である熊本駅、上熊本駅及び水前寺駅間を結ぶ複数の路線から成る環状の道路
- ※3 東バイパス、北バイパス、植木バイパス（整備中）及び熊本西環状線（整備中）、熊本港線で構成される環状の道路
- ※4 ただし、第一種低層、第二種低層、第一種中高層住居専用地域及び市街化調整区域を除く
- ※5 ただし、※4 で除いた第一種低層、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び市街化調整区域を含む

(3) 景観特性

～“どこにいても”自然・歴史・暮らしが感じられる都市～

本市では、山々や公園、街路樹の緑、河川、湧水地の水等の豊かで美しい自然、地域で継承される趣のある歴史文化、市民の暮らしや活動が、層のように重なった景観を至る所で目にすることができ、活力と賑わいを享受することができます。

このような、“どこにいても”自然・歴史・暮らしが感じられる環境が、熊本らしい景観の特性と言えます。景観特性の具体的な内容は次のとおりです。

①緑・水などの自然と一体化している都市

本市は、西部に金峰山、花岡山、本妙寺山、東部に立田山、託麻三山、南部の雁回山の緑に囲まれ、その背後に阿蘇山系、九州山系の山々に囲まれた盆地状の地形を形成しており、阿蘇から登る朝日や金峰山に沈む夕日は、多くの市民の記憶に残る風景となっています。その中に大きく広がる市街地においては、熊本城公園をはじめとする公園や街路樹等の緑と、白川、坪井川、井芹川等の河川が、都市景観にうるおいを与えています。

また、水前寺成趣園や水前寺江津湖公園、八景水谷公園等の美しい緑と水が調和する景観が広がるとともに、寺社等には大木や小さな湧水地が残されるなど、緑と水などの自然と一体化した景観を見ることができます。



江津湖から金峰山への眺望

②地域の歴史文化が継承された伝統ある都市

本市の中心市街地は、400 年前につくられた城下町の町割が、各時代に応じた土地利用の変遷を繰り返しながらも、大部分はそのままのかたちで受け継がれています。また、中心市街地の各所に歴史的建造物や史跡が残り、伝統的城下町の風情を感じることができます。

平成 28 年(2016 年)の熊本地震においては、熊本城をはじめとする歴史的建造物も甚大な被害を受けたものの、着実に復旧が進められており、その様子も見ることができます。

また、水前寺や川尻等中心市街地以外の市内各所においても、地域の歴史文化が継承された特徴的な景観が広がっています。



川尻のまち並み

③賑わいと活力を感じる熊本城を中心とした都市

加藤清正が城下町を築いて以来、一貫して熊本城を中心とした界隈が熊本の中心市街地であり、現在も主要な公共施設や商業業務施設が集積するとともに、活気ある商店街も形成されています。

また、国道3号や電車通り等の幹線道路を軸とした市街地の形状は、市民の中に根づいているものであり、熊本城を背景として走る市電の風景は、市民に馴染み深い熊本らしい景観の一つであると言えます。

令和3年（2021年）には、熊本駅周辺地域整備の完了、桜町・花畑周辺地区の完成など、新たな都市の顔となる景観が生み出され、さらなる賑わいと活力ある景観が生み出されています。



電車通りから熊本城への眺望

④暮らしに根付いた地域景観が広がる都市

郊外においては、中心市街地を中心に放射環状に広がる骨格軸上にある市民サービス機能が充実した地域拠点や、地域拠点周辺にある日常生活サービス機能を有する生活拠点が形成されており、住民の暮らしや生業の様子等、住民生活に根づいた地域景観が見られます。

さらに、市域の外縁部には、広がりのある田園や棚田、あるいは農地と集落が調和した集落地景観等、多様な農業景観を眺めることができます。これらは、人々の営みの中で育まれてきた原風景とも言える景観です。



健軍のまち並み

第 1 章

景観計画区域

(景観法第 8 条第 2 項第 1 号)

本市は、これまで熊本市景観条例の下に、大規模建築物等届出制度や特定施設届出地区制度の施策を全市的に展開してきました。

これまでの取組を継承し、本市の良好な景観形成を進めていく必要があることから、景観計画区域は、市全域とします。



図 1-1 景観計画区域図

第2章

良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第3項)

第1節 めざす将来像

1. 景観形成の理念
2. 景観形成の目標と基本方針
3. 景観の全体像
4. 景観形成の基本的な考え方の体系

第2節 景観形成方針

1. 景観形成のよりどころとなる視線
2. ゾーン・軸・地域拠点の景観形成方針
3. 重点地域の景観形成方針
 - (1) 視点場の設定と眺望の保全・向上
 - (2) 重点地域毎の景観形成方針
 - 熊本城周辺地域
 - 水前寺周辺地域
 - 江津湖周辺地域
 - 熊本駅周辺地域
 - 電車通沿線地域
 - 白川沿岸地域
4. 特定施設届出地区の景観形成方針
5. 熊本空港周辺景観形成地区の景観形成方針

第1節 めざす将来像

1. 景観形成の理念

(1) 基本的な考え方

水と緑と歴史を活かし 地域と共に賑わいと活力を育む くまもとの景観づくり

阿蘇の大自然の恵みは、白川という水の流れとなって、あるいは、水前寺や江津湖に湧き出す水となって熊本に暮らす人々の生活を支えてきました。また、温暖な気候にも恵まれ、あふれる緑がこの都市をうるおしてきました。人々は生活の中で自然とつながり、そこで育まれた長い歴史や文化は、熊本らしい景観を生み出しました。

本市の景観を構成しているものは、自然が生み出す水の流れや地形等の基盤と、その上に長い時間をかけて人々の営みにより造られてきた都市の姿です。私たちは、このような水と緑と歴史を保全、活用することにより、賑わいや活力あふれる「熊本らしい景観」を、市民・事業者・行政が協働して創り、次世代に継承していきます。



2. 景観形成の目標と基本方針

(1) 目標

「水と緑と歴史を活かし 地域と共に賑わいと活力を育む くまもとの景観づくり」を景観形成の理念を踏まえ、本市がめざす景観形成の4つの目標を以下に示します。

①熊本らしさの印象を高める重要な場所での「眺望景観づくり」

熊本城や水前寺成趣園等の歴史にはぐくまれた熊本らしさを構成している象徴的な場所では、重点的な景観形成に取り組み、歴史や自然に彩られた象徴的な景観の保全、活用を図ります。

熊本らしさの印象を高める場所への眺望と、それらを取り囲む山並み等の自然環境への眺望を保全・創出し、市街地の中で身近に歴史や自然を感じられる眺望景観づくりをめざします。

②市民の文化性、活力が感じられる「沿道景観づくり」

市内各所を結ぶ主要な道路や鉄道等は、本市の骨格であり、熊本を代表する観光地である熊本城や阿蘇へ人々を導くアプローチ空間でもあります。これらの沿道等をわかりやすく美しいものとし、市民の文化性や活力が感じられる沿道景観づくりをめざします。

③個性と愛着あふれる「地域景観づくり」

本市には、金峰山系や有明海等の自然景観や豊かな田園集落、快適な住宅地、活力ある商業地、歴史的建造物や鎮守の森等の魅力ある景観が点在しています。これらは、地域の環境に応じて形成されてきた市民に身近な個性と愛着ある景観です。こうした地域特性や地域景観資源を活かした愛着あふれる地域景観づくりをめざします。

④多様な主体が参画する「協働の景観づくり」

市民・事業者・行政は、熊本の景観づくりの担い手です。景観形成は、生活環境の快適性を高めることや地域コミュニティの育成、観光地としての活性化等につながります。

そこで、市民・事業者の景観形成への関心や自ら景観づくりを実践するという意識を高め、多様な主体が参画する協働の景観づくりをめざします。

(2) 基本方針

本市がめざす景観形成の目標の実現に向けて、5つの基本方針を以下に示します。

①熊本らしさの印象を高める重要な地域の景観形成を推進します

多様な景観が広がる市域において、市民や来訪者から親しまれ、熊本らしさを醸成する重要な地域である熊本城周辺、水前寺周辺、江津湖周辺、熊本駅周辺、あるいは熊本空港周辺においては、現在の重点地域や特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区の指定を継続し、地域特性に合わせた景観形成のための施策を推進します。

また、本市の発展を支える都市軸である電車通りの沿線地域、熊本の大地をつくり豊かな風土をはぐくんできた白川の沿岸地域については、熊本らしい個性的な景観づくりを推進するとともに、本市への導入軸となる景観形成上重要な幹線道路沿道については、調和の取れた秩序ある沿道景観づくりを推進します。

さらに、中心市街地から広がる鉄道及び軌道、放射環状の幹線道路網の骨格軸上に形成される地域拠点においても、各地域の景観特性に合わせた景観形成を進めます。

これらの重点地域や地域拠点においては、地域の特性を引き立たせる魅力的な夜間景観づくりも進めていきます。

②郷土の自然や歴史を踏まえた建築物等や屋外広告物を誘導します

熊本城や水前寺成趣園、あるいは熊本駅のような都市の玄関口となる場所やアプローチ空間となる道路等は、本市の印象を高める重要な場所です。こうした本市にとって重要な景観を有する地域では、良好な眺望景観、沿道景観を保全・創出するために、建築物や屋外広告物等の規制や誘導を継続的に進めていきます。

新町・古町地区、川尻地区は、令和2年（2020年）に策定された熊本市歴史的風致維持向上計画に重点区域として指定されるとともに、町並みづくりガイドラインを策定しており、これらのガイドラインに基づいて、建築物等の形態意匠や色彩、屋外広告物の規模や意匠、色彩等の誘導を進めていきます。

その他の地域についても、周辺の自然環境やまち並みに調和した色彩・形態等の規制や誘導を継続的に進めていきます。

また、市民・事業者・行政の協働による、地域景観と調和した屋外広告物の誘導や改善のための活動等も進めていきます。

③良好な景観づくりのモデルとなるよう公共空間の質を向上します

白川や国道3号等の道路、あるいは水前寺江津湖公園等の都市公園等の公共施設は、本市の景観上の重要な要素であり、景観形成に大きな影響を与えるものです。こうした、本市の骨格となる公共施設については、景観重要公共施設の指定方針を設定し、良好な景観づくりのモデルとなるよう質の高い公共空間による景観形成を推進します。

また、身近な公共施設などについては、地域の個性を積極的に取り入れるよう努め、個性豊かな景観形成を推進します。

④豊かで美しい緑と水辺がつながるうるおいある景観を創出します

本市には、市域を取り囲む金峰山等の山々の緑や水前寺・江津湖等の豊かな水辺、白川や坪井川等の河川、農地で構成される美しい緑と水辺の景観が広がっています。

これらの景観を、永続的に保全継承することを基本としつつ、市街地においては、建築行為や開発行為の際に、積極的に緑化を進めていきます。さらに、公園や街路樹整備、公共用地の緑化、あるいは民間の建物緑化や敷地内緑化を進めるとともに、景観重要樹木の指定制度等を活用します。

これらの取組により、緑と水辺がつながる豊かで連続性のある魅力的な緑の景観づくりを進めていきます。

⑤地域の個性創出と市民による主体的な景観形成を推進する仕組みをつくれます

市民一人ひとりが参画する地域主体の景観づくりを実現するため、また、地域での落ち着いた生活環境の確保や郷土愛の醸成のために、地域特性に応じた地域の景観形成のあり方を関係者で共有しつつ、まち並み景観や眺望景観等の地域固有の良好な景観資源の保全・活用や市民提案制度の運用等を促進します。

また、景観に関する多様な情報発信、景観教育等による啓発活動の推進により、市民や事業者の景観に関する意識の醸成を図り、官民が連携して景観形成を進める仕組みづくりを進めます。

①熊本らしさの印象を高める重要な地域の景観形成を推進します

②郷土の自然や歴史を踏まえた建築物や屋外広告物を誘導します

③良好な景観づくりのモデルとなるよう公共空間の質を向上します

④豊かで美しい緑と水辺がつながるうるおいある景観を創出します

⑤地域の個性創出と市民による主体的な景観形成を推進する仕組みをつくれます

図 2-1 基本方針の関係図

3. 景観の全体像

本市のめざす良好な景観の全体像として、景観特性、都市構造、地形の特性、地域の個性を踏まえ、5つの面的なゾーンと2つの連続性のある軸を設定しています。

本市の都市構造を踏まえて、都市型居住景観形成ゾーン、都市近郊型居住景観形成ゾーン、郊外型居住景観形成ゾーン、田園景観・既存集落景観保全ゾーン、自然環境景観保全ゾーンの5つの面的なゾーンを設定し、これらのゾーンを横断的に通る JR 沿線、電車通り、外環状道路等を沿道景観形成軸、さらに白川、坪井川、井芹川等を水辺景観形成軸として設定しています。

また、全ゾーンに関連し、熊本らしさを印象づけ、その個性を際立たせるために重点的に景観形成を推進していく6つの重点地域と良好な沿道景観形成を図る特定施設届出地区、あるいは熊本空港周辺景観形成地区を設定しています。

さらに、都市型居住景観形成ゾーン、都市近郊型居住景観形成ゾーン、郊外型居住景観形成ゾーンに、市民サービス機能や生活サービス機能が集積した地域拠点が設定されています。

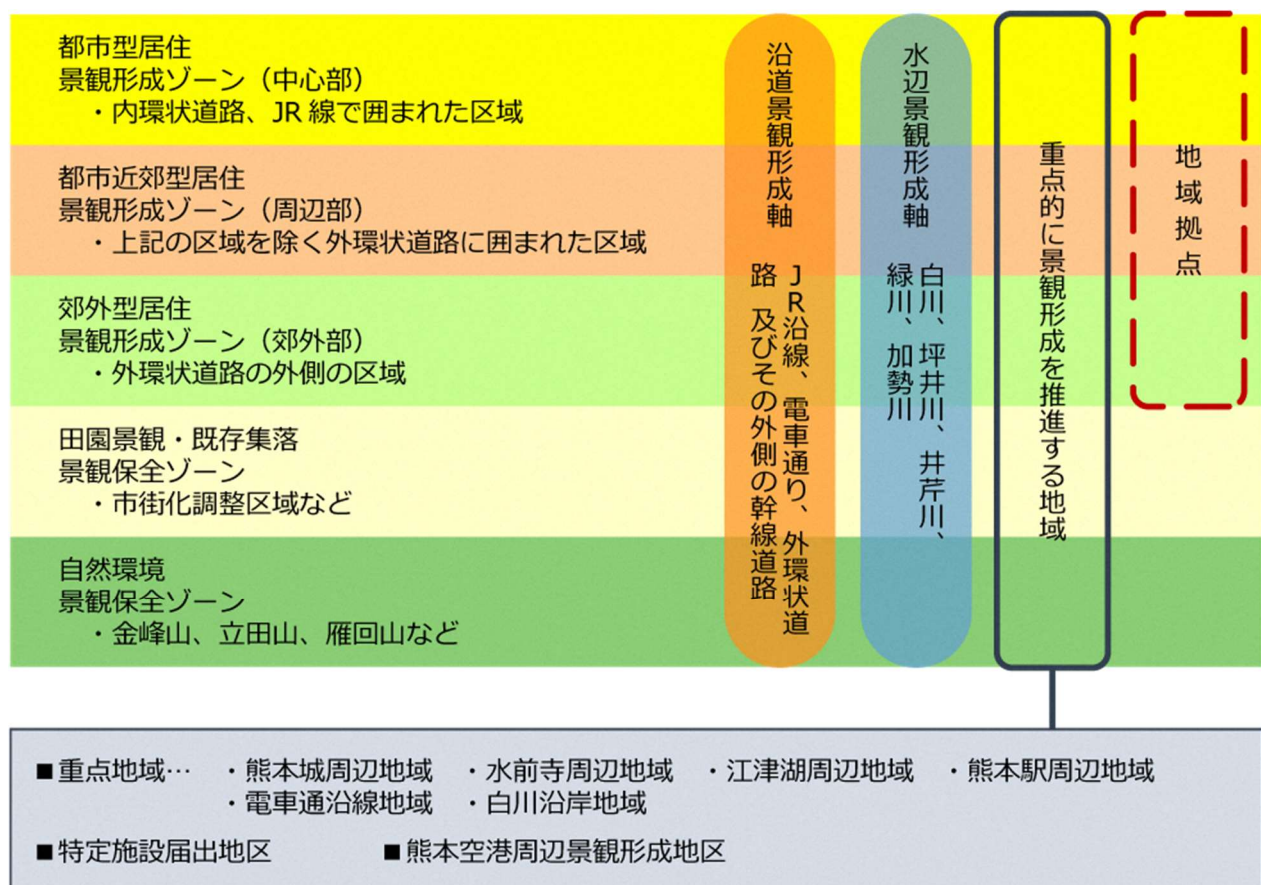


図 2-2 ゾーン・軸・地域拠点の概念図

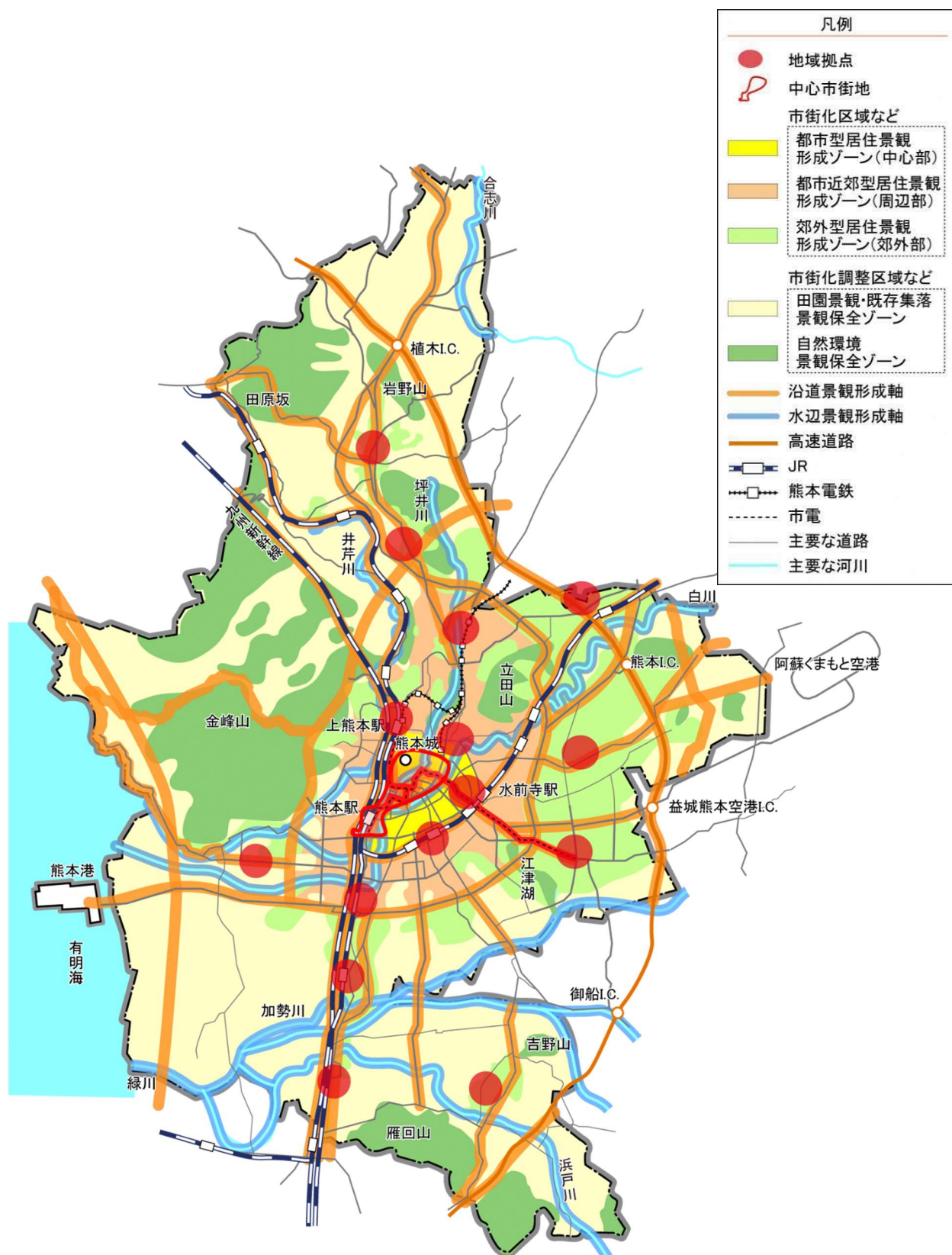


図 2-3 ゾーン・軸・地域拠点 位置図



図 2-4 重点地域・特定施設届出地区・熊本空港周辺景観形成地区 位置図

様々な景観の賞を受賞しています！

熊本市は、平成 20 年（2008 年）に緑の都市賞の国土交通大臣賞、平成 23 年（2011 年）に「熊本城復元整備とまちづくり」がアジア都市景観賞、平成 25 年度（2013 年度）都市景観大賞の都市空間部門で熊本駅周辺地区が大賞（国土交通大臣賞）を受賞するなど、これまでに景観に関して様々な賞を受賞しています。

令和 4 年（2022 年）には、（公財）都市緑化機構が主催する第 42 回緑の都市賞において、県内自治体では初となる最高賞の「内閣総理大臣賞」を受賞しました。

令和 4 年第 42 回緑の都市賞「内閣総理大臣賞」受賞概要 ー持続可能な「森の都」の大展開ー

近年、緑の「量」の充実に加え、緑の「質」の向上を図るため、中心市街地にて市民・学識者・事業者・行政が一体となり、花畑広場の整備、熊本駅周辺の緑化推進、熊本地震で被災した熊本城公園の復旧及び活用、白川河川敷の活用等、様々な緑やオープンスペースの施策に取り組み、成果を上げています。また、令和 4 年（2022 年）開催の全国都市緑化フェアを契機に、スポンサー花壇や市民・企業との連携事業の新規プロジェクトを展開し、市域全体で緑のまちづくりを推進している点が高く評価されました。



整備された花畑広場周辺と再開発ビル



熊本城公園の復旧と緑の保全・活用

新町・古町、川尻地区には独自の町並みづくりガイドラインがあります！

歴史的な町並みが残る中央区の新町・古町地区と南区の川尻地区では、市と地区住民が協働で町並みづくりガイドライン等の策定や保存活用を行い、歴史や文化を踏まえた町並みづくりに取り組んでいます。

町並みづくりガイドラインでは、町並みづくりの基本方針をはじめ、伝統的様式建造物などの特徴を紹介することにより、町並みの保存・修景の基準などを示しています。また、ガイドラインの基準に即して、町並み協定を締結し、市長の認定を受けた地区においては、町屋や一般建造物の外観の保存・修景の経費の一部について市が助成をしています。



新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン



川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン

4. 景観形成の基本的な考え方の体系

1. 理念

水と緑と歴史を活かし
地域と共に賑わいと活力を育む
くまもとの景観づくり

2. 目標

- ①熊本らしさの印象を高める重要な場所での「眺望景観づくり」
- ②市民の文化性、活力が感じられる「沿道景観づくり」
- ③個性と愛着あふれる「地域景観づくり」
- ④多様な主体が参画する「協働の景観づくり」

3. 基本方針

- ①熊本らしさの印象を高める重要な地域の景観形成を推進します
- ②郷土の自然や歴史を踏まえた建築物等や屋外広告物を誘導します
- ③良好な景観づくりのモデルとなるよう公共空間の質を向上します
- ④豊かで美しい緑と水辺がつながるうるおいある景観を創出します
- ⑤地域の個性創出と市民による主体的な景観形成を推進する仕組みをつくります

4. 景観形成方針

● ゾーンの景観形成方針 (P25~P26)

- ・都市型居住景観形成ゾーン(中心部)
- ・都市近郊型居住景観形成ゾーン(周辺部)
- ・郊外型居住景観形成ゾーン(郊外部)
- ・田園景観・既存集落景観保全ゾーン
- ・自然環境景観保全ゾーン

● 軸の景観形成方針 (P26~P27)

- ・沿道景観形成軸
- ・水辺景観形成軸

● 地域拠点の景観形成方針 (P27)

↓ 重点的に景観形成を推進する地域

● 重点地域の景観形成方針 (P28)

(1) 視点場の設定と眺望の保全・向上 (P28)

(2) 重点地域毎の景観形成方針 (P30)

・熊本城周辺地域 (P30 ~ P41)

- ランドマークとしての熊本城への眺望の確保
- 熊本城からの眺望の保全
- 市街地と熊本城との間のゆとりある眺望の保全
- 熊本城と調和したまち並み景観の創出
- 誰もが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の景観向上

・水前寺周辺地域 (P42 ~ P44)

- 市街地の中でシンボルとして残された、緑と水辺の良好な眺望の保全

・江津湖周辺地域 (P45 ~ P52)

- 「日本一の地下水都市熊本」の印象を高める広がりのある水と水辺の眺望の保全

・熊本駅周辺地域 (P53 ~ P57)

- 熊本市の玄関口にふさわしい、風格とにぎわいが感じられる景観形成

・電車通沿線地域 (P58 ~ P59)

- 都市軸として連続する軸性の強化と風格あるまち並み景観の形成

・白川沿岸地域 (P60 ~ P66)

- 水辺の緑と調和し、白川に顔を向けた市街地景観の形成

● 特定施設届出地区の景観形成方針 (P67)

- 都市の骨格にふさわしい調和のとれた美しい沿道景観の形成

● 熊本空港周辺景観形成地区の景観形成方針 (P67)

- 田園景観と調和した空の玄関口にふさわしい景観の形成

景観形成基準

(P69 ~ P120)

- ・大規模行為
市域全体
- ・特定施設届出地区
重点地域
- ・熊本空港周辺景観形成地区

第2節 景観形成方針

1. 景観形成のよりどころとなる視線

私たち熊本市民が景観を語る時、そこには無意識のうちに三つの視線があります。

一つは熊本城に向かうもの、二つ目は阿蘇に向かうもの、三つ目は都市を囲む山並みに向かうものです。多くの学校の校歌にも歌われているように、熊本市民は、いつもそれらの見え方を意識してきました。それはこの三つが、熊本の歴史と雄大な自然を象徴的に表現しているからでしょう。

平成28年（2016年）の熊本地震においては、熊本城も甚大な被害を受け、着実に復旧が進められているものの、完全復旧にはまだまだ長い年月を要し、私たちはその様子をしっかりと見守る必要があること、また、湧水等自然の恩恵の上に成立する都市であり、将来も豊かな自然と共にありたいと願うことから、次の三つの普遍的な視線をよりどころとして景観形成を進めます。

- 熊本城に向かう視線を大切にします。
- 阿蘇（熊本の水源）に向かう視線を大切にします。
- 都市を囲む山並みへの視線を大切にします。

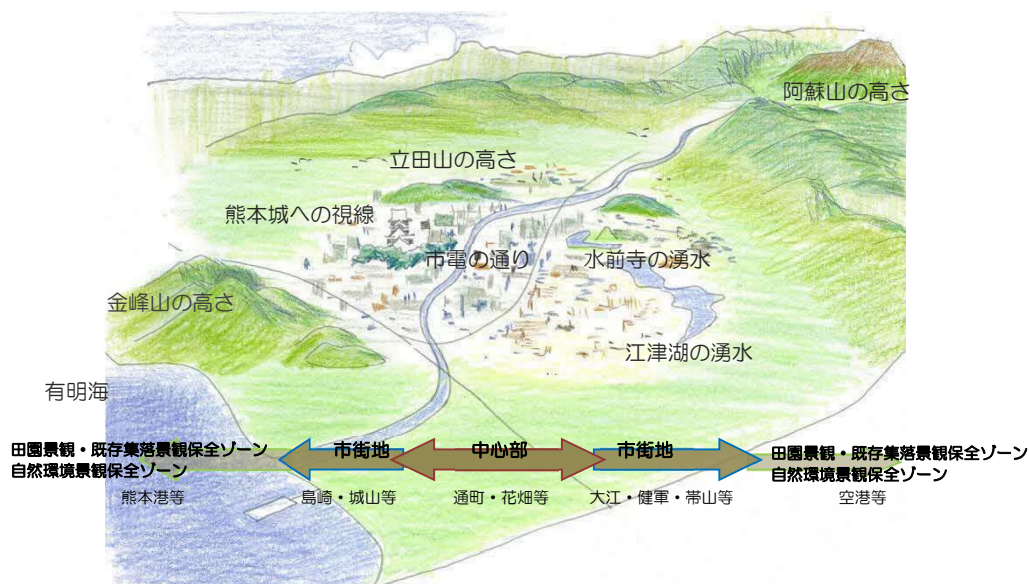


図 2-5 熊本市の景観をつくる視線



図 2-6 天守閣から見える都市の構造

2. ゾーン・軸・地域拠点の景観形成方針

本市の地域特性を活かした個性ある景観形成を進めていくために、ゾーンと軸、地域拠点の景観形成方針を定めます。

(1) ゾーンの景観形成方針

■都市型居住景観形成ゾーン（中心部）

～熊本城をシンボルとする中心市街地と一体となった都市型居住景観の形成～

- ・土地の高度利用を活かしながら、熊本城への眺望や熊本城から阿蘇への眺望に配慮した景観形成を図ります。
- ・中心商業地のにぎわいや楽しさを大切にしながら、都市の顔にふさわしい景観形成を図ります。
- ・市街地に残された緑や水辺を活かしたうおいの感じられる景観形成を図ります。
- ・歴史的風致維持向上計画の重点区域に含まれる新町・古町等の城下町の趣きが残る歴史的なまち並み地区は、歴史的資源を活かし、歴史を感じられる景観形成を図ります。



熊本城から見た中心市街地のまち並み

■都市近郊型居住景観形成ゾーン（周辺部）

～良好な近郊型居住景観の形成～

- ・地域の拠点となる商店街などでは、親しみやすくにぎわいがある中に、調和のとれた景観形成を図ります。
- ・住宅地に隣接した工業・流通業務地については、住宅地との共存のために周辺環境に配慮した景観形成を図ります。
- ・古くから市街化された住宅地は、落ち着いた雰囲気とうおいのある緑豊かな景観形成を図ります。
- ・緑豊かな住宅地は、斜面緑地の保全や地域内に点在する歴史的資源を活かした景観形成を図ります。



熊本県庁付近のまち並み

■郊外型居住景観形成ゾーン（郊外部）

～落ち着いた感じのある郊外型居住景観の形成～

- ・郊外の計画的な住宅団地は、周辺の自然景観との調和に配慮した景観形成を図ります。
- ・斜面や社寺等の樹林地は、地域らしさの印象を高める資源として保全・活用を図ります。
- ・歴史的風致維持向上計画の重点区域に指定されている川尻地区等の歴史的なまち並み地区は、歴史的資源を活かし、落ち着いた感じられる景観形成を図ります。



植木町の住宅団地

■田園景観・既存集落景観保全ゾーン

～うるおいある田園景観の保全、田園景観に配慮した集落の景観保全～

- ・金峰山周辺、加勢川周辺、緑川流域等の田園部は、広がりのある田園景観の保全や周囲の自然と調和した景観形成を図ります。
- ・既存集落においては、周囲の田畑等の農業景観や自然景観との調和を図ります。
- ・有明海沿岸では、熊本港周辺等の修景や広告物の規制等により、広がりを感じられる景観形成を図ります。



城南町の田園

■自然環境景観保全ゾーン

～緑豊かな自然景観の保全～

- ・金峰山、本妙寺山、立田山、託麻三山、雁回山の山並み等、まとまりのある緑について、市民の憩いの場として適切な維持管理により保全を図ります。
- ・市街地の背景に山並みが望める良好な景観の保全に努めます。



金峰山等の山並み

(2) 軸の景観形成方針

■沿道景観形成軸

～魅力ある沿道景観の形成～

- ・国道3号、国道57号、国道3号熊本北バイパス、産業道路、J R 線等の主要交通ネットワークを形成する道路沿道等は、まちの個性を表現する魅力ある沿道等景観の形成を図ります。
- ・第2空港線、国体道路東西線、熊本港線等の本市の印象を高める道路沿道は、空や港からの玄関口にふさわしい魅力ある沿道景観の形成を図ります。
- ・国道266号、県道熊本高森線、県道熊本玉名線等の地域の骨格となる沿道は、田園やまち並み等の地域毎の特性を活かした沿道の景観形成を図ります。
- ・沿道に整備された街路樹の適切な維持管理により、美しい街路樹景観の形成を図ります。
- ・主要な幹線道路の交差点では、建築物や広告物の誘導により、結節点にふさわしい良好な景観形成を図ります。



国道3号（清水新地付近）

■水辺景観形成軸

～うるおいある水辺景観の形成～

- ・河川敷の緑地の保全や河岸の親水性の向上等により、軸としての連続性とうるおいのある水と緑の景観形成を図ります。
- ・河川沿いの建築物等の川に向けた顔づくりや橋梁等の修景、堤防の緑化等により、河川と川沿いのまち並みが一体的に感じられる水辺景観の形成を図ります。



白川

（3）地域拠点の景観形成方針

～地域の特性に応じた景観の形成～

- ・各地域拠点※¹では、地域住民の意向を踏まえつつ、各拠点の景観特性や土地利用、あるいは地域の歴史文化と調和を図り、各拠点の住民や事業者、まちづくりセンター等と連携し、地域の暮らしを支える都市機能が集積する都市空間に相応しい景観の形成を図ります。



子飼商店街

※1：商業、医療、金融などの都市機能を維持、確保し、周辺地域の核となる地区のことで、その位置は第2次熊本市都市マスタープランで、次の15箇所が設定されている。

○植木地区、北部地区、楠・武蔵ヶ丘地区、八景水谷・清水亀井地区、子飼地区、長嶺地区、水前寺・九品寺地区、健軍地区、平成・南熊本地区、刈草地区、富合地区、城南地区、川尻地区、城山地区、上熊本地区

3. 重点地域の景観形成方針

熊本らしさの印象を高め、良好な景観形成を進めていくために、視点場の設定と眺望の保全・向上の方針及び重点地域の景観形成方針を定めます。

(1) 視点場の設定と眺望の保全・向上

① 景観の構成要素

景観は、主に視点場、視対象、そして眺望で構成されています。

■ 視点場

- ・ 視点場は視対象を眺める人が位置する場所のことです。
- ・ 視対象を眺めるときの視点場は、ある程度の広がりがある広場などの「面」であったり、移動しながら見る道路等の「線」であったり、必ずしも1点に固定されるものではなく、領域を有しています。

■ 視対象

- ・ 視対象とは、人が眺める対象物のことです。
- ・ 視対象は、必ずしも一つではなく、複数ある場合が多く、重なり合っています。例えば、熊本城の天守閣と手前の石垣が視対象となったり、長堀と桜並木が視対象となったりする場合があります。

■ 眺望

- ・ 視点場から視対象を眺めるときに、視覚で捉えられる範囲の景観のことです。
- ・ 眺望は、視対象を中心として、視点と視対象の間にある「前景」、視対象の背後にある「背景」で構成されます。
- ・ 前景と背景は、眺望に大きく影響することから、良好な景観形成のためには、前景と背景のあり方について配慮が求められます。

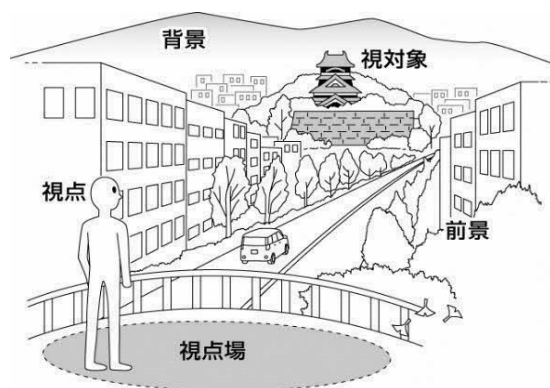


図 2-7 視点場と視対象のイメージ

※参考文献：篠原修編「新体系土木工学 59 土木景観計画」

② 熊本市における視点場の設定

- ・ 熊本らしさの印象を高める景観形成を進めるために、市民や来訪者から愛され、かつ熊本らしい眺望を望むことができる場所を、視点場として設定します。
- ・ 視点場は、屋外の公的空間（道路、橋、公園等）上の地点や一定の領域とします。
- ・ 当該視点場からの眺望の特性を踏まえ、眺望の保全・向上を図るとともに、市民の郷土愛の醸成や賑わい創出、観光交流の拡大に寄与するよう、本市のまちづくりに活用します。

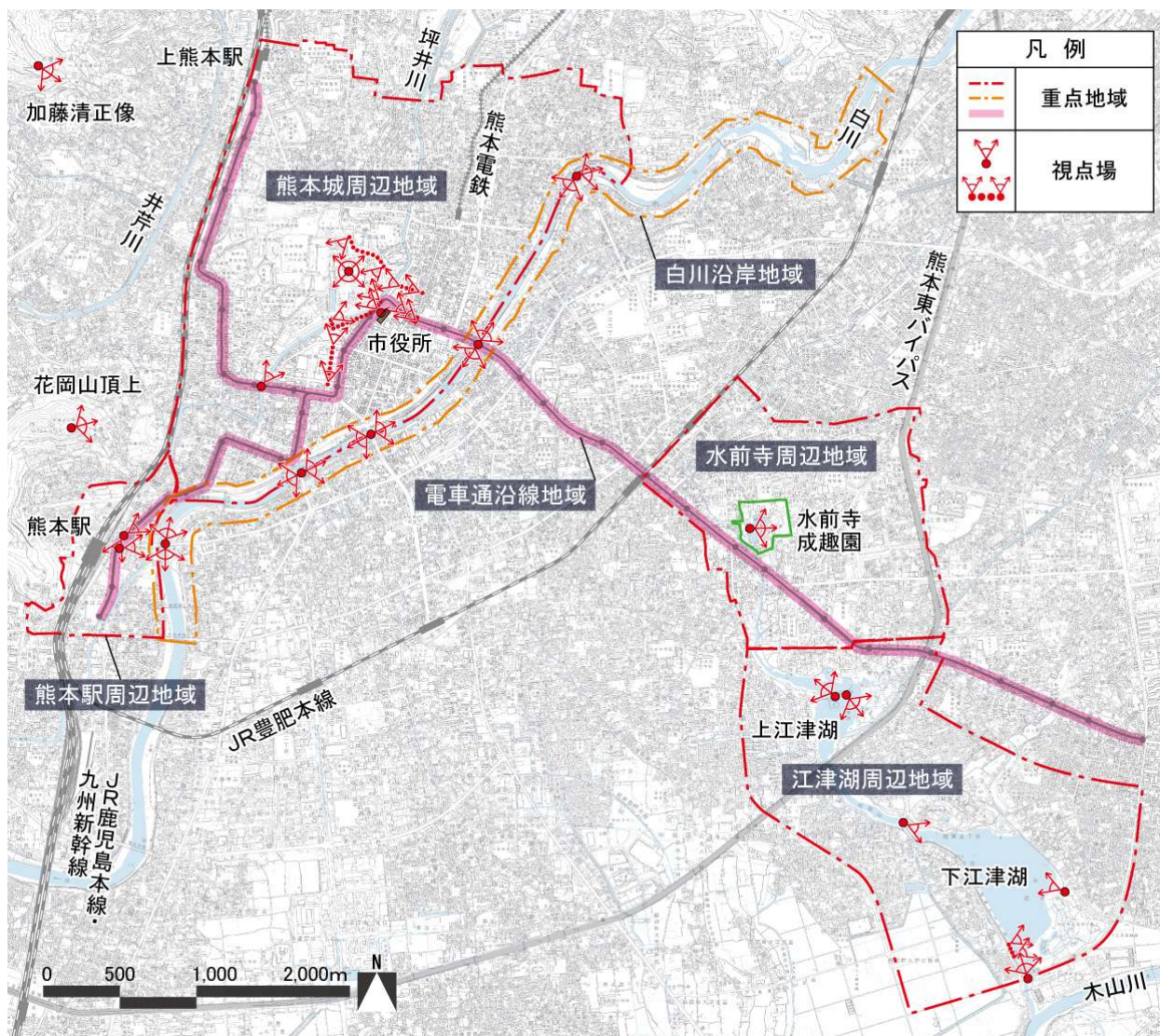


図 2-8 重点地域及び視点場

(※視点場の詳細は、「(2) 重点地域毎の景観形成方針」(P30～P66))

③眺望の保全・向上の方針

- ・指定した視点場からの眺望に影響する大規模建築物の建築や再開発等をしようとする事業者等は、届出対象行為及び景観形成基準に基づき周辺景観に与える影響を検証しつつ、必要な対策を講じることにより、眺望の保全・向上を図ります。
- ・一方、届出対象とならない小規模な建築物や工作物等についても、市域の景観を構成する要素であることから、行政においては市民や事業者等に良好な景観形成についての趣旨を広く周知しつつ、景観形成方針（第2章本節）及び景観形成基準（第3章）に適合するよう配慮を促すとともに、市民や事業者は、景観形成方針及び景観形成基準の内容と趣旨を理解し、これらに適合するよう努めることで、眺望の保全・向上を図ります。

(2) 重点地域毎の景観形成方針

■ 熊本城周辺地域

- ・熊本城は、本市を代表する歴史的遺産であり、熊本城を中心とした良好な景観の形成を図ることが、熊本らしい都市空間の形成を促すことにつながります。
- ・本市の都市イメージを強化するためには、熊本城を中心とした眺望景観の保全、向上を図るとともに、熊本城と調和したまち並み景観の創出を図ることが求められます。



① 景観形成方針

○ランドマーク※¹としての熊本城への眺望の確保

- ・天守閣をはじめとする櫓、石垣、樹木等の熊本城の構成要素について、周囲の市街地から眺めることができる視点場からの眺望をできる限り保全するとともに、周辺のまち並み景観と調和した良好な眺望となるよう向上を図ります。

○熊本城からの眺望の保全

- ・遠景の阿蘇の山並みと近景の城内の樹木及びそれらに挟まれた市街地を一望できる熊本城からの眺望を可能な限り保全します。

○市街地と熊本城との間のゆとりある眺望の保全

- ・熊本城の石垣の美しさを強く訴える坪井川等と直接接する市街地においては、熊本城との間のゆとりある眺望を可能な限り保全します。

○熊本城と調和したまち並み景観の創出

- ・熊本城周囲の市街地については、熊本城のシンボル性を損なうことがないように、建築物や工作物、屋外広告物の位置や規模、色彩、意匠等について、まち並みとの調和に配慮します。

○誰もが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の景観向上

- ・災害時に有効に機能しつつ、魅力と活力ある空間が広がる都市づくりのために、平面駐車場等の低未利用地の活用も含めた再開発等により、公開空地などの空間を生み出し、歩いて楽しく、快適で居心地がよい、きめ細かくデザインされた質の高い都市空間を創出します。

② 対象地域及び視点場

- ・対象地域と視点場を次頁の図に示します。
- ・熊本城周辺地域は、地域の特性を踏まえた眺望確保のため、熊本城特別地区、京町台地地区、一般地区に区分します。

※1：目印となるような特徴的な姿の自然、建築物、工作物など

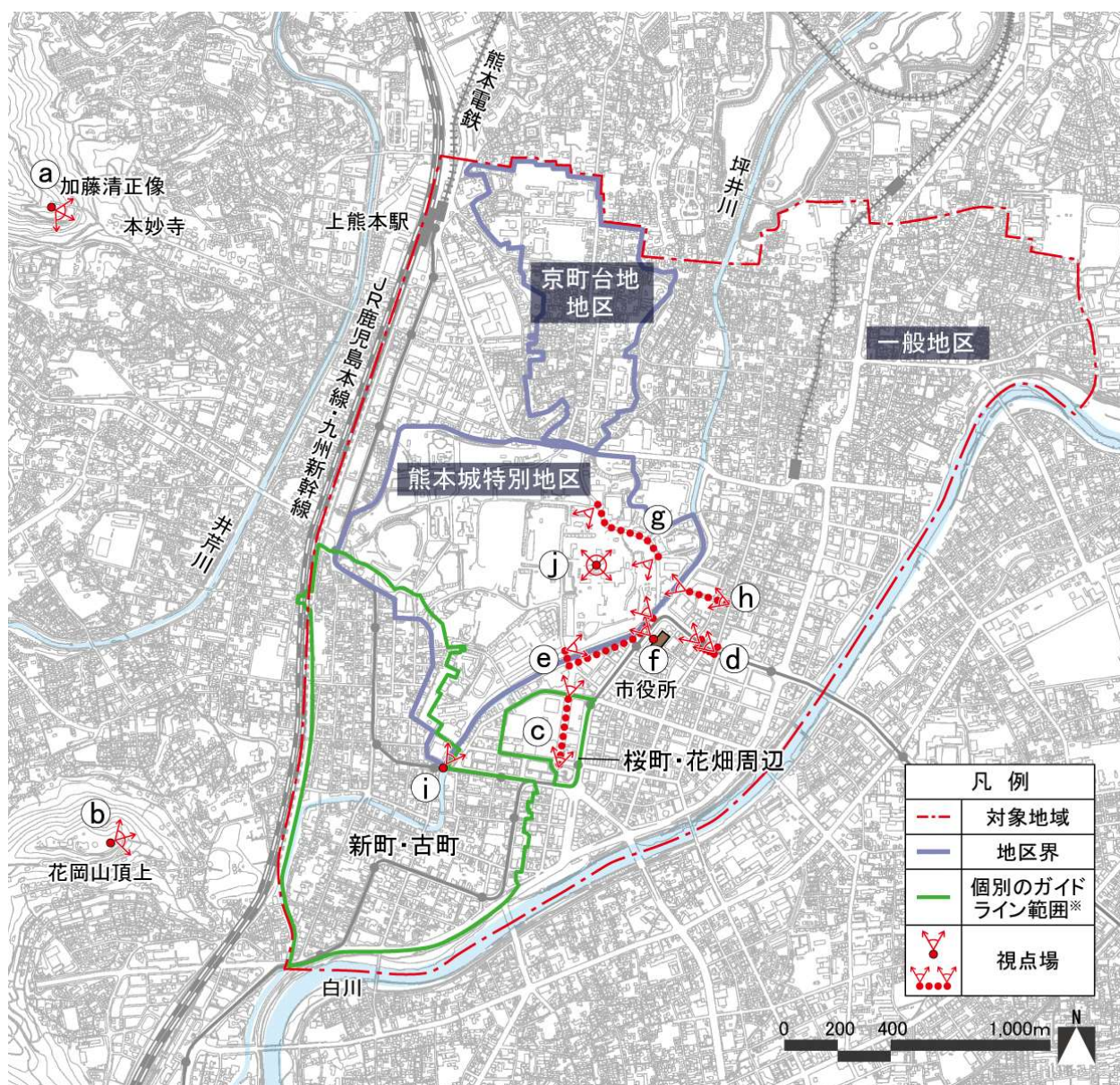


図 2-9 対象地域及び視点場

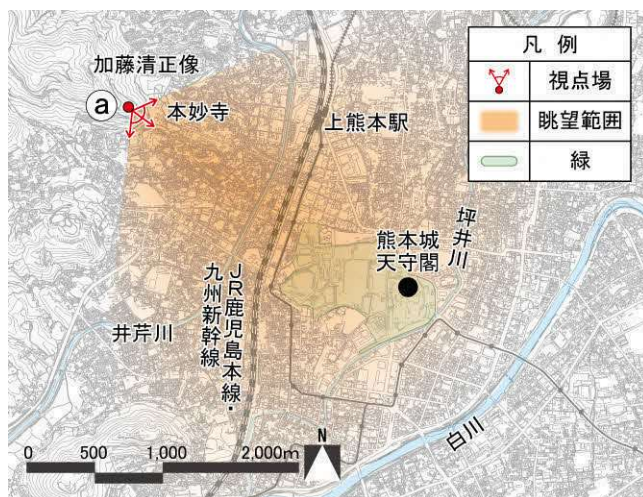
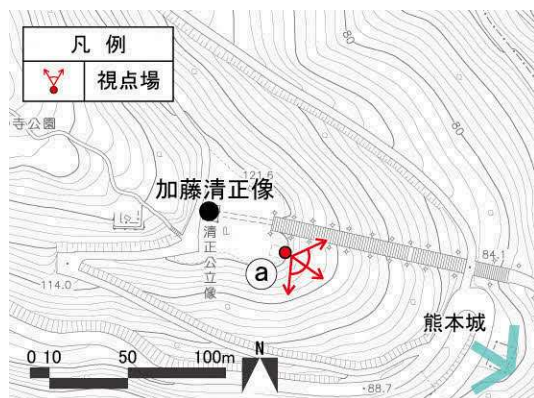
※新町・古町においては、「新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン」(P153)、桜町・花畑周辺においては、「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画 第6章デザインガイドライン」(P153)の内容を踏まえて下さい

③視点場と眺望

- ・本地域内で設定する視点場と眺望の概要は、次のとおりです。

a 本妙寺・加藤清正像から熊本城への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、加藤清正公の立像がある本妙寺公園のあづまや付近。
- ・視点場からは、熊本城域の緑地と天守閣を見ることができ、山並みに囲まれた市街地のパノラマ景観を眺めることができます。

■眺望

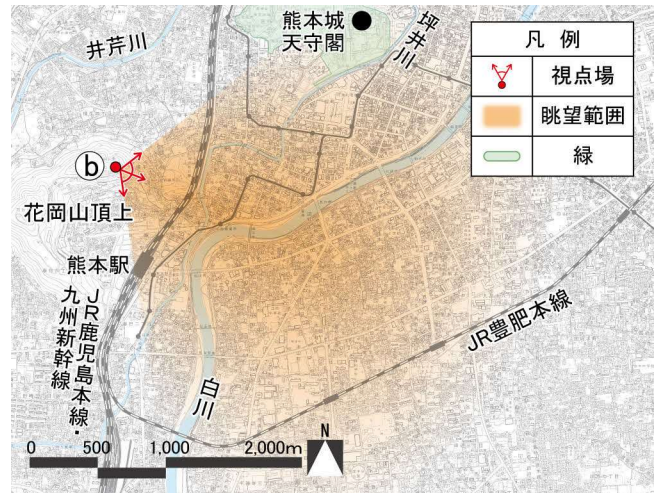
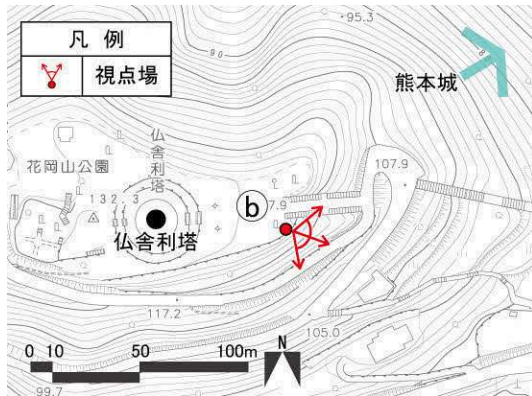


■眺望の保全・向上の考え方

- ・建築物や工作物、屋上広告等の高さは、周囲のまち並みや山並みとの調和を図るとともに、熊本城を取り囲む緑の眺望に配慮し、色彩については高彩度色を大面積で使用することは控えます。
- ・熊本城への眺めと市街地が広がるパノラマ景観を保全するため、眺望範囲を狭めることがないよう視点場周辺の樹木の適切な維持管理を行います。

b 花岡山山頂から熊本城への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、仏舎利塔のある花岡山公園の階段付近。
- ・視点場からは、熊本城域の緑地と天守閣を見ることができ、山並みに囲まれた市街地のパノラマ景観を眺めることができます。

■眺望

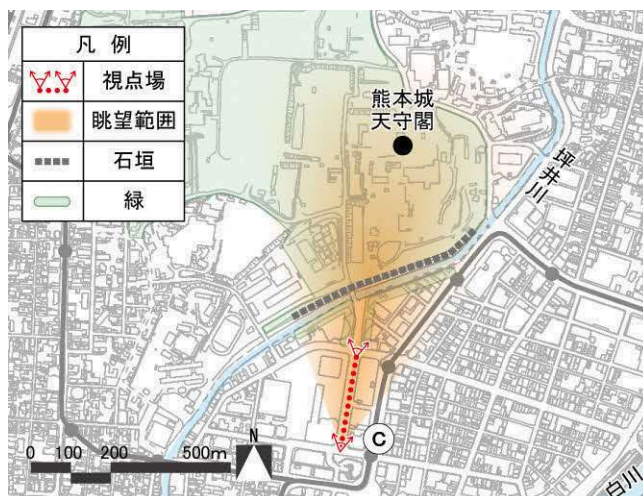


■眺望の保全・向上の考え方

- ・建築物や工作物、屋上広告等の高さは、周囲のまち並みや山並みとの調和を図るとともに、色彩については高彩度色を大面積で使用することは控えます。
- ・熊本城への眺めと市街地が広がるパノラマ景観を保全するため、眺望範囲を狭めることがないよう視点場周辺の樹木の適切な維持管理を行います。

c 花畑広場（シンボルプロムナード）から熊本城への眺望

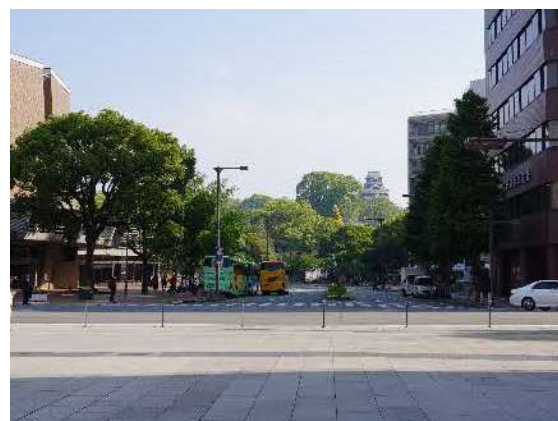
■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、花畑広場（シンボルプロムナード）上。
- ・花畑広場（シンボルプロムナード）からは、前方正面に熊本城天守閣、熊本城飯田丸5階櫓（令和5年（2023年）5月時点復旧中）を眺めることができ、再開発事業により整備された質の高い歩行空間や建築物・工作物の統一感のある色彩・意匠など、熊本城との一体感を演出した熊本らしい都市景観が形成されています。

■眺望

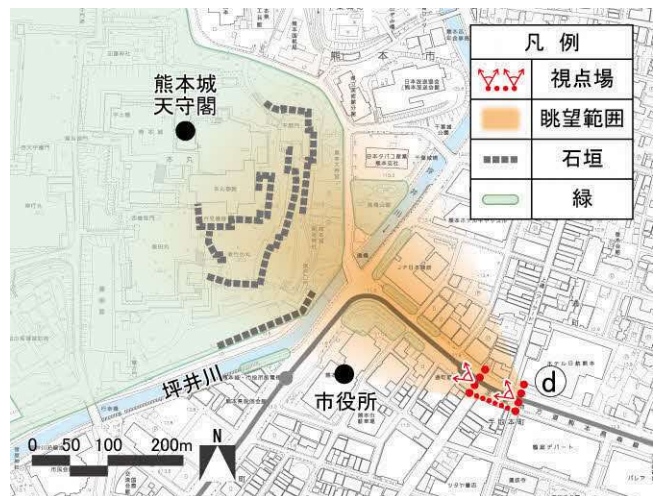
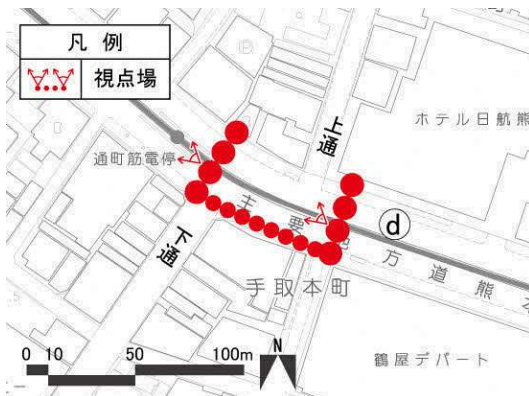


■眺望の保全・向上の考え方

- ・花畑広場（シンボルプロムナード）付近の建築物や工作物、屋外広告物の色彩は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P84）を使用し、熊本城天守閣への良好な眺めをささげる屋外広告物の掲出を控えます。
- ・花畑広場（シンボルプロムナード）付近での建築物の新築、建替えにおいては可能な限り道路境界から壁面位置を後退させます。
- ・眺望に配慮しつつ、敷地内は可能な限り緑化を図り、周辺の緑と連続させるとともに、適切な維持管理を進めます。
- ・なお、具体的な空間・景観的デザインの考え方については、「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画 第6章デザインガイドライン」（P153）を参照して下さい。

d 通町筋電停付近から熊本城への眺望

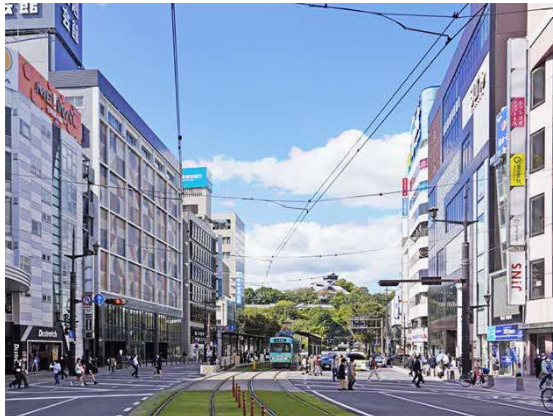
■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、通町筋電停東側のスクランブル交差点付近。
- ・繁華街の中心である通町筋の交差点付近からは、前方正面に熊本城天守閣、石垣、城域の樹木を眺めることができます。また、それらを背景に、緑化された軌道敷を走る市電や人々の行き交う姿を見ることができ、歴史的建造物と繁華街のにぎわいが一体となる、熊本らしい都市景観が形成されています。

■眺望

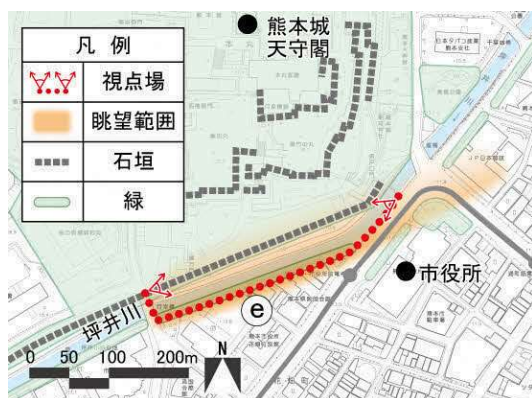


■眺望の保全・向上の考え方

- ・電車通りの建築物や工作物、屋外広告物の色彩は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P84）を使用し、熊本城天守閣への良好な眺めをさえぎる屋外広告物の掲出を控えます。
- ・城域の樹木は、天守閣への眺めを妨げることがないように、適切な維持管理を行います。
- ・また、城域の緑との連続性に配慮し、軌道の芝生や街路樹の適切な維持管理を行います。

e 長堀通りから熊本城への眺望

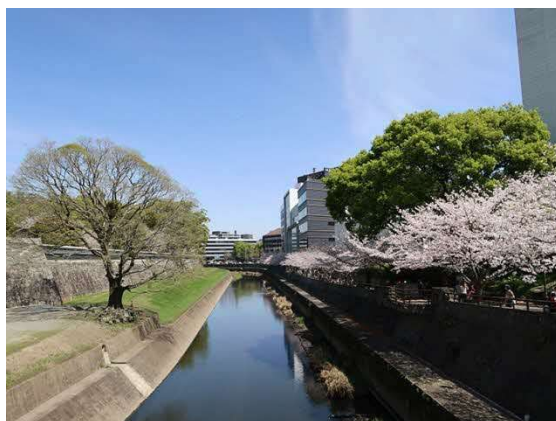
■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、長堀通り及び行幸橋上の領域。
- ・視点場となる領域からは、長堀、石垣、城域の樹木及び坪井川が眺められるとともに、長堀通り沿道の桜並木やまち並みを眺めることができます。

■眺望

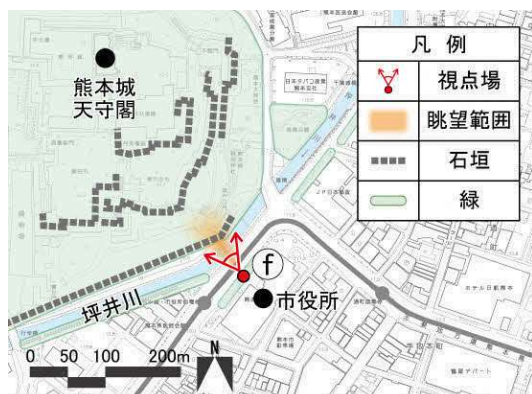


■眺望の保全・向上の考え方

- ・長堀通り沿道の桜並木の景観を保全するため、適切な維持管理を行います。
- ・長堀や石垣の歴史的な雰囲気を損ねることがないように、長堀通りから見える建築物や工作物、屋外広告物の色彩は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P84）を使用し、壁面広告や突出し広告、工作物の掲出を控えます。
- ・沿道の堀・柵等の工作物は、熊本城や道路空間との調和に配慮した色彩や意匠とします。

f 市役所前から熊本城への眺望

■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、熊本市役所正面玄関前の石彫刻付近。
- ・視点場からは、長堀、石垣及び城域の樹木を眺めることができます。
- ・また、それらを背景に、緑化された軌道敷を走る市電の様子を見ることができます。

■眺望

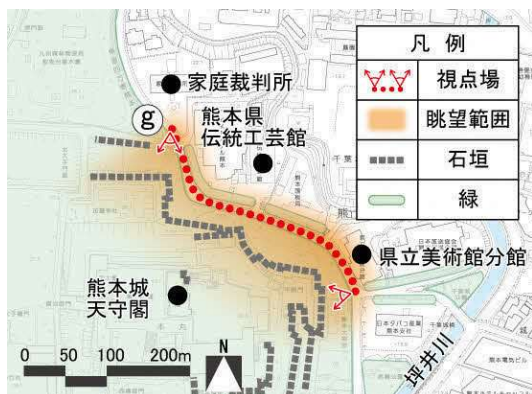


■眺望の保全・向上の考え方

- ・長堀や石垣の歴史的な雰囲気損ねることがないように、道路上の防護柵や架線柱等の工作物については、熊本城との調和に配慮した色彩や意匠とします。
- ・また、城域の緑との連続性に配慮し、軌道の芝生の適切な維持管理を行います。

g 熊本家庭裁判所前から県立美術館分館付近までの通りから熊本城への眺望

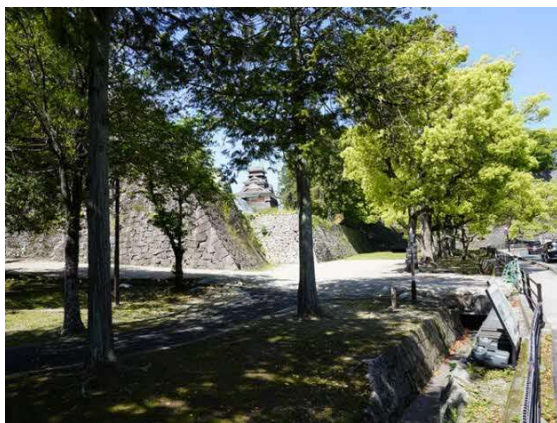
■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、(県) 四方寄熊本線上の熊本家庭裁判所前から熊本県立美術館分館付近までの間の領域。
- ・視点場の領域からは、連続的に熊本城の石垣を間近で見られ、場所によって天守閣や平櫓等を眺められるなど、熊本城の重厚感と景観の変化を楽しむことができます。

■眺望



■眺望の保全・向上の考え方

- ・石垣周辺の緑地や街路樹の適切な維持管理を行うとともに、城域の樹木についても、天守閣等への眺めを妨げることがないように適切な維持管理を行います。
- ・沿道の建築物の新築や建替えにおいては、周囲のまち並みと調和した高さとし、色彩は地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P84）を使用します。
- ・また、通りから見える看板等の屋外広告物の掲出をできるだけ控えます。
- ・沿道の敷地は可能な限り緑化し、柵等を設ける場合は、金網フェンスは使用せず、熊本城との調和に配慮した色彩や意匠とします。

h 桜井通り付近から熊本城への眺望

■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、桜井通りの上通りアーケードから城東町1号線（日本郵政付近）までの領域。
- ・視点場の領域からは、沿道の建物で形成された細長い路地景観が見られ、その先に熊本城天守閣及び城域の樹木を眺めることができます。歴史的建造物と繁華街の路地裏のまち並みが合わさった、熊本らしい都市景観を形成しています。

■眺望

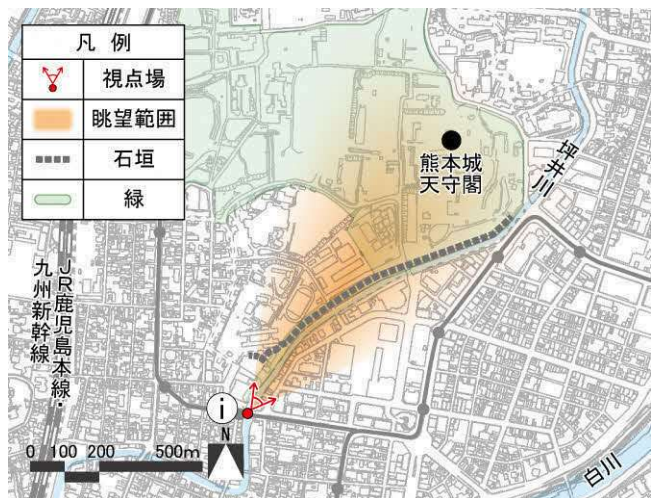


■眺望の保全・向上の考え方

- ・桜井通りの建築物や工作物、屋外広告物の色彩は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P84）を使用し、熊本城天守閣への良好な眺めをさえぎる屋外広告物の掲出を控えます。
- ・沿道の建築物の新築、建替えにおいては可能な限り道路境界から壁面位置を後退させます。
- ・城域の樹木は、天守閣への眺めを妨げることがないように、適切な維持管理を行います。

i 船場橋から熊本城への眺望

■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、船場橋上。
- ・船場橋上からは、湾曲した坪井川の先に、熊本城の天守閣を眺めることができ、坪井川に沿って城域の石垣や樹木が連続し、対岸には多様な規模の建築物のまち並みが見られます。歴史的建造物と中心市街地のまち並み、坪井川が一体となった、熊本らしい都市景観を形成しています。

■眺望

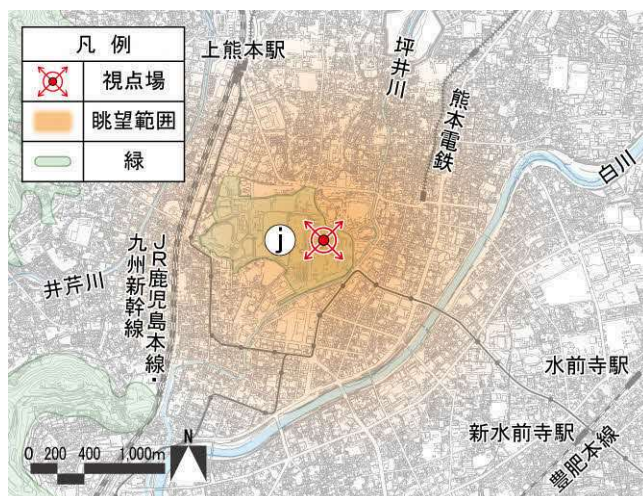


■眺望の保全・向上の考え方

- ・視点場から見える坪井川沿いの建築物の壁面は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P84）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。
- ・室外機等の設備類は、可能な限り見えにくい位置に設置、または目隠しを施します。
- ・また、視点場から見える柵等については、熊本城との調和に配慮した色彩や意匠とします。
- ・城域の樹木は、天守閣への眺めを妨げることがないように、適切な維持管理を行います。

j 天守閣から市街地への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、熊本城大天守閣の最上階である6階。
- ・視点場からは、金峰山等の山々、阿蘇の山並みの緑に囲まれた中に、市街地が広がる景観を眺めることができます。

■眺望

〔東側〕



〔西側〕



■眺望の保全・向上の考え方

- ・建築物や工作物、屋上広告等の高さは、周囲のまち並みや山並みに調和するスカイライン※1の形成を図るよう配慮するとともに、色彩については高彩度色の使用を控えます。
- ・また、遠くまで広がる市街地の連続性を阻害しないよう、熊本城周囲の建築物の新築、建替えにおいては、可能な限り分節等の工夫により長大な壁面が発生しないようにします。

※1：空を背景とした山岳や建築物の輪郭線

■ 水前寺周辺地域

- ・回遊式の庭園として名高い水前寺成趣園は、本市を代表する名勝です。園路からの変化に富んだ庭園の眺めや、古今伝授の間を視点場とした庭園への眺望は、本市にとって貴重な財産です。
- ・古今伝授の間からの眺望景観を保全するためには、樹木の上に建築物等が見えないようにすることが必要です。
- ・水前寺成趣園で湧き出る水は水前寺江津湖公園内を江津湖に向かって流れ、加勢川沿いの緑とともに水前寺周辺地域と江津湖周辺地域とをつなぐ水と緑のネットワークを形成しています。



①景観形成方針

○市街地の中でシンボルとして残された、緑と水辺の良好な景観の保全

- ・市街地の中に残された緑と水辺の良好な眺望景観を損なわないよう、建築物の高さや広告物の掲出の制限や建築物等の意匠色彩の誘導により、水前寺成趣園からの景観の保全を図ります。
- ・水前寺江津湖公園内の建築物や工作物においては、公園の水や緑の自然景観と調和するよう配慮し、水と緑の景観の保全を図ります。

②対象地域及び視点場

- ・対象地域と視点場を次頁の図のように定めます。

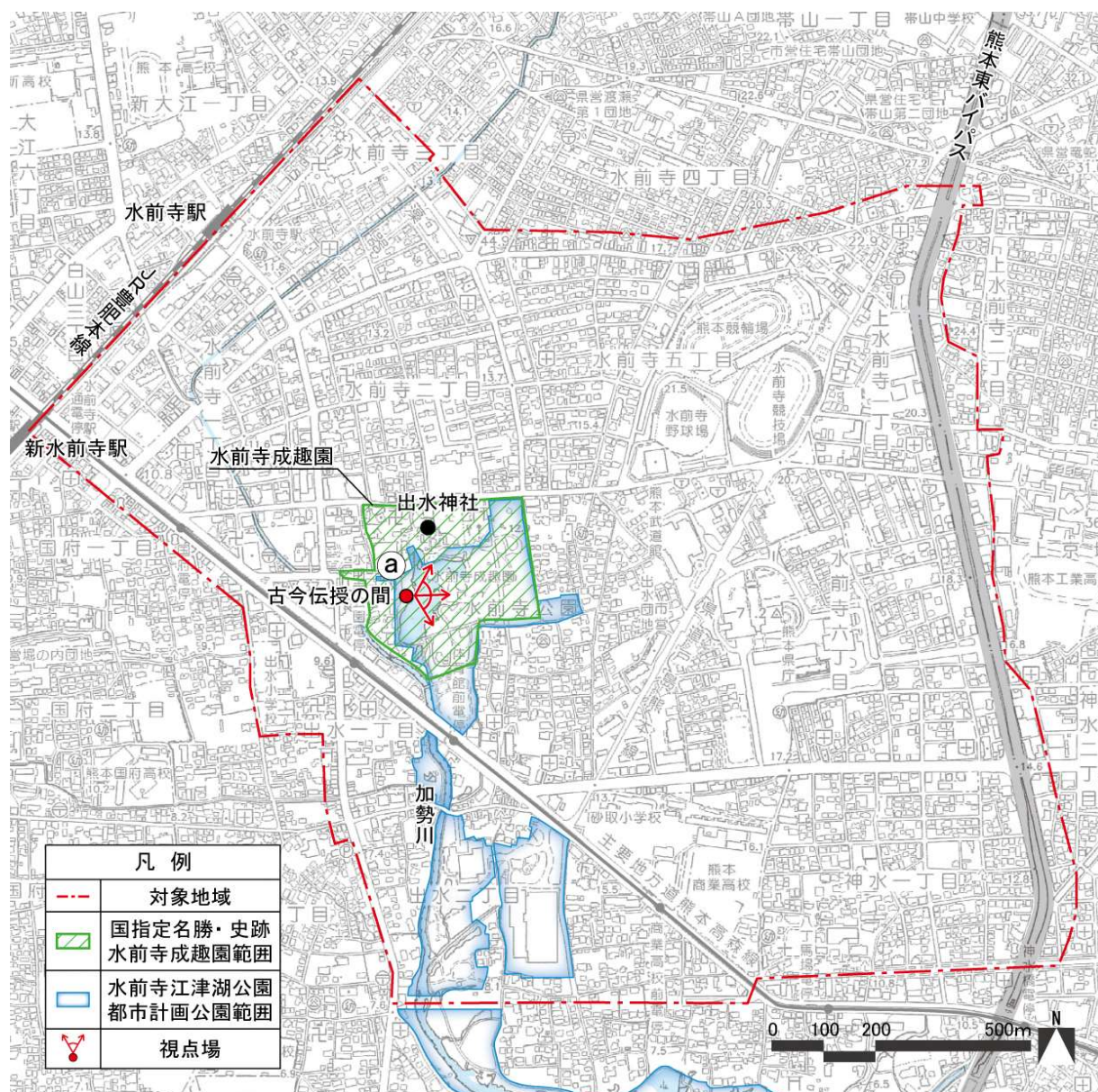


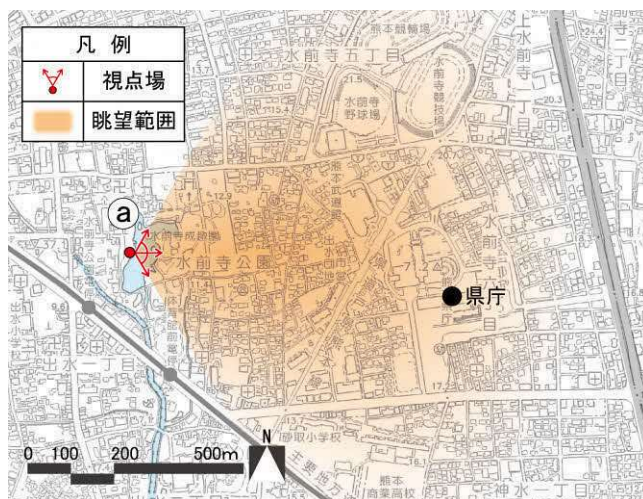
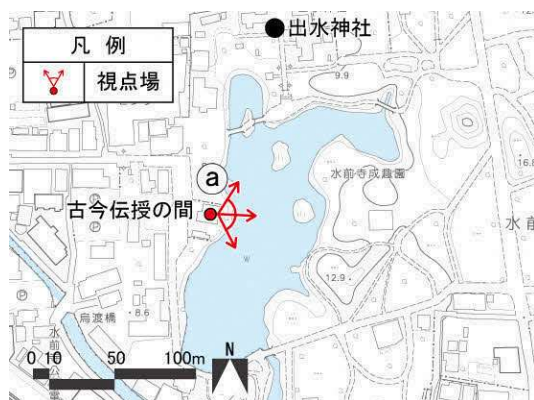
図 2-10 対象地域及び視点場

③視点場と眺望

- ・本地域内で設定する視点場と眺望の概要は、次のとおりです。

a 古今伝授の間から水前寺成趣園東側への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、水前寺成趣園内の古今伝授の間。
- ・視点場からは、美しい湧水池を中心とした桃山式の優美な回遊式日本庭園を眺めることができます。

■眺望



■眺望の保全・向上の考え方

- ・水前寺成趣園の湧水池や庭園の緑地について、適切な維持管理を行います。
- ・庭園の背景に建築物や工作物等が見えないようにするために、園内の緑化や樹木の適切な維持管理を行うとともに、水前寺成趣園の東側街区の建築物等の高さを適切に誘導します。
- ・視点場から見える屋外広告物の掲出を控えます。

■ 江津湖周辺地域

- ・上江津湖、下江津湖から成る江津湖は、「日本一の地下水都市熊本」の印象を最も強く高める場であるとともに、東部市街地における重要なオープンスペースとなっています。
- ・江津湖の景観は、水鳥がたわむれ、水草や周囲の樹々を映し出す近景の湖面と、その周囲の樹木、江津塘、さらには広々と続く中景の田園及びそれらの近景・中景を介してその奥に遠望される金峰山山系、立田山、阿蘇山系、飯田山、雁回山、宇土半島山系等の遠景の山々によって構成された自然的景観を特徴としています。



① 景観形成方針

○ 「日本一の地下水都市熊本」の印象を高める広がりのある水と緑の景観の保全

- ・水前寺江津湖公園は、市街地内の貴重なオープンスペースです。公園敷地に近接する建築物や屋外広告物等が公園内の景観を損なわないように配慮するとともに、公園敷地内の建築物や工作物においても公園の水や緑の自然景観と調和するよう配慮し、地域独特の広がりある水と緑の景観の保全を図ります。

② 対象地域及び視点場

- ・対象地域と視点場を次頁の図に示します。

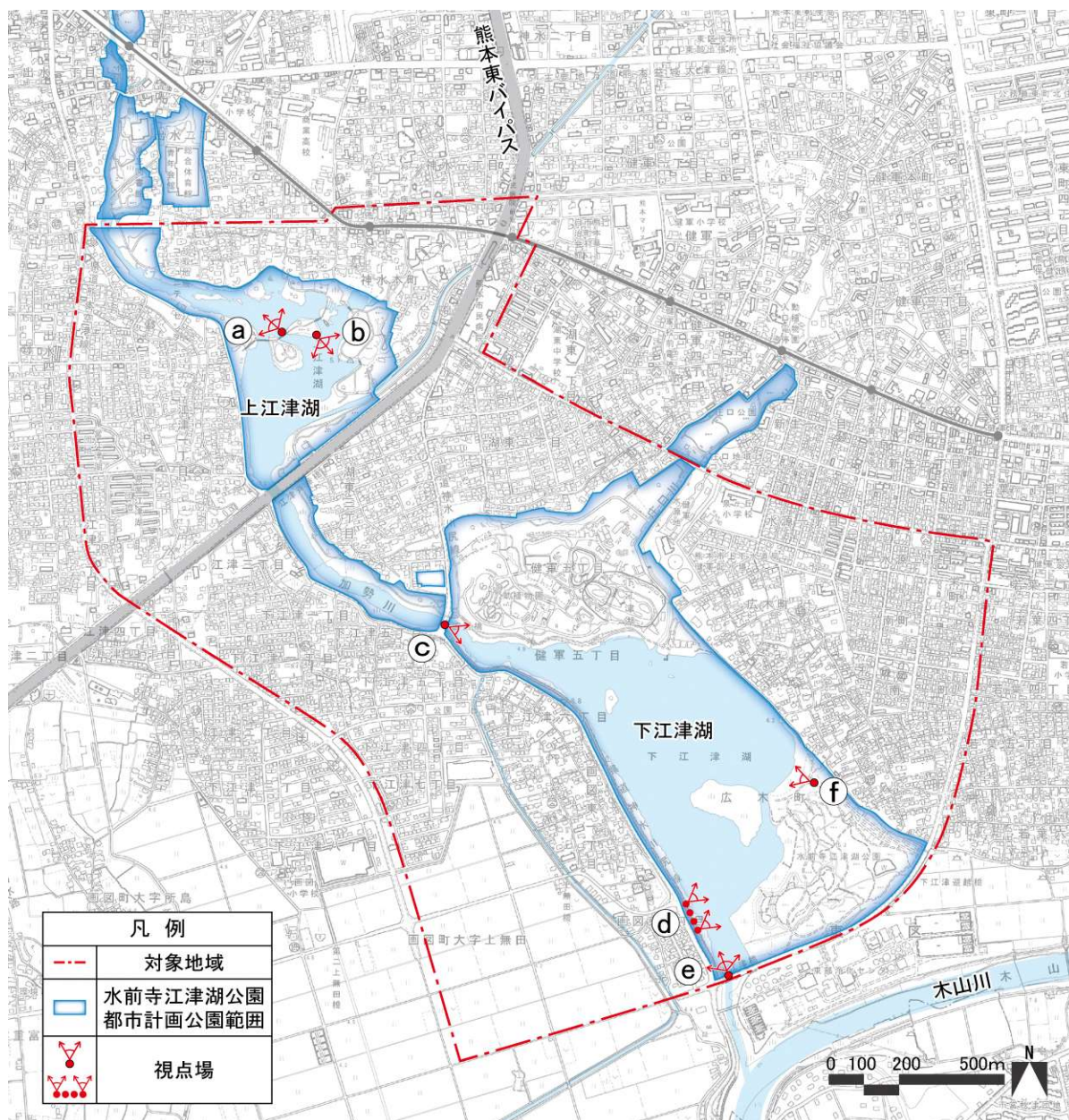


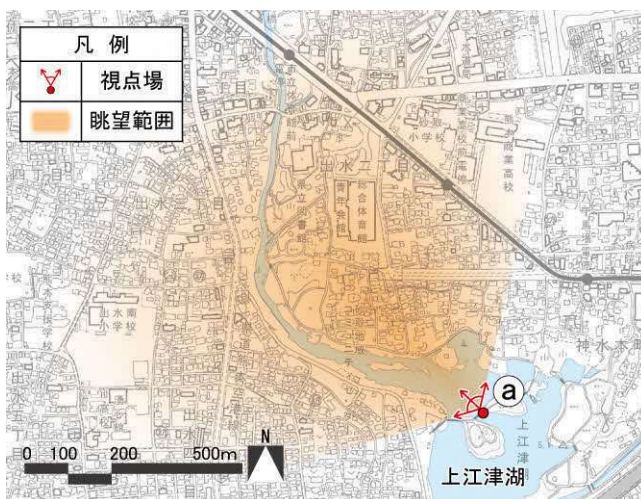
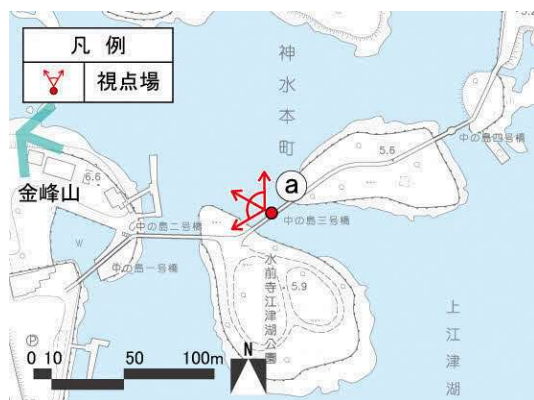
図 2-11 対象地域及び視点場

③視点場と眺望

- ・本地域内で設定する視点場と眺望の概要は、次のとおりです。

a 江津湖中ノ島橋から金峰山方面への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、水前寺江津湖公園内、上江津湖中ノ島3号橋上。
- ・視点場からは、江津湖の水面と水前寺江津湖公園の緑地、さらに背後に金峰山が見られ、美しく豊かな自然景観を眺めることができます。

■眺望

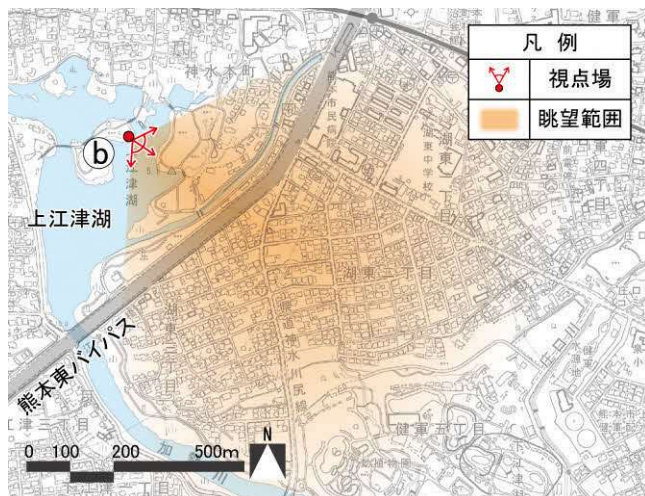


■眺望の保全・向上の考え方

- ・水前寺江津湖公園内の緑地について、適切に維持管理を行うとともに、江津湖の湧水保全に努め、美化清掃を進めます。
- ・公園内の工作物や遊歩道の舗装は、水や緑と調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・水前寺江津湖公園や金峰山の眺望と調和するよう、公園敷地に近接する建築物等は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P93）を使用します。
- ・建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。
- ・屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。

b 江津湖中ノ島から南側水辺への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、水前寺江津湖公園内、上江津湖中の島南側付近。
- ・視点場からは、江津湖の水面と水前寺江津湖公園の緑地、美しく豊かな自然景観を眺めることができます。

■眺望

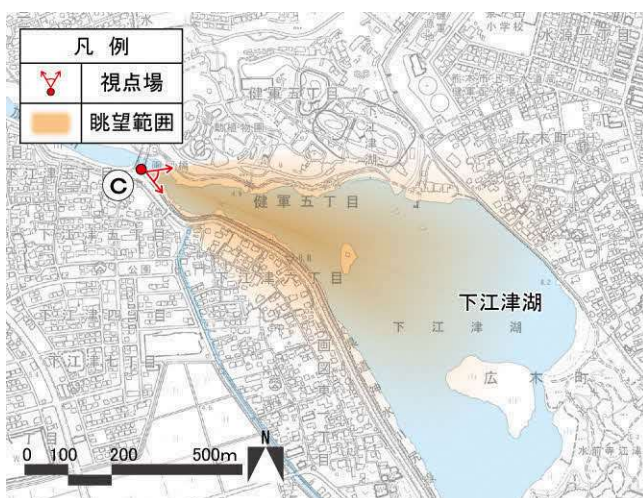


■眺望の保全・向上の考え方

- ・水前寺江津湖公園内の緑地について、適切に維持管理を行うとともに、江津湖の湧水保全に努め、美化清掃を進めます。
- ・公園内の工作物や遊歩道の舗装は、水や緑と調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・水前寺江津湖公園の眺望と調和するよう、公園敷地に近接する建築物等は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P93）を使用します。
- ・建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。
- ・屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。

c 画図橋から飯田山方面への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、画図橋上。
- ・視点場からは、江津湖の水面と水前寺江津湖公園の緑地、さらに背後に飯田山等の山並みが見られ、美しく豊かな自然景観を眺めることができます。

■眺望

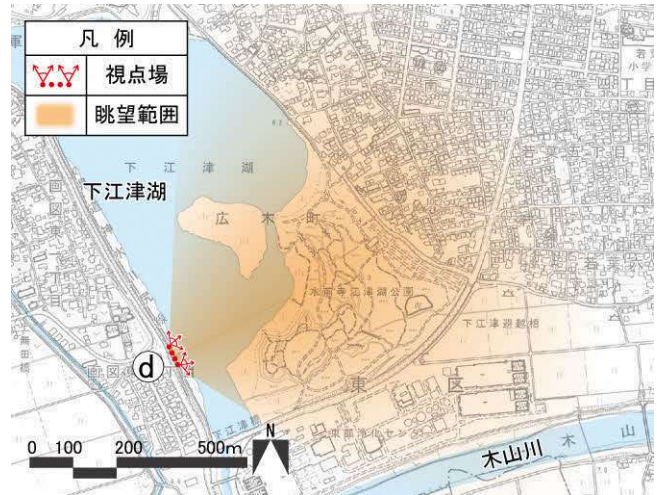


■眺望の保全・向上の考え方

- ・水前寺江津湖公園内の緑地について、適切に維持管理を行うとともに、江津湖の湧水保全に努め、美化清掃を進めます。
- ・公園内の工作物や遊歩道の舗装は、水や緑と調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・水前寺江津湖公園や飯田山等の山並みと調和するよう、背後の建築物等は、勾配屋根の使用や地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P93）を使用します。
- ・建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。
- ・屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。

d 下江津湖河畔から阿蘇方面への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・ 視点場は、水前寺江津湖公園内、下江津湖西側遊歩道上。
- ・ 視点場からは、江津湖の水面と水前寺江津湖公園の緑地、さらに背後に阿蘇山系の山並みなど、美しく豊かな自然景観を眺めることができます。

■眺望

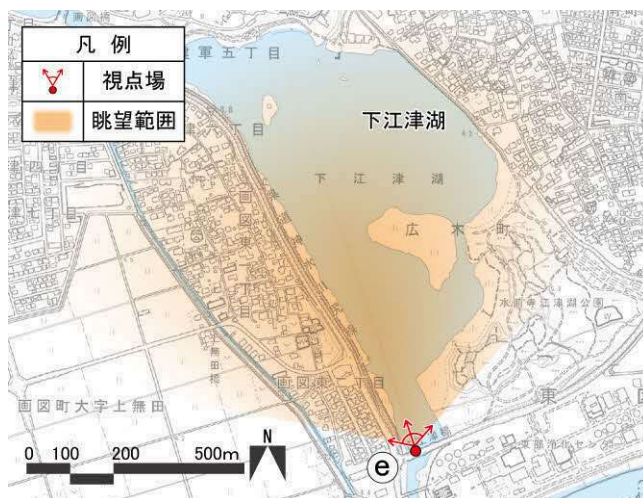


■眺望の保全・向上の考え方

- ・ 水前寺江津湖公園内の緑地について、適切に維持管理を行うとともに、江津湖の湧水保全に努め、美化清掃を進めます。
- ・ 公園内の工作物や遊歩道の舗装は、水や緑と調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・ 水前寺江津湖公園や阿蘇山系の山並みと調和するよう、背後の建築物等は、勾配屋根の使用や地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P93）を使用します。
- ・ 建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。
- ・ 屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。

e 下江津橋から下江津湖への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、下江津橋上。
- ・視点場からは、江津湖の水面と水前寺江津湖公園の緑地、江津塘等、美しく豊かな自然景観を眺めることができます。

■眺望

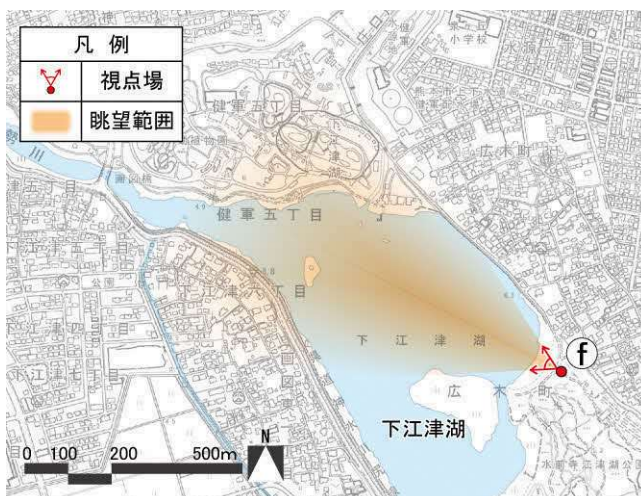


■眺望の保全・向上の考え方

- ・水前寺江津湖公園内の緑地について、適切に維持管理を行うとともに、江津湖の湧水保全に努め、美化清掃を進めます。
- ・公園内の工作物や遊歩道の舗装は、水や緑と調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・水前寺江津湖公園や江津塘の並木と調和するよう、背後の建築物等は、勾配屋根の使用や地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P93）を使用します。
- ・建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。
- ・屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。

f 水前寺江津湖公園（広木地区）から金峰山方面への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、水前寺江津湖公園（広木地区）。
- ・視点場からは、江津湖の水面と水前寺江津湖公園の緑地、さらに背後に金峰山が見られ、美しく豊かな自然景観を眺めることができます。

■眺望



■眺望の保全・向上の考え方

- ・水前寺江津湖公園内の緑地について、適切に維持管理を行うとともに、江津湖の湧水保全に努め、美化清掃を進めます。
- ・公園内の工作物や遊歩道の舗装は、水や緑と調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・水前寺江津湖公園や金峰山の山並みと調和するよう、背後の建築物等は、勾配屋根の使用や地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P93）を使用します。
- ・建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。
- ・屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。

■ 熊本駅周辺地域

- ・九州新幹線鹿児島ルート開業を契機として様々な都市機能が集積する熊本駅周辺では、熊本の陸の玄関口にふさわしい、ゆとりと風格のある景観形成を図るとともに、適切な維持管理と効果的な活用を進め、にぎわいある景観の創出が必要です。



① 景観形成方針

○ 熊本市の玄関口にふさわしい、風格とにぎわいが感じられる景観形成

- ・都市軸のビスタ（見通し）を強調するまち並み形成を進めるとともに、街路樹が映える、わかりやすく、美しい屋外広告景観の形成を図り、熊本市の玄関口にふさわしい景観の形成を図ります。
- ・駅前広場においては、適切な維持管理を進めつつ、市民・事業者・行政の協働による効果的な活用を進め、にぎわいある景観を創出します。

② 対象地域及び視点場

- ・対象地域と視点場は、次頁の図に示します。

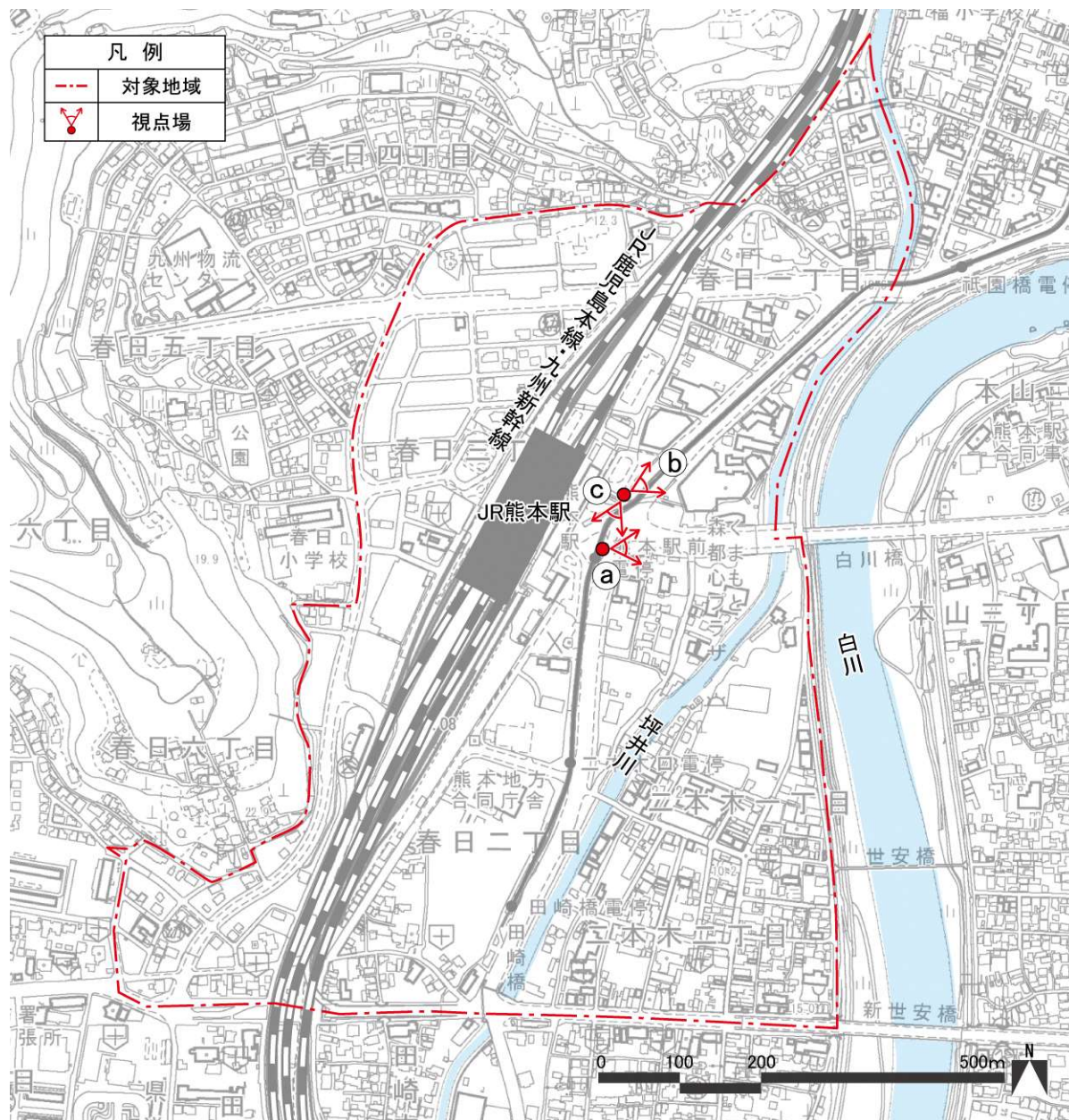


図 2-12 対象地域及び視点場

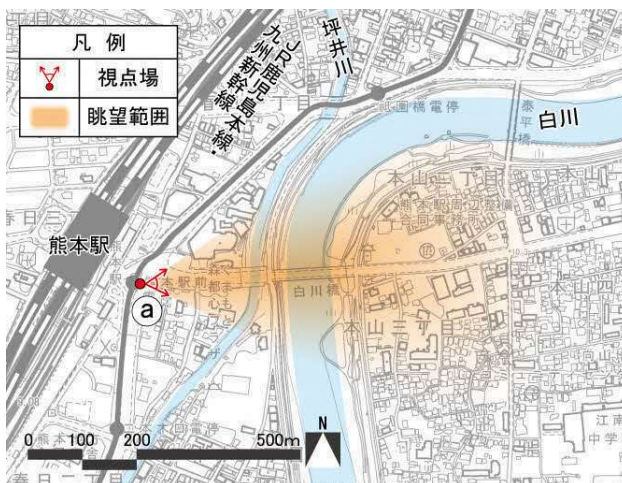
※「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」(P153)の内容も踏まえて下さい

③視点場と眺望

・本地域内で設定する視点場と眺望の概要は、次のとおりです。

a 熊本駅白川口から白川橋方面への眺望

■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、熊本市電熊本駅前電停の北側横断歩道付近。
- ・視点場からは、(主) 熊本停車場線が白川橋まで続く様子と沿道のまち並みを眺めることができます。

■眺望

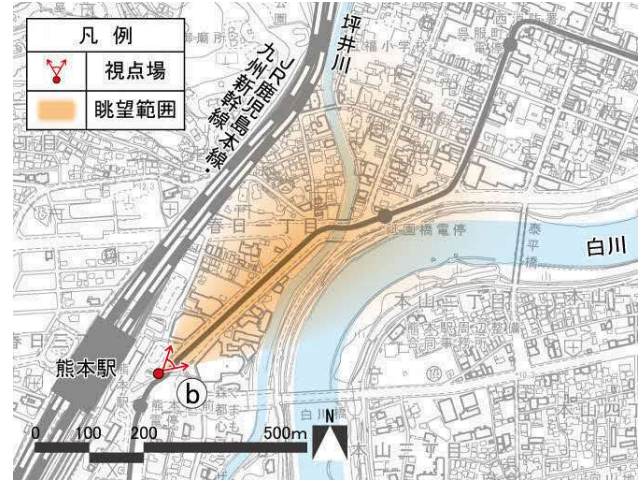


■眺望の保全・向上の考え方

- ・視点場から見える建築物の壁面は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P97）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。
- ・周辺の歩道や道路構造物等は、周囲のまち並みと調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・(主) 熊本停車場線沿道の街路樹の適切な維持管理を行います。

b 熊本駅白川口から北東方面への眺望

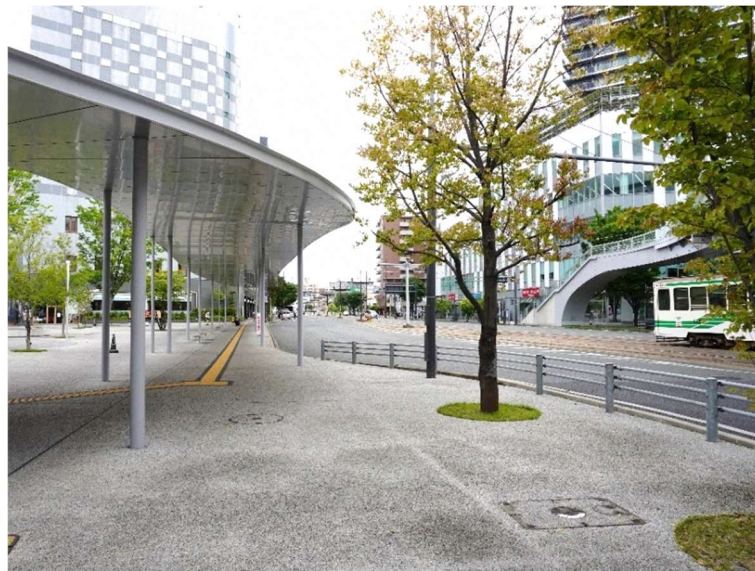
■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、JR 熊本駅前バスロータリー入口（横断歩道北側）付近。
- ・視点場からは、（主）熊本高森線が熊本城方面に向かって続く様子を眺めることができるとともに、沿道のまち並み、バスロータリーと一体となった歩行空間やシェルター、街路樹等を眺めることができます。

■眺望

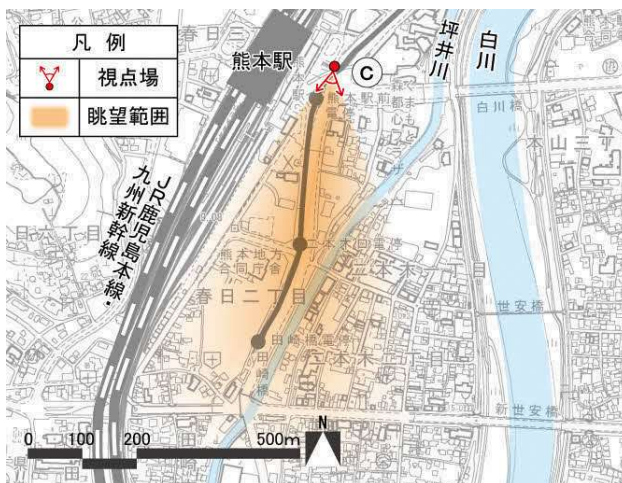


■眺望の保全・向上の考え方

- ・視点場から見える建築物の壁面は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P97）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。
- ・歩道やシェルター、その他の道路構造物等は、周囲のまち並みと調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・（主）熊本高森線沿道の街路樹や駅前広場の樹木の適切な維持管理を行います。

c 熊本駅白川口から南西方面への眺望

■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、JR 熊本駅前バスロータリー入口（横断歩道北側）付近。
- ・視点場からは、（主）熊本高森線が南西方面に向かって続く様子を眺めることができるとともに、沿道のまち並みや街路樹等を眺めることができます。

■眺望



■眺望の保全・向上の考え方

- ・視点場から見える建築物の壁面は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P97）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。
- ・歩道や道路構造物等は、周囲のまち並みと調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・（主）熊本高森線沿道の街路樹や駅前広場の樹木、軌道の芝生の適切な維持管理を行います。

■ 電車通沿線地域

- ・電車通沿線地域は、市電が通る路線沿線を対象としています。市の市街地の骨格を形成する目抜き通りであり、本市を代表する都市景観を形成しています。



① 景観形成方針

○ 都市軸として連続する軸性の強化と風格あるまち並み景観の形成

- ・市電の車窓から眺める風景が次々に移り変わり、本市の発展の歴史を感じられる地域ごとの個性を活かしたまち並みの形成を図ります。また、新町、古町等の城下町の町割がそのまま残る地域では、城下町の趣を感じられるような景観形成を図ります。
- ・市電の軌道敷内の緑化や電停の改修等の推進、適切な街路樹の維持管理の推進により、電車通り全体の景観の向上を図ります。

② 対象地域

- ・対象地域は、次頁の図で示す範囲とし、電車通沿道の道路境界線に接する敷地とします。

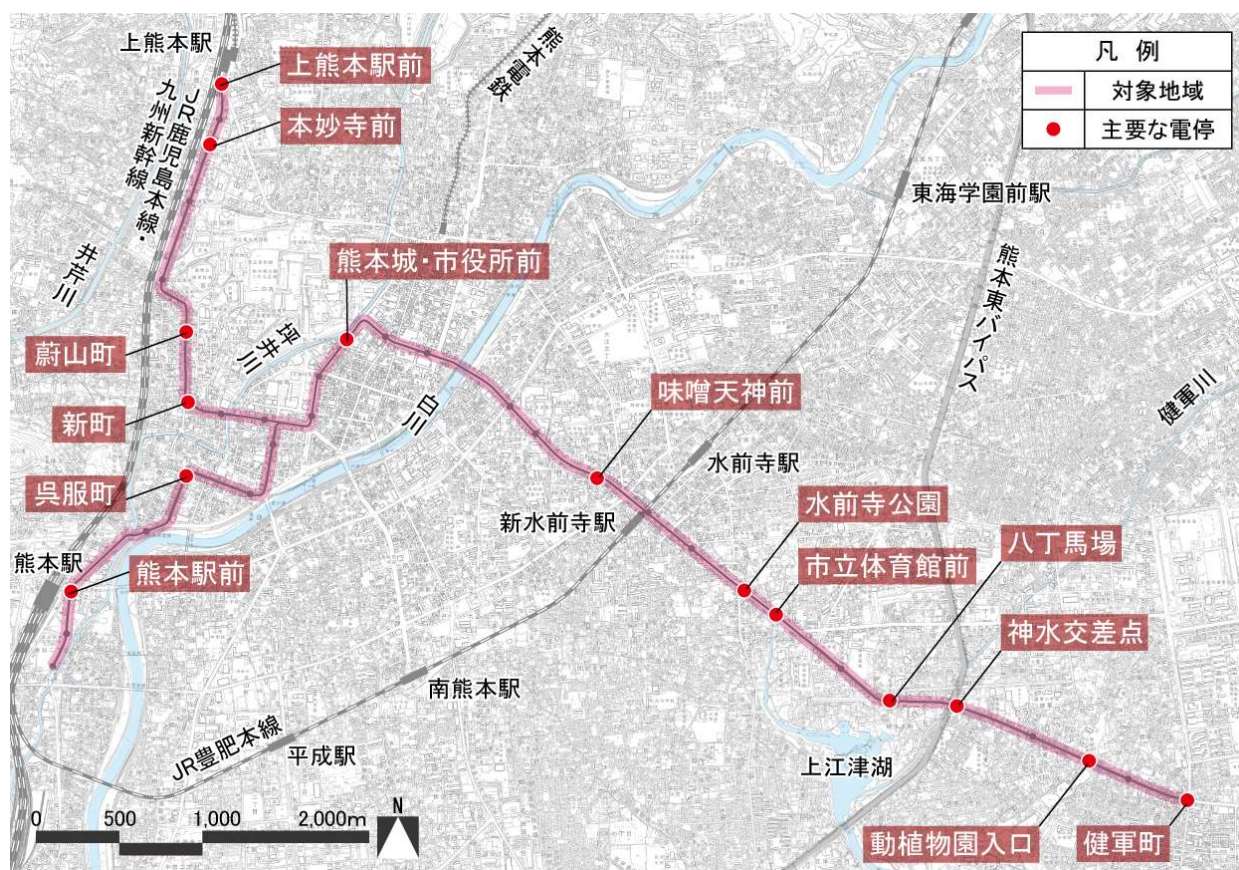


図 2-13 対象地域



本妙寺前電停付近



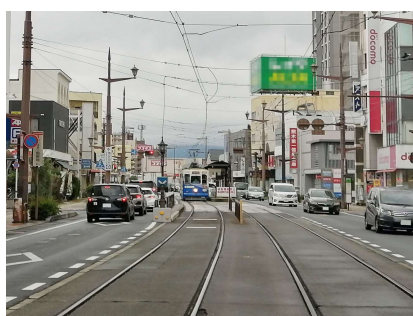
新町電停付近



市立体育館前電停付近



味噌天神前電停付近



健軍町電停付近

熊本城
周辺地域水前寺
周辺地域江津湖
周辺地域熊本駅
周辺地域電車通
沿線地
域白川沿
岸地
域

■ 白川沿岸地域

- ・阿蘇に水源をもつ白川は、本市の市街地の中央を通過して有明海に至ります。
- ・市内を流れる川としては最も広い川幅を持ち、数か所の河川敷では広場が形成され、市民におおいに親しまれています。
- ・白川沿岸には緑地も多く、河川敷の緑と相まって、市街地の中の身近な自然として貴重な財産であることから、都市と自然との融合を感じさせる景観形成が必要です。



① 景観形成方針

○ 水辺の緑と調和し、白川に顔を向けた市街地景観の形成

- ・白川河川敷内や沿岸の緑地の保全を図るとともに、水と緑に調和するよう白川に面する建築物の色彩や屋外広告物の大きさ、デザインを誘導し、魅力ある河川景観の形成を図ります。

② 対象地域及び視点場

- ・対象地域と視点場は、下図で示す範囲とし、白川沿岸の小碓橋下流側から新世安橋上流側までの区間の河川区域界から20mの範囲内とします。

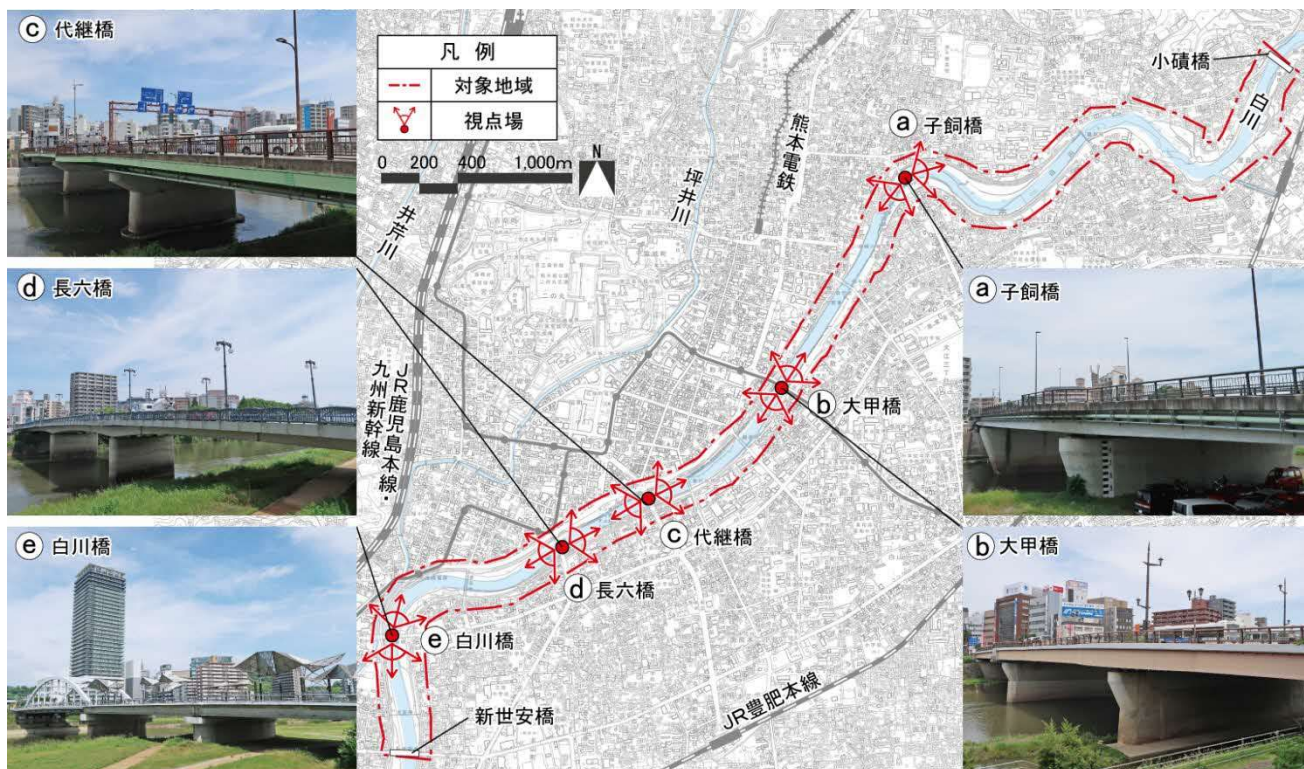


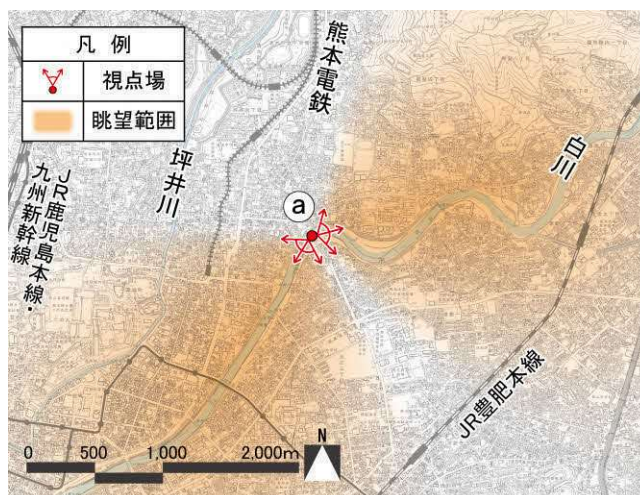
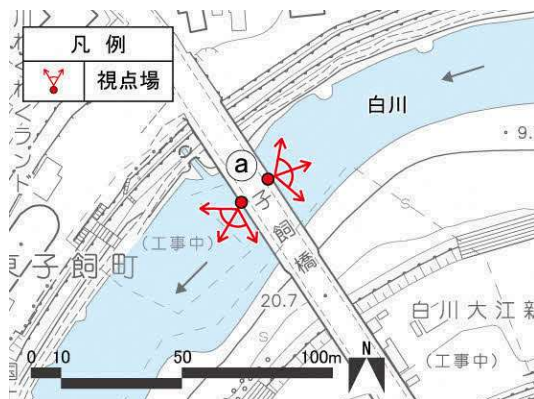
図 2-14 対象地域及び視点場

③視点場と眺望

- ・本地域内で設定する視点場と眺望の概要は、次のとおりです。

a 子飼橋からの眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、子飼橋の上流側、下流側へ張り出した歩道部分。
- ・視点場からは、白川と護岸及び護岸上の緑地、川沿いには緑やまち並みを眺めることができ、水と緑と都市のまち並みが調和した広がりある景観を眺めることができます。

■眺望

〔上流〕



〔下流〕



■眺望の保全・向上の考え方

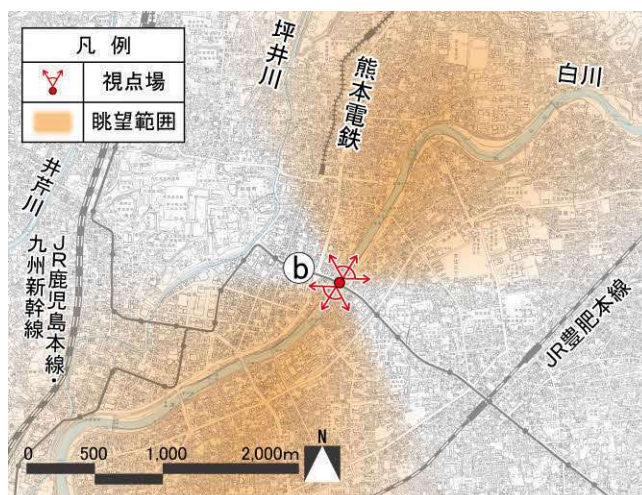
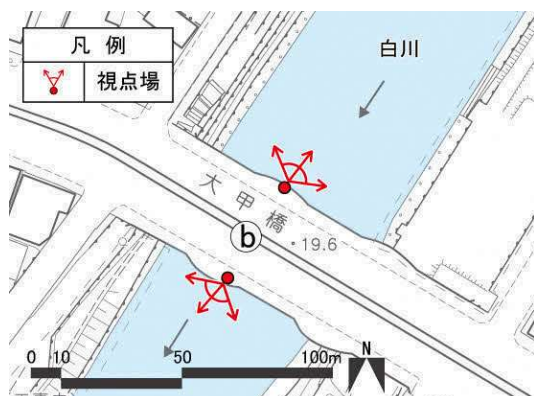
- ・白川河川敷や川沿いの緑地について、適切な維持管理を行います。
- ・河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P105）

を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。

- ・建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとします。
- ・緑の連続性を生み出すよう、可能な限り道路側及び川側の敷地内を緑化します。

b 大甲橋からの眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、大甲橋の上流側、下流側へ張り出した歩道部分。
- ・視点場からは、白川と護岸及び護岸上の緑地を眺めることができ、川沿いには白川緑の区間やまち並みを眺めることができます。また、上流正面には立田山を眺めることができ、水と緑と都市のまち並みが調和した広がりある景観を眺めることができます。

■眺望

〔上流〕



〔下流〕

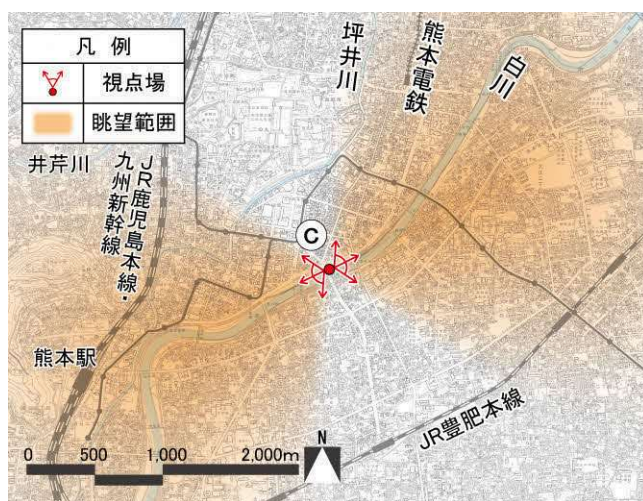
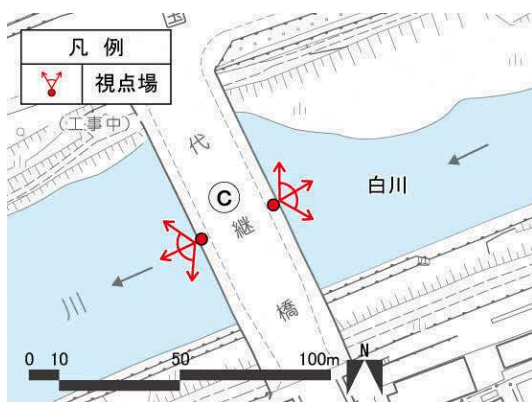


■眺望の保全・向上の考え方

- ・ 白川河川敷や川沿いの緑地や樹木について、適切な維持管理を行います。
- ・ 河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P105）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。
- ・ 建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとします。
- ・ 上流を眺めた場合に、建築物が立田山の稜線を遮らないよう配慮します。

c 代継橋からの眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・ 視点場は、代継橋の上流側、下流側へ張り出した歩道部分。
- ・ 視点場からは、白川と白川河川敷及び緑地を眺めることができるとともに、川沿いには市街地のまち並みを眺めることができ、水と緑と都市のまち並みが調和した広がりある景観を眺めることができます。

■眺望

〔上流〕



〔下流〕

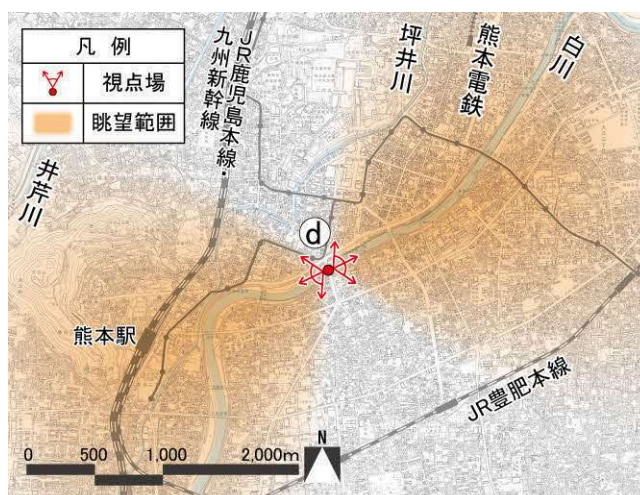
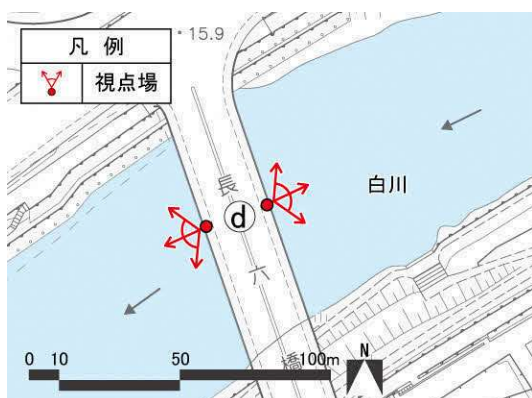


■眺望の保全・向上の考え方

- ・ 白川河川敷や川沿いの緑地や樹木について、適切な維持管理を行います。
- ・ 河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P105）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。
- ・ 建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとします。

d 長六橋からの眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・ 視点場は、長六橋の上流側、下流側へ張り出した歩道部分。
- ・ 視点場からは、白川と白川河川敷及び緑地を眺めることができるとともに、川沿いには市街地のまち並みを眺めることができ、水と緑と都市のまち並みが調和した広がりある景観を眺めることができます。

■眺望

〔上流〕



〔下流〕

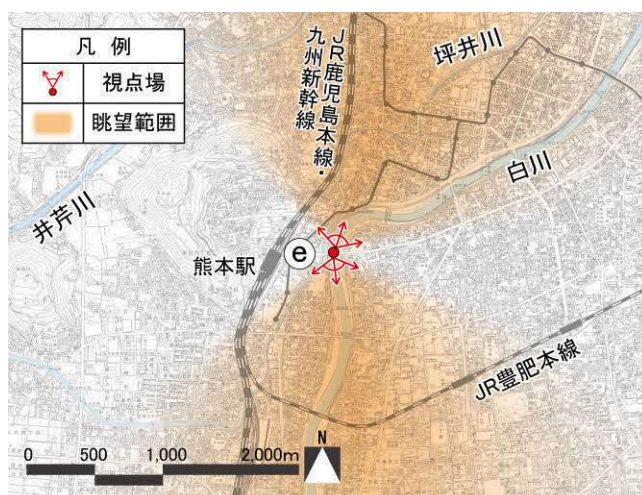
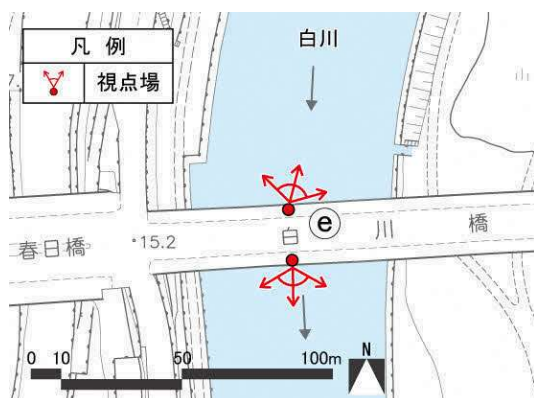


■眺望の保全・向上の考え方

- ・ 白川河川敷や川沿いの緑地や樹木について、適切な維持管理を行います。
- ・ 河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P105）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。
- ・ 建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとします。

e 白川橋からの眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、白川橋の上流側、下流側の歩道上。
- ・視点場からは、緩やかに湾曲する白川と広場を有する白川河川敷を眺めることができるとともに、川沿いには市街地のまち並みを眺めることができ、水と緑と都市のまち並みが調和した広がりある景観を眺めることができます。

■眺望

〔上流〕



〔下流〕



■眺望の保全・向上の考え方

- ・白川河川敷や川沿いの緑地や樹木について、適切な維持管理を行います。
- ・河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P105）を使用し、屋上広告や壁面広告等の掲出を控えます。
- ・建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとしします。

4. 特定施設届出地区の景観形成方針

- ・特定施設とは、幹線道路に立地する店舗やガソリンスタンド・飲食店等の沿道サービス施設です。
- ・本市の骨格となるような幹線道路のうち、本市を最初に印象づける路線の沿道等を特定施設届出地区として指定します。そして、指定された地区内の特定施設の建設においては、沿道の連続性や調和を感じさせる工夫を行い、美しい沿道景観の形成を図ることが必要です。



(一)熊本空港線（国体道路）
（長嶺小学校付近）

①景観形成方針

○都市の骨格にふさわしい調和のとれた美しい沿道景観の形成

- ・都市の骨格となる幹線道路沿道の景観をわかりやすく美しいものとします。
- ・車からの視線を意識して、調和のとれた美しい沿道景観となるよう建築物の色使いや、広告物の大きさ、デザインを誘導します。

5. 熊本空港周辺景観形成地区の景観形成方針

- ・熊本空港周辺は永い間、地域の人々が培ってきた優れた田園や樹林の景観があり、さらに世界的にも有名な阿蘇の外輪山が遠望できる地域です。また、熊本空港は、熊本の空の玄関口として、多くの人々が訪れる場所でもあります。
- ・このことから、熊本県では、本県を代表する地域として現在ある景観を大切にしながら新たに優れた景観を創造するため、昭和63年（1988年）から当地域を熊本空港周辺景観形成地域として指定しています。当地域の一部にある熊本市域を、本計画において熊本空港周辺景観形成地区として指定します。



東部環境工場付近

①景観形成方針

○田園景観と調和した空の玄関口にふさわしい景観の形成

- ・田園の広がりの中に東部環境工場等が立地しており、九州縦貫自動車道及び県道熊本益城大津線（第二空港線）からの眺望を考慮し、農地の保全を図りつつ、田園景観を基調とした景観形成を図ります。

第 3 章

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第 8 条第 2 項第 2 号)

1. 届出対象行為と景観形成基準について
2. 大規模行為届出
3. 特定施設届出地区
4. 熊本空港周辺景観形成地区

規模の大きい建築物や工作物等は、景観の形成に大きな影響を与えることから、景観計画区域内（熊本市全域）において、一定規模以上の建築物や工作物等の新築等について、良好な景観形成のための行為の制限（景観形成基準）を定めます。

一方、届出対象とならない小規模な建築物や工作物等についても、市域の景観を構成する要素であることから、市民や事業者等に良好な景観形成についての趣旨を広く周知しつつ、景観形成方針（第2章第2節）及び景観形成基準（本章）に適合するよう配慮を促すとともに、市民や事業者は、景観形成方針及び景観形成基準の内容と趣旨を理解し、これらに適合するよう努めていきます。

1 届出対象行為と景観形成基準について

（1）届出対象行為と景観形成基準の関係等

「第2章 良好な景観の形成に関する方針」に基づき、良好な景観を形成するための行為の制限事項として、届出対象行為と景観形成基準を定めます。

市全域において、規模の大きい建築物・工作物等は、周囲の景観に大きな影響を及ぼすことから、一定規模以上の建築等の行為をしようとする事業者等は、景観法に基づく市への届出が必要となり、本計画に定める景観形成方針と景観形成基準の適合が求められます。

また、届出対象行為と景観形成基準は、大規模行為、特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区に区分し、それぞれ届出対象行為と景観形成基準を定めています。

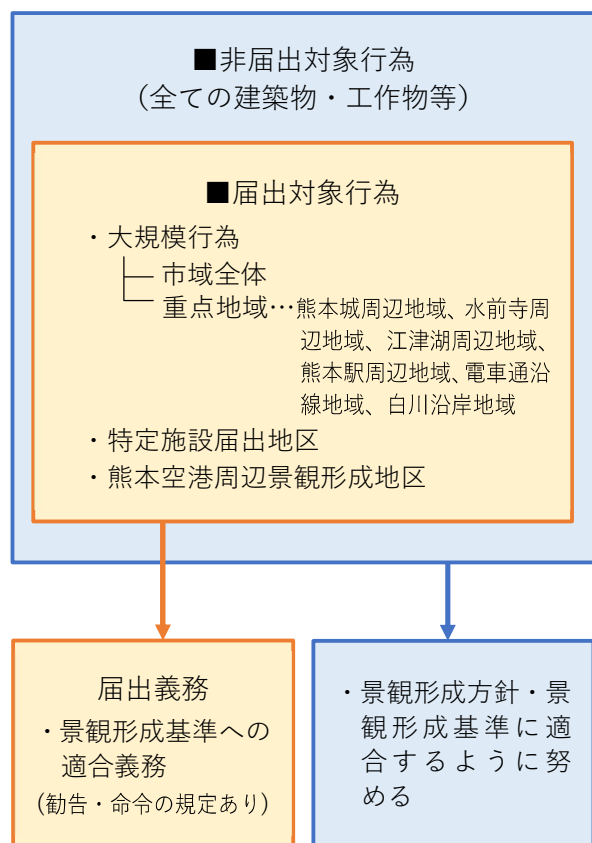


図 3-1 届出対象行為と景観形成基準の関係

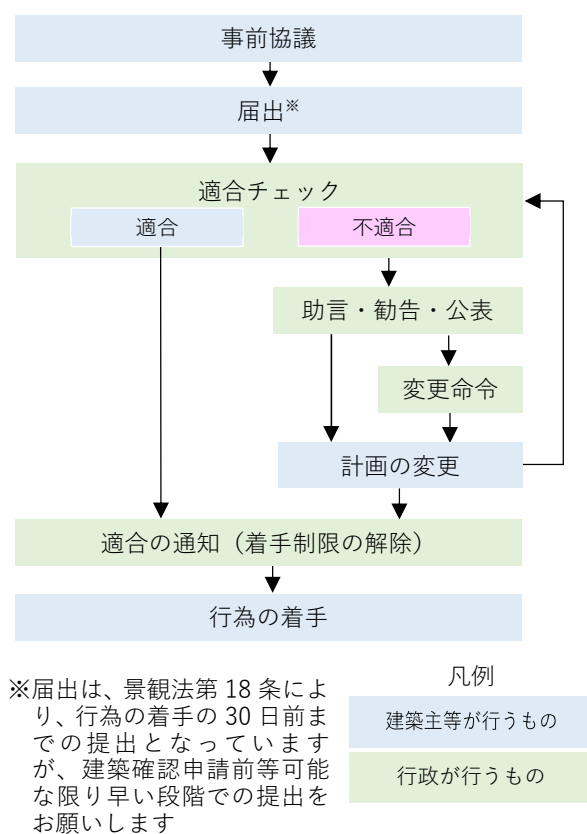


図 3-2 届出の流れ

（２）届出対象行為と景観形成基準の構成

本計画で設定する届出対象行為と景観形成基準の構成は、次のとおりです。

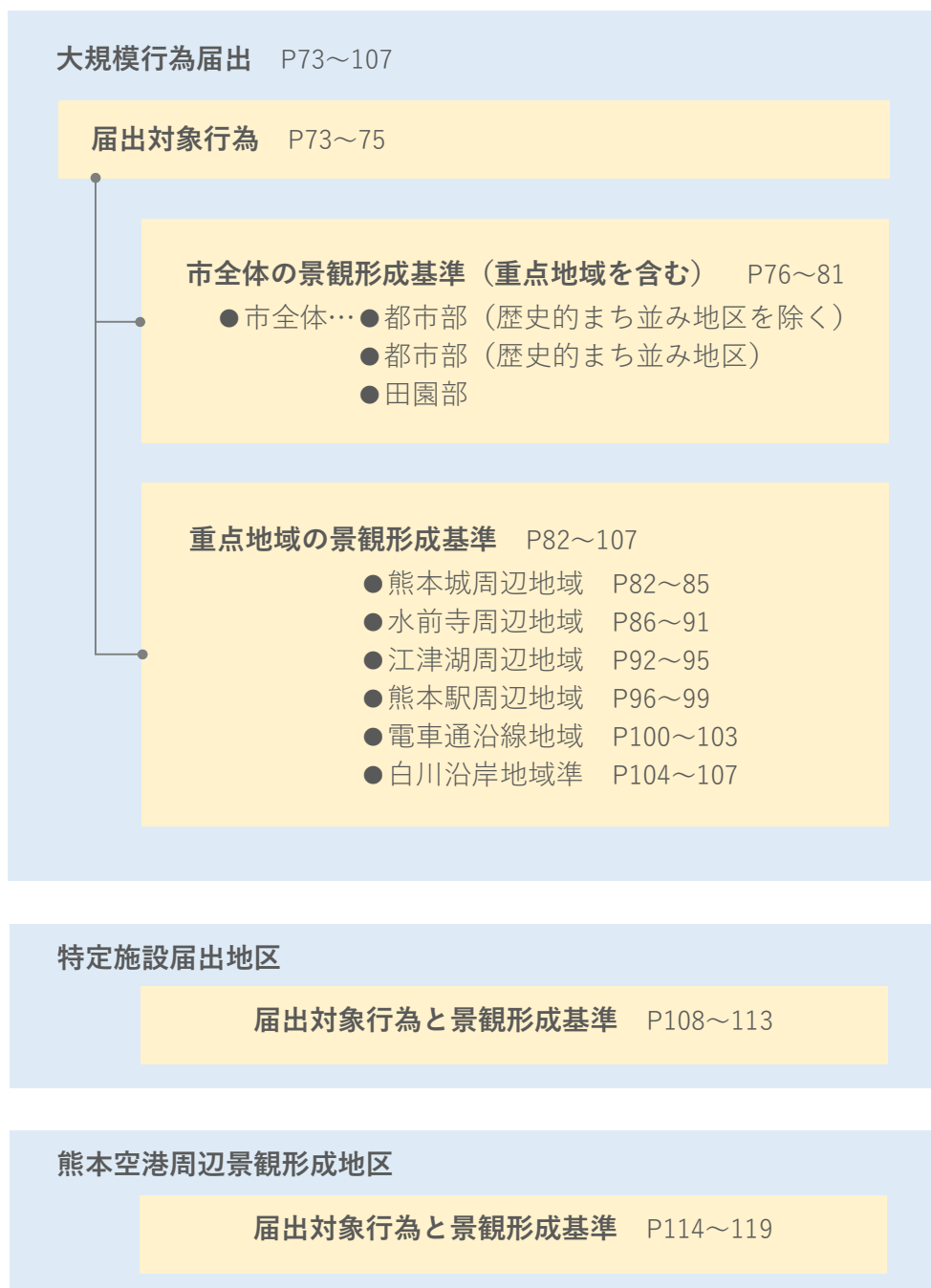


図 3-3 届出対象行為と景観形成基準の構成

(3) 届出における景観計画確認の流れ

景観法に基づく届出の対象となる行為をしようとする事業者等は、次のような流れで、本景観計画の内容を確認して、建築計画等を進めて下さい。

※建築基準法等の法規は別途確認して下さい。

- ・本市における景観の現状や特性、あるいは市域全体の景観形成の理念、目標、基本方針を確認する。

- 序章
- 第1章
- 第2章 第1節
- **2 景観形成の目標と基本方針** (P1~17)

- ・建築計画等の対象地が、ゾーンや軸、地域拠点、あるいは重点地域や特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区内に位置しているかを確認する。

- 第2章 第1節
- **3 景観の全体像** (P18~20)

- ・建築計画等の対象地が位置するゾーンや軸、地域拠点の景観形成方針、あるいは重点地域等の景観形成方針の内容、視点場の位置等を確認する。
- ・建築計画等の対象地が視点場の眺望範囲にある場合は、眺望の保全向上の考え方を確認する。

- 第2章 第2節
- **景観形成方針** (P24~67)

- ・建築計画等の対象地及び内容について届出が必要か否かを確認する。
 - 大規模行為届出が必要な場合
 - ⇒市域全体の景観形成基準を確認する。(P76~81)
 - ⇒建築計画等の対象地が重点地域内の場合は、重点地域の景観形成基準を確認する。(P82~107)
 - 特定施設届出が必要な場合
 - ⇒特定施設届出地区の景観形成基準を確認する。(P108~113)
 - 熊本空港周辺景観形成地区の届出が必要な場合
 - ⇒熊本空港周辺景観形成地区の景観形成基準を確認する。(P114~119)
- ・併せて、関係するガイドライン等 (P153) の内容を確認する。

- 第3章
- **良好な景観形成のための行為の制限に関する事項** (P69~119)

- ・屋外広告物に関する行為の制限、景観形成基準の内容等について確認する。
- ・屋外広告物の設置場所及び規模が、屋外広告物の景観形成基準への適合が必要なものであるか確認する。
- ・重点地域等に設置する場合は、重点地域等の景観形成基準の内容等を確認する。
- ・併せて、熊本市屋外広告物条例及び関係するガイドライン (P153)、屋外広告物のてびき等の内容を確認する。

- 第5章
- **屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限** (P131~138)

- ・その他の章を確認し、景観計画の全体像を把握する。

- 第4章 (P121~129)
- 第6章~第9章 (P139~173)

図 3-4 届出における景観計画確認の流れ

2. 大規模行為届出

景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更については、景観法第16条第1項、熊本市景観条例第2条第7項、熊本市景観条例施行規則第4条に基づき、事前の届出により「大規模行為に関する行為の制限（景観形成基準）」に沿った適合審査を実施し、熊本らしい魅力ある景観の形成を進めます。

(1) 届出対象行為

以下に該当する行為を行う場合は、市長への届出を必要とします。

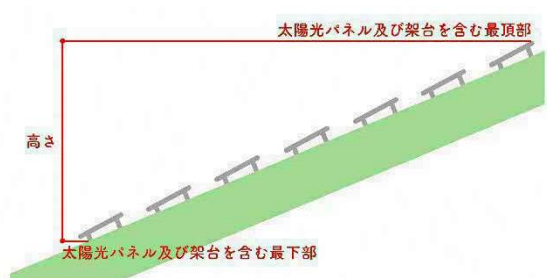
対象物	行為の種別	対象規模
【熊本市景観条例（この表において「条例」という。） 第2条第7項第1号】 建築物	新築、新設、増築、 改築、移転又は 外観の変更 （修繕若しくは 模様替え又は 色彩の変更）	【熊本市景観条例施行規則（この表において「規則」という。） 第4条第1項】 ・高さ※ ¹ 12m又は建築面積1,000㎡を超えるもの ・既存建築物の屋上や屋根への太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光発電施設の設置面積が1,000㎡を超えるもの ・既存建築物の高さ※ ² が12m以下で、太陽光発電施設を設置した場合に建築物の高さが12mを超えるもの
【条例第2条第7項第2号】 工作物 （さく及び堀を除く）		【規則第4条第2項】 ・高さ12m又はその敷地の用に供する土地の面積1,000㎡を超えるもの
【条例第2条第7項第3号】 さく及び堀		【規則第4条第3項】 ・高さ2mかつ長さ30mを超えるもの
【条例第2条第7項第4号】 土地	開発行為	【規則第4条第5項】 ・行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの又は高さ5mかつ長さ10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの
【条例第2条第7項第5号】 土石及び鉱物	採取及び掘採 （地形の外観の変更を伴うもの）	
【条例第2条第7項第2号】 太陽光発電施設	土地に自立して、 新設、増設する場合	【規則第4条第2項】 ・高さ※ ² 12mを超えるもの又は新設する場合はその敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの、あるいは増設する場合は増設後の土地の面積が1,000㎡を超えるもの

※1 建築基準法施行令第2条第1項第6号口による建築物の高さとする

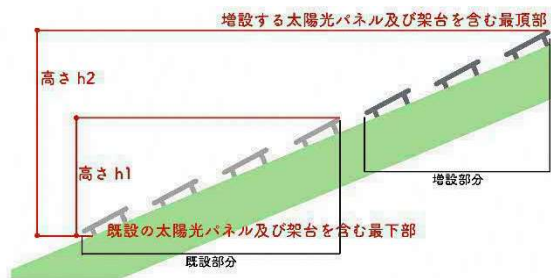
※2 斜面に設置する場合の高さは、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さとする。増設する場合、高さが届出対象規模を超える場合は届出対象となる（次ページ）

＜太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方＞

■新設する場合の高さの考え方（斜面）

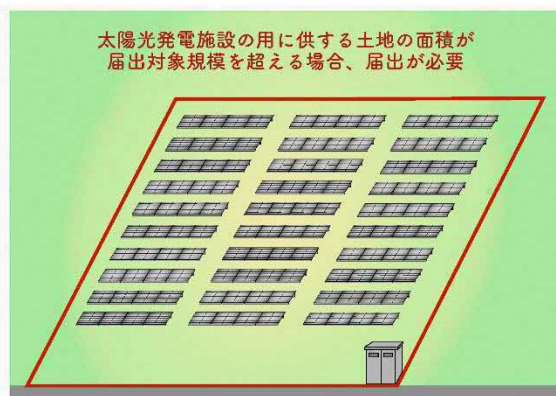


■増設する場合の高さの考え方（斜面）

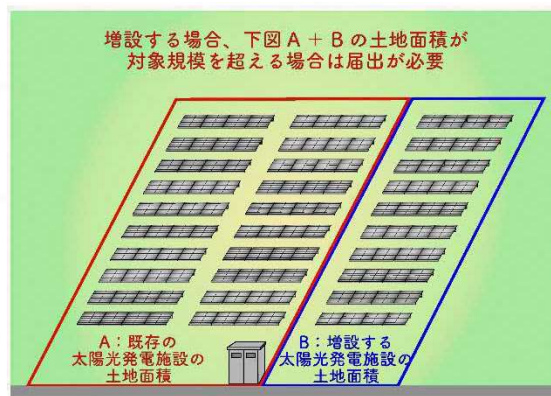


- ・斜面に設置する場合の高さの取り方は、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さです。増設する場合、右図 高さ h2 が届出対象規模を超える場合は届出対象となります。

■新設する場合の土地面積（敷地）の考え方



■増設する場合の土地面積（敷地）の考え方



- ・太陽光発電施設を設置する土地面積（敷地）が届出規模を超える場合、届出が必要となります。
- ・土地面積は、太陽光パネルのみの面積だけではなく、太陽光発電施設の附属施設（パワーコンディショナー、電力量計、塀、柵等）及びパネル間隔（メンテナンススペース等）を含めた面積となります。
- ・増設の場合、既存の土地面積に、増設する土地面積を足し合わせた面積が届出対象規模を超えると届出が必要になります。

＜大規模行為（既存建築物の外観の変更）における

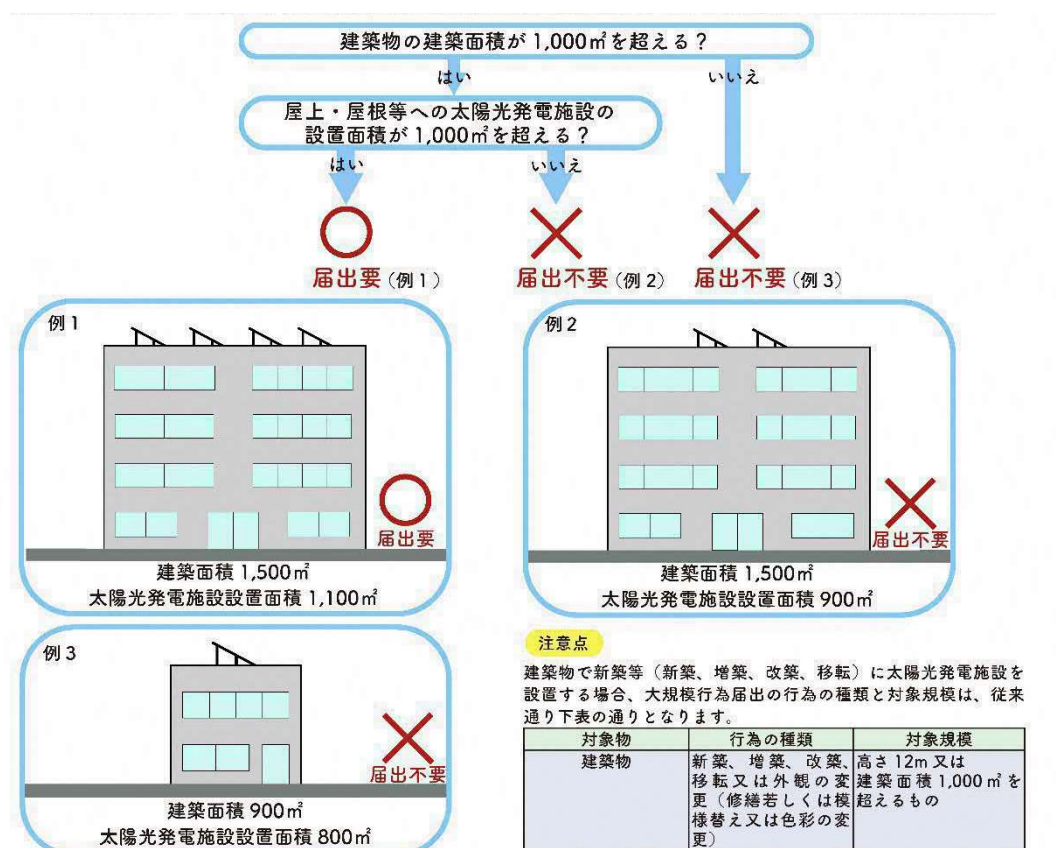
太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方＞

・既存建築物に太陽光発電施設を設置する場合、太陽光発電施設は建築設備にあたるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。

・①、②のいずれかに該当する場合は、届出が必要です。

①建築物に 1,000 m²以上の太陽光発電施設を設置する場合（下図フローのとおり）

②既存建築物の高さが 12m 以下で、太陽光発電施設を設置した場合に建築物の高さが 12m を超える場合



(2) 市全域の景観形成基準（重点地域を含む）

※本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第2章第2節）の内容をご確認下さい。

項 目		基 準
建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置・高さ	・遠景の山々や景観資源に対する道路（又は特別な視点場）からの眺望を損なわないように壁面線の後退や高さをおさえるように努めること。 ・壁面線や高さをそろえる等の行為を通してまち並みとしての魅力向上に貢献すること。 ・まちにゆとりやうるおいを生み出すために、オープンスペースの確保に努めること。オープンスペース計画の際には「熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン」（P153）を参考とすること。
	形態	・地域の景観特性を活かし、地域デザインを表現するよう努力すること。 ・遠いところから見おろす眺望に対して、屋上や屋根などのデザインに配慮すること。 ・長大な壁面や架構には小さな部材の使用や、空間を区切るなどの手法を用いることによって、人との融和に努めること。 ・まち並みとしての連続性がとぎれないように1階部分の用途やデザインなどに配慮すること。 ・外観に露出する設備類については、建物全体のデザインとの調和に努めること。共同住宅の場合、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠となるように配慮すること。
	色彩・材料	・基調となる色は、周囲の自然やまち並みの色彩（色相・明度・彩度）に調和したものとし、アクセントとなる色はごく限られた箇所に限定するように努めること。 ・建物等の材料については、周囲の自然素材やまち並みと素材感の調和に努めること。 ・「地域で推奨する色彩」、「避けてほしい色彩」及び「使用できない色彩」は、次表のとおりとする。なお、色彩の指定はマンセル表色系^{※1}による表記を用いる。 ・各地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。

※1：マンセルが考案した色の表示法。色相・明度・彩度に従い、赤・黄・緑・青・紫色及びその中間色の計10色を基準に組み立てたもの

コラム

公開空地等の効果的な利活用を促進しています

熊本市では、公開空地等を整備・設計する設計者、土地・建物の所有者や管理者、公開空地等を利活用する利用者に、公開空地等の検討手順や利活用方法等を広く知ってもらうために、令和4年（2022年）に、「公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインの策定時には、公開空地等の活用の実証実験も実施しました。



国際交流会館の空地での実証実験

色彩・材料

建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更

■都市部（歴史的まち並み地区を除く）

- ・都市型居住景観形成ゾーン（中心部）
- ・都市近郊型居住景観形成ゾーン（周辺部）
- ・郊外型居住景観形成ゾーン（郊外部）

「地域で推奨する色彩」

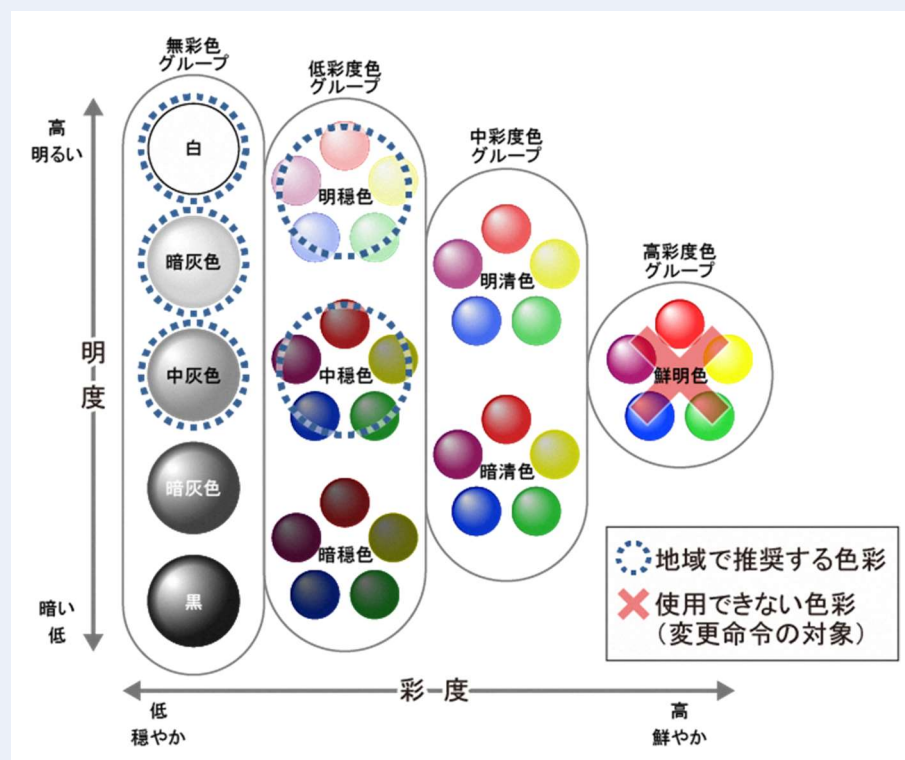
(マンセル値)

	色相	明度	彩度
白	N	9 以上 10 以下	—
明灰色	N	8 以上 9 以下	—
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下

「使用できない色彩」 変更命令の対象

(マンセル値)

	色相	明度	彩度
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える
	Y 系		4 を超える
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 を超える



色彩・材料

■都市部（歴史的なまち並み地区）

・川尻地区、新町・古町地区等

- ・川尻においては、「川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン」（P153）、新町・古町においては、「新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン」（P153）を参考とし、地域景観を阻害しないよう配慮すること。

「地域で推奨する色彩」

(マンセル値)

	色相	明度	彩度
白	N	9 以上 10 以下	—
明灰色	N	8 以上 9 以下	—
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
暗灰色	N	3 以上 6 以下	—
黒	N	3 以下	—

「避けて欲しい色彩」

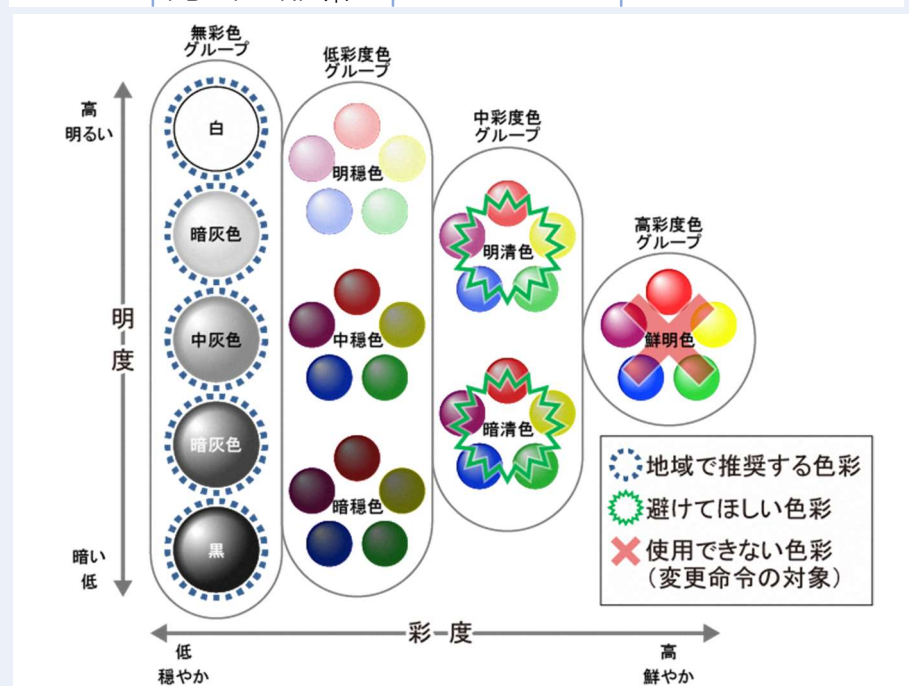
(マンセル値)

	色相	明度	彩度
明清色	R・YR 系	6 以上 10 以下	3 以上 6 以下
	Y 系		3 以上 4 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 以下
暗清色	R・YR 系	6 以下	3 以上 6 以下
	Y 系		3 以上 4 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 以下

「使用できない色彩」変更命令の対象

(マンセル値)

	色相	明度	彩度
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える
	Y 系		4 を超える
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 を超える



色彩・材料

建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更

■田園部

- ・田園景観・既存集落景観保全ゾーン
- ・自然環境景観保全ゾーン

「地域で推奨する色彩」

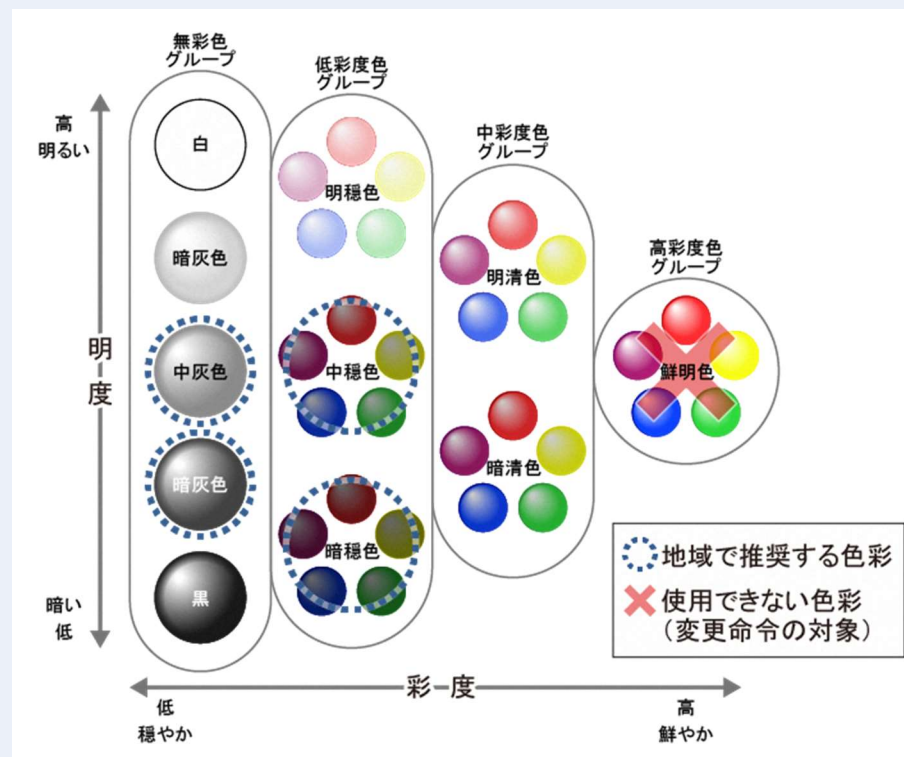
(マンセル値)

	色相	明度	彩度
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
暗灰色	N	3 以上 6 以下	—
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下
暗穏色	R・YR・Y 系	5 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下

「使用できない色彩」変更命令の対象

(マンセル値)

	色相	明度	彩度
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える
	Y 系		4 を超える
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 を超える



建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更

敷地の緑化		・敷地内のオープンスペースは、「熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン」(P153)も参考として、緑化に努めること。 ・前面道路に面するところ、特に角地等における緑化、窓辺や屋上等の緑化も推進すること。 ・緑陰駐車場等、駐車場の緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に活かすように配慮すること。 ・中高木の植栽を促進すること。	
太陽光発電施設	建築物の屋根・屋上等に設置する場合	高さ	・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ 2m 以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・景観計画に定める視点場からの眺望に配慮した位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。
		形態	・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。
		色彩・材料	・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。
	土地に自立して新設、増設する場合	高さ	・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ 2m 以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・景観計画に定める視点場からの眺望に配慮した位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。
		形態	・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。
		色彩・材料	・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。
		敷地の緑化	・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に活かすよう配慮すること。 ・伐採により樹木の連続性を無くさないこと。 ・地域に見合った樹種を選定する等、周辺環境や景観に配慮した緑化を行うこと。
	その他		・外観のよごれや設備の損傷、はみ出し駐車や、無秩序な駐輪、建築デザインをこわすような垂れ幕や看板の設置等を回避するよう、管理・運営面からの対策を講じるものとする。 ・駐車場及び物品等の置き場については、その位置に配慮するとともに外から見えないような工夫を行うように努めること。 ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや動きのある照明を用いないように努めるとともに、「熊本市光のマスタープラン」(P153)を参考とし、良好な夜間景観の創出に努めること。

さく及び塀の新設、増築、改築、 移転又は外観の変更	位置・高さ	・遠景の山々や景観資源に対する道路（又は特別な視点場）からの眺望を損なわないように道路境界からの壁面線の後退や高さをおさえるように努めること。 ・まち並み（通りに面した建物の連続）の一員として参加し、まち並みとしての魅力向上に貢献すること。 ・通りに開放感を与えるように高さを低くおさえるように努めること。
	形態	・地域の景観特性を活かし、地域デザインを表現するように努めること。 ・長大な壁面には、小さな部材の使用や、空間を区切る等の手法を用いることによって、人との融和を図ること。 ・敷地内外の連続一体化が可能な場合には、さくや塀を設けずに開放的な利用が望まれる。
	色彩・材料・緑化	・色彩は、周囲の自然やまち並みの色調と調和したものとし、アクセントとなる色はごく限られた箇所に設定するように努めること。 ・材料は、周囲の自然素材やまち並みと調和したものとする。 ・できるだけ生け垣にするなど、緑化に努めること。
開発行為	土地の形状及び緑化	・可能な限り、原地形に沿った形で変更を行うように努めること。 ・周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。 ・団地等では、全体の景観計画に基づいて、個々の造成や緑化を図ること。
	のり面又は擁壁の外観及び緑化	・のり面の勾配は、可能な限りゆるやかなものとする。 ・周辺の景観との調和を考慮した形態・材料とし、緑化に努めること。
土石の採取及び 鉱物の掘採	遮へい及び緑化	・敷地内及び敷地周辺の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
	のり面又は擁壁の外観及び緑化	・採掘後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。 ・採掘終了後緑化しやすいよう、計画的な採掘を行うように努めること。

コラム

景観スケールに応じた光の組み合わせ

「熊本市光のマスタープラン」では、安全安心に歩いて楽しめる夜間景観の形成を目指し、照明色温度※¹の推奨値を下図のように設定しています。また、景観タイプごとに夜間景観の指針を示しています。照明を計画する際に参照してください。

※ 1：白色光の色味により段階分けされた単位：K（ケルビン）で表したもの



■ シティスケール
3,500K~6,500K



■ ストリートスケール
3,000K~3,500K



■ ヒューマンスケール
2,400K~3,000K

(3) 熊本城周辺地域の景観形成基準（重点地域） 約 550ha

熊本城周辺地域では、ランドマークとしての熊本城への眺望、熊本城からの眺望、市街地と熊本城との間のゆとりある眺望を保全するため、熊本城を望む視点場及び天守閣からの眺望に配慮した景観形成基準を定めます。

①対象地域及び視点場

- ・対象地域と視点場を下図に示します。
- ・熊本城周辺地域は、地域の特性を踏まえた眺望確保のため、熊本城特別地区、京町台地地区、一般地区に区分します。

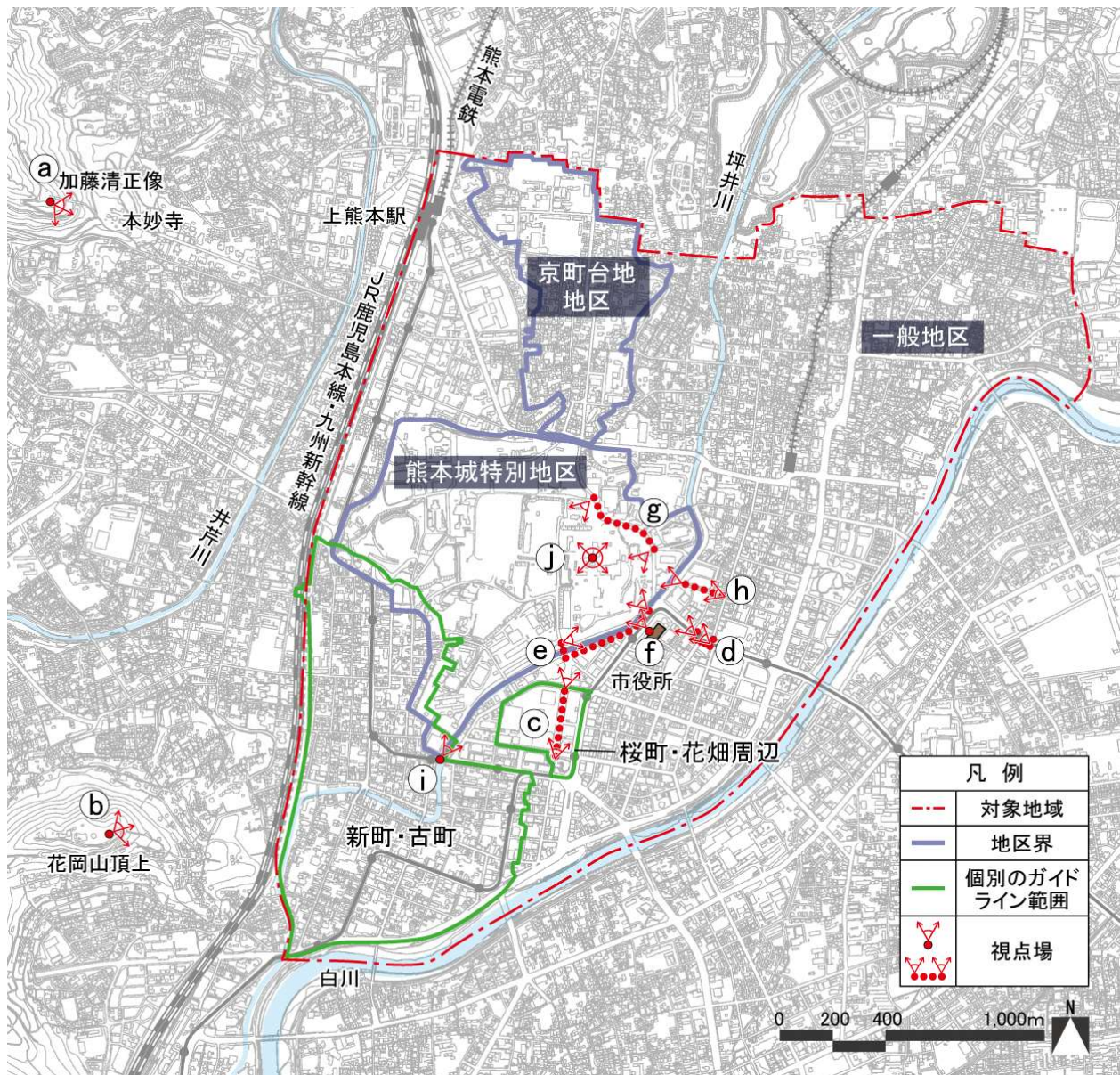


図 3-5 対象地域及び視点場

②景観形成基準

(特別史跡熊本城跡内の建造物については、熊本城周辺地域の景観形成基準は適用しません)

項目		基準								
基本事項		・視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーション※¹を作成し、景観影響を確認すること。 ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第2章第2節 P30～P41）の内容を確認すること。 ・新町・古町においては、「新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン」（P153）、桜町・花畑周辺においては、「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画 第6章デザインガイドライン」（P153）を参考とし、地域景観を阻害しないよう配慮すること。								
建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置・高さ	・建築物等の位置を道路境界から後退させること等によって、可能な限り熊本城の石垣と緑への眺望、ゆとりある歩行者空間の確保に努めること。 ・建築物等の高さは、ランドマークとしての熊本城への眺望及び熊本城天守閣からの眺望を保全するために、以下のとおりとする。 ■熊本城特別地区 ・海拔 50m を超えないこと。 ■京町台地地区 ・海拔 63m を超えないこと。 ■一般地区 ・海拔 55m を超えないこと。  ・ただし、熊本城特別地区を除き、都市計画法に基づく高度利用地区等※²に指定予定の地区における建築物等は、市長が熊本市景観審議会の意見を聴き良好な景観形成に支障がないと認めた範囲内において、景観形成基準に定められた高さを超えることができる。 ※2 以下の制度等をいう。 <table><tr><td>高度利用地区</td><td>都市計画法による地域地区 再開発等による具体の計画が決まっている地域を指定。</td></tr><tr><td>高度利用型地区計画</td><td>都市計画法による地区計画 主に街区単位での面的な整備を行う際に指定。</td></tr><tr><td>総合設計制度</td><td>建築基準法による許可制度 単独の敷地において公共貢献に応じて容積率や斜線制限の緩和を受ける。</td></tr><tr><td>総合設計制度同等</td><td>上記の総合設計制度と同等の公共貢献を行う。 容積率や斜線制限等の緩和は受けないが、空地の確保等の公共貢献を実施。</td></tr></table>	高度利用地区	都市計画法による地域地区 再開発等による具体の計画が決まっている地域を指定。	高度利用型地区計画	都市計画法による地区計画 主に街区単位での面的な整備を行う際に指定。	総合設計制度	建築基準法による許可制度 単独の敷地において公共貢献に応じて容積率や斜線制限の緩和を受ける。	総合設計制度同等	上記の総合設計制度と同等の公共貢献を行う。 容積率や斜線制限等の緩和は受けないが、空地の確保等の公共貢献を実施。
	高度利用地区	都市計画法による地域地区 再開発等による具体の計画が決まっている地域を指定。								
	高度利用型地区計画	都市計画法による地区計画 主に街区単位での面的な整備を行う際に指定。								
	総合設計制度	建築基準法による許可制度 単独の敷地において公共貢献に応じて容積率や斜線制限の緩和を受ける。								
総合設計制度同等	上記の総合設計制度と同等の公共貢献を行う。 容積率や斜線制限等の緩和は受けないが、空地の確保等の公共貢献を実施。									
形態	・建築物等は、地域の雰囲気や損なわない、全体を統一感のある形態意匠となるように配慮すること。 ・周囲のまち並みや山並みに調和するスカイラインの形成、屋外に設置される設備類の建築物全体との一体化等により、天守閣からの眺望に配慮したデザインとすること。									
色彩・材料	・「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、下表のとおりとする。 ・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気や損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 ・ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 ・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。									

※1 現況写真をもとに計画建物等の完成予想図を合成し、実際に建設した様子に近い景観を観察し、その景観上からの影響を評価するもの

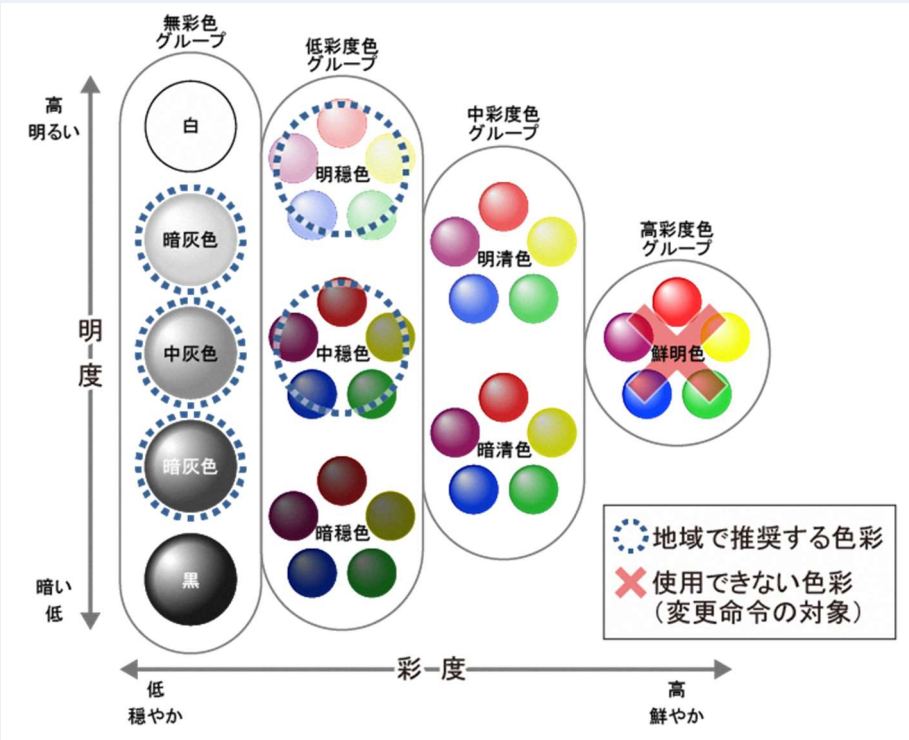
「地域で推奨する色彩」 (マンセル値)

	色相	明度	彩度
明灰色	N	8 以上 9 以下	—
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
暗灰色	N	3 以上 6 以下	—
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下

熊本城特別地区内で、背景が樹木の緑となる場合は、明度 3 以上 7 以下とする。

「使用できない色彩」 変更命令の対象 (マンセル値)

	色相	明度	彩度
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える
	Y 系		4 を超える
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 を超える



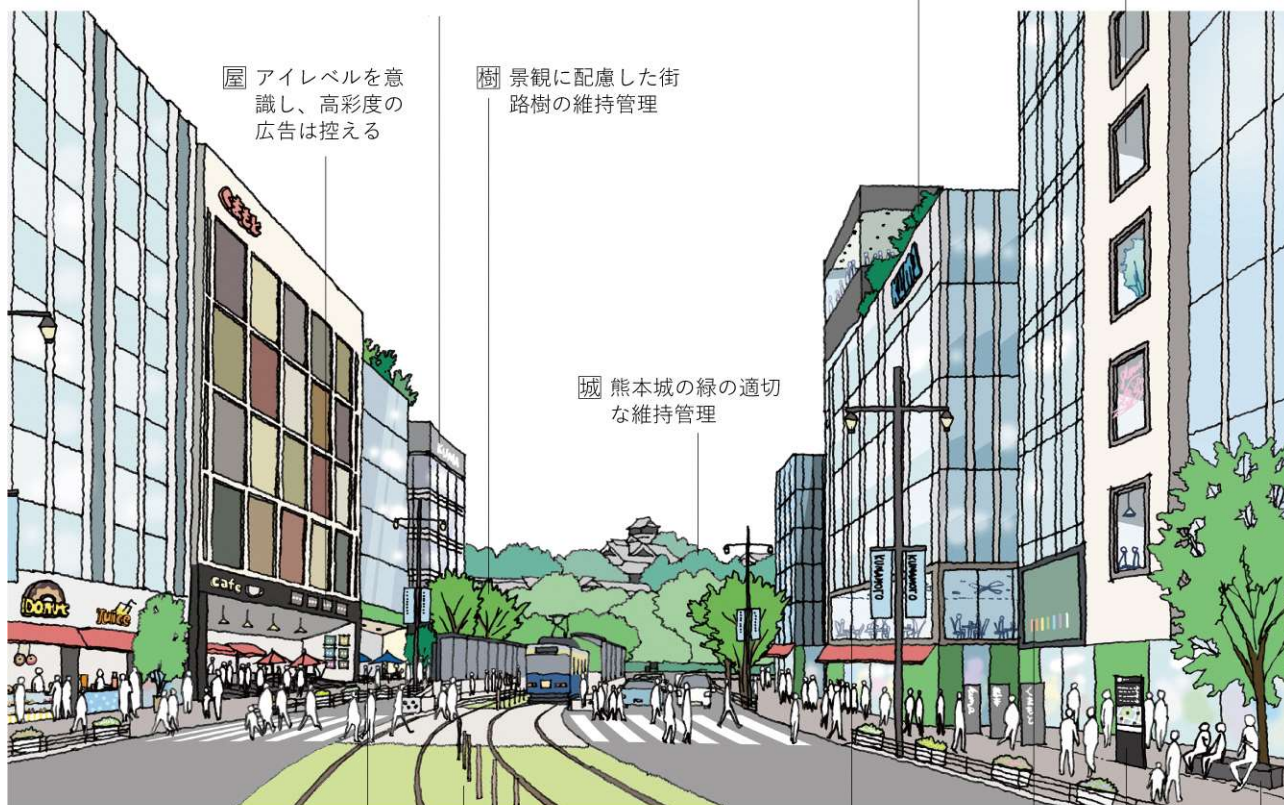
敷地の緑化

- ・ 屋上緑化、壁面緑化などを活用し、眺望景観にも配慮しながら積極的に緑化を図ること。
- ・ 大木、古木は、可能な限り保存を図ること。

- 凡 例
- 景：熊本市景観計画
 - 屋：熊本市屋外広告物ガイドライン
 - 光：熊本市光のマスタープラン
 - P：まちなか再生プロジェクト
 - 緑：熊本市緑の基本計画
 - 公：熊本市公共サインガイドライン
 - 樹：熊本市域街路樹再生計画
 - 城：熊本城みどり保存管理計画

- 景 設備類の建築物全体との一体化等により、天守閣からの眺望に配慮する
- 景 熊本城天守閣への眺望を遮る屋外広告物は掲出しないう努める
- 景 眺望範囲内の公共施設（道路、市電軌道、街路樹等）は景観形成に先導的な取組を実施する
- 景 建物の色等は地域で推奨する色彩を使用する
- 屋 熊本城のライトアップを際立たせるため高位置・高輝度の電照広告等は控える

- 景 スカイラインをそろえ、まち並みの魅力向上を図る
- 景 建築物と屋外広告物の形態、大きさを一体的にデザインする
- 緑 屋上、壁面の積極的な緑化
- 屋 窓面をふさがず建物全体を美しく



- 景 後退により熊本城への眺望、ゆとりある歩行者空間を確保する
- P 耐震性、防火性等を向上させ、有効な空地を生み出すことで災害時の避難・活動空間を確保する
- P 快適な歩行空間や熊本城を望む景観の確保に向けて公開空地の整備を促進する
- 緑 市電軌道敷の緑化推進により景観ネットワークを拡充する
- 光 街灯や建築物の光はグレアを抑制し、景観スケールに対応した色温度を心がける
- 屋 デジタルサイネージ等の新技術の適切な活用
- 公 ガイドラインに基づく意匠・設置場所とする

図 3-6 景観形成基準等に基づくまち並み将来像イメージ

※このイラストは、あくまで将来の景観誘導等による眺望全体のイメージを共有するためのものです

(4) 水前寺周辺地域の景観形成基準（重点地域） 約 230ha

水前寺周辺地域では、市街地の中で熊本の水と緑のシンボルとして残された、水前寺成趣園の由緒ある良好な眺望景観の保全を図るための景観形成基準を定めます。

①対象地域及び視点場

- ・対象地域と視点場及び視点場からの眺望範囲を下図のように定めます。
- ・視点場は、古今伝授の間とし、眺望範囲は水前寺成趣園東側とします。

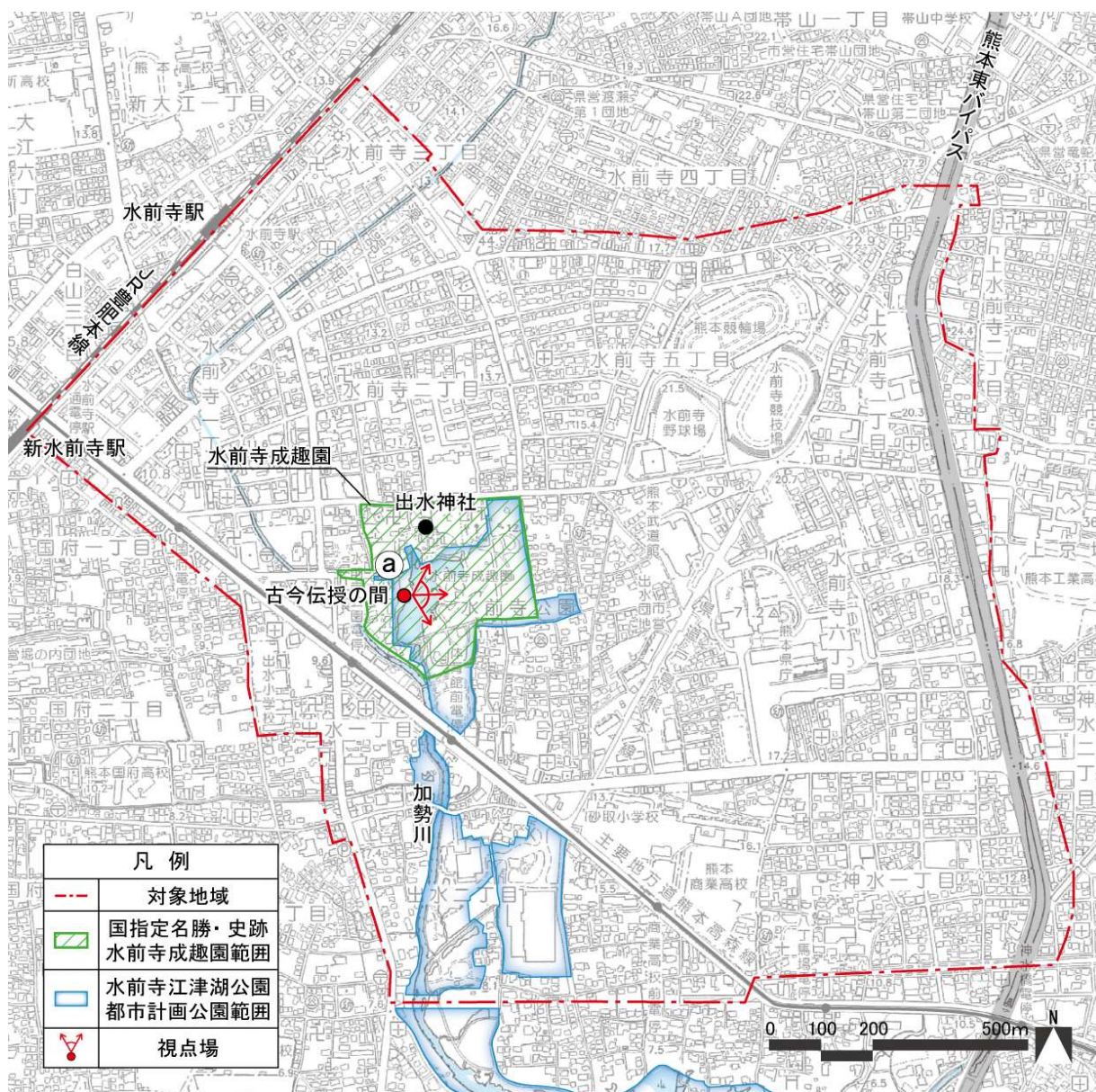
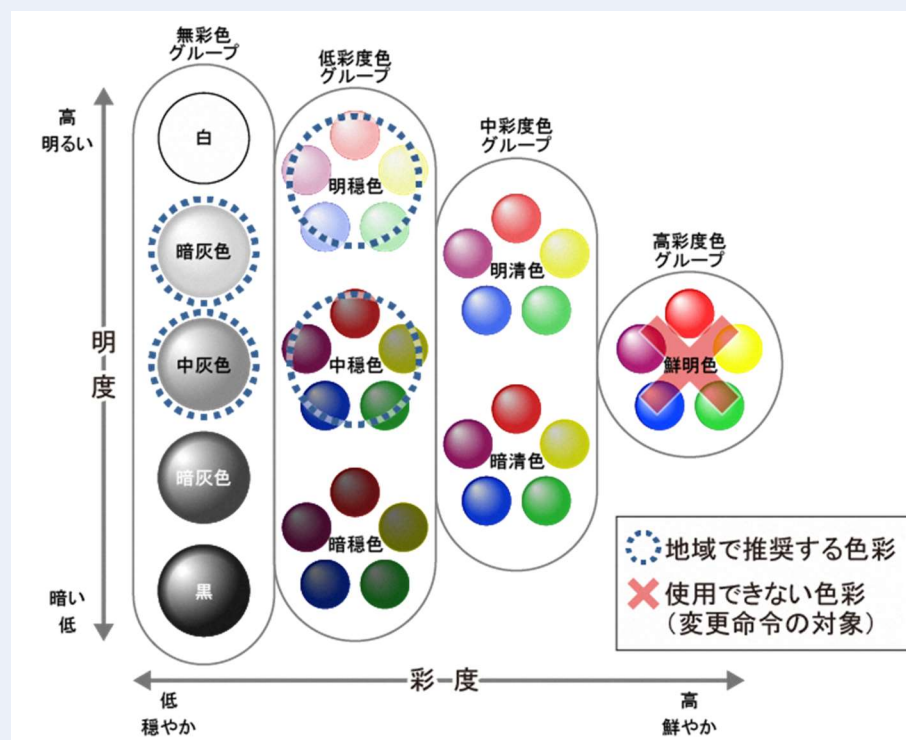


図 3-7 対象地域及び視点場

②景観形成基準

項 目		基 準																																			
基本事項		・視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーションを作成し、景観影響を確認すること。 ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第2章第2節 P42～P44）の内容を確認すること。																																			
建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置・高さ	・水前寺成趣園東側周辺の眺望範囲に位置する建築物等の高さ（塔屋を含む。）は、古今伝授の間の視点場に立つ人の目と成趣園周囲の樹木先端を結ぶ延長線の内側におさまること。（※解説1） ・水前寺成趣園東側周辺の眺望範囲以外に位置する建築物等の高さは、園路からの眺望に配慮し、周辺のまち並みとの調和に努めること。（※解説2）																																			
	形態	・水前寺成趣園の園路からの眺望景観の対象となる建築物等については、周囲のまち並みとの調和や屋外の設備類を目立たなくする等、全体を統一感のある形態意匠とし、水前寺成趣園の雰囲気損なわないように努めること。																																			
	色彩・材料	・「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、下表のとおりとする。 ・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 ・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。 「地域で推奨する色彩」（マンセル値） <table><tr><th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>明灰色</td><td>N</td><td>8 以上 9 以下</td><td>—</td></tr><tr><td>中灰色</td><td>N</td><td>6 以上 8 以下</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">明穏色</td><td>R・YR・Y 系</td><td rowspan="2">8 以上 10 以下</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>1 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">中穏色</td><td>R・YR・Y 系</td><td rowspan="2">5 以上 8 以下</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>1 以下</td></tr></table> 「使用できない色彩」変更命令の対象（マンセル値） <table><tr><th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="3">鮮明色</td><td>R・YR 系</td><td rowspan="3">全域</td><td>6 を超える</td></tr><tr><td>Y 系</td><td>4 を超える</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>2 を超える</td></tr></table>		色相	明度	彩度	明灰色	N	8 以上 9 以下	—	中灰色	N	6 以上 8 以下	—	明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系	1 以下	中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系	1 以下		色相	明度	彩度	鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える	Y 系	4 を超える	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系
	色相	明度	彩度																																		
明灰色	N	8 以上 9 以下	—																																		
中灰色	N	6 以上 8 以下	—																																		
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下																																		
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下																																		
	色相	明度	彩度																																		
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える																																		
	Y 系		4 を超える																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 を超える																																		

色彩・材料



敷地の緑化

- ・建築物等がなるべく視野に入らないようにするため、園内又は敷地内の緑化に努めること。

凡 例

景：熊本市景観計画

環：第4次熊本市環境総合計画

屋：熊本市屋外広告物ガイドライン

光：熊本市光のマスタープラン

景 建築物等は、周囲のまち並みとの調和や屋外の設備類を目立たなくする等、全体を統一感のある形態意匠とする

景 園内から眺望できる建築物等には、屋外広告物の掲出はしない

景 建築物の色等は、地域で推奨する色彩を使用する

屋 園内の立看板や自動販売機、のぼり旗等は、美しい園内の風景を壊さないよう落ち着いた色彩にする

光 園内の照明は、グレアを抑制し、景観スケールに対応した色温度を心がける

環 水源かん養林整備等による地下水量の保全

景 建築物等がなるべく視野に入らないよう、園内又は敷地内の緑化に努める

景 建築物等の高さは、古今伝授の間の前の視点場に立つ人の目と成趣園周囲の樹木先端を結ぶ延長線の内側におさめる



景 湧水池や庭園の緑地の適切な維持管理

図 3-8 景観形成基準等に基づくまち並み将来像イメージ

※このイラストは、あくまで将来の景観誘導等による眺望全体のイメージを共有するためのものです

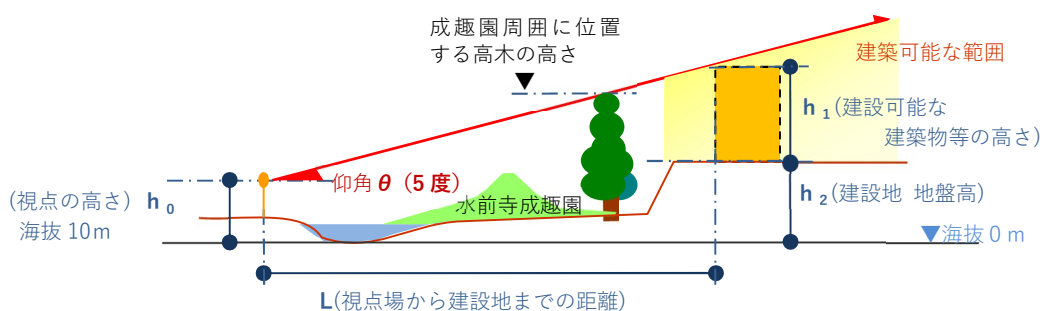
- ・古今伝授の間の視点場に立つ人の目と成趣園周囲の樹木先端を結ぶ延長線の内側におさまる建築物等の高さ（ h_1 ）については、以下の簡易算定式で求める。

$$h_1 = L \times \tan \theta + h_0 - h_2$$

h_0 ：視点の高さ（海拔 10 m） L ：視点場から建設地までの距離
 h_1 ：建設可能な建築物等の高さ θ ：仰角 = 5 度
 h_2 ：建設地の地盤高（海拔）

※仰角 = 5 度とは、視点場に立つ人が、成趣園東側周囲の樹木先端が形作る輪郭線を見上げる平均的な角度である。

- ・ただし、景観シミュレーションにより、樹木に隠れることが確認できる場合は、この限りではない。



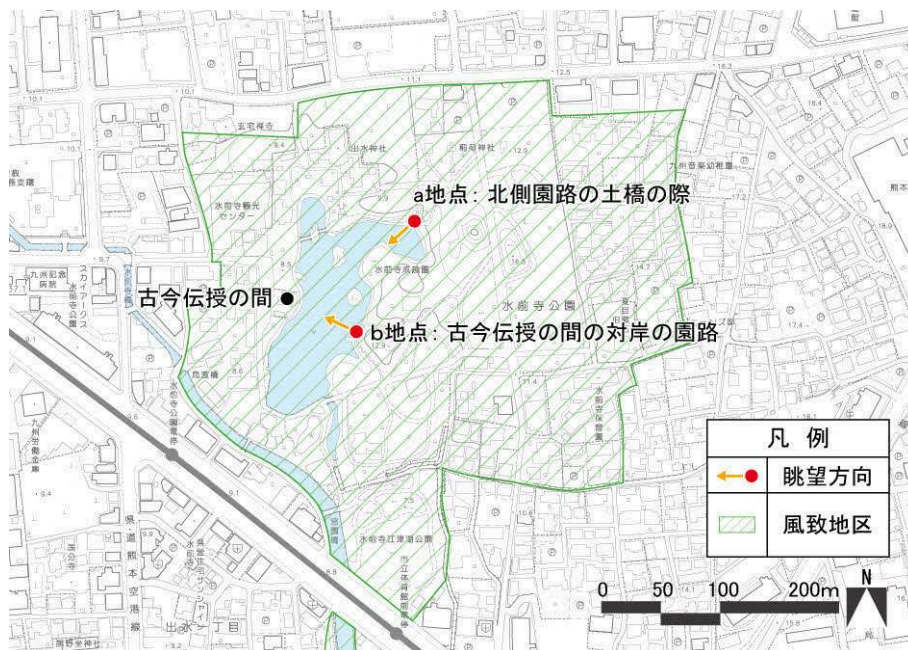
【解説2】 水前寺周辺地域の景観形成基準の位置・高さについて

- ・園路からの眺望に配慮し、周辺のまち並みとの調和を図ることとは、以下のとおりとする。
 - ① 風致地区との境界付近の敷地等における建設計画については、a 地点及び b 地点からの眺望の景観シミュレーションを行い、周辺のまち並みから突出しないよう配慮すること。
 - ② ①の場合を除いて、高さが 31m（地上 10 階程度）を超える場合は、a 地点及び b 地点からの眺望の景観シミュレーションを行い、周辺のまち並みから突出しないよう配慮すること。
- ・園路からの眺望に配慮し、周辺のまち並みと調和した建築物等の高さの目安（ h_3 ）は、以下の簡易算定式で求める。

$$h_3 = L \times \tan \theta + h_0 - h_2$$

h_0 ：視点の高さ（a=海拔 11m、b=海拔 10m） L ：視点場から建設地までの距離
 h_2 ：建設地の地盤高（海拔） θ ：仰角 a=7 度、b=9.8 度
 h_3 ：園路からの眺望に配慮し、周辺のまち並みと調和した建築物等の高さの目安

※仰角 a は、視点場 a に立つ人が古今伝授の間の南側に眺望する建築物同士の屋上部分を結ぶ線を見上げる角度とする。仰角 b も同様の考えとする。



事例：電車通沿いの敷地でまち並みに調和した高さ（ h_3 ）の算定について

$$h_3 = \text{【240m (a 地点または b 地点からの距離)】} \times \text{【tan 7 度 (仰角)】} + \text{【11m (a 地点または b 地点の高さ)】} - \text{【9.4m (建設地の地盤高さ)】} = 31.07\text{m}$$

(5) 江津湖周辺地域の景観形成基準（重点地域） 約 380ha

江津湖周辺地域では、「日本一の地下水都市熊本」の印象を高める広がりのある水と水辺の眺望景観の保全を図るため、江津湖及び周辺を望む視点場からの眺望に配慮した景観形成基準を定めます。

①対象地域及び視点場

- ・対象地域と視点場を下図に示します。

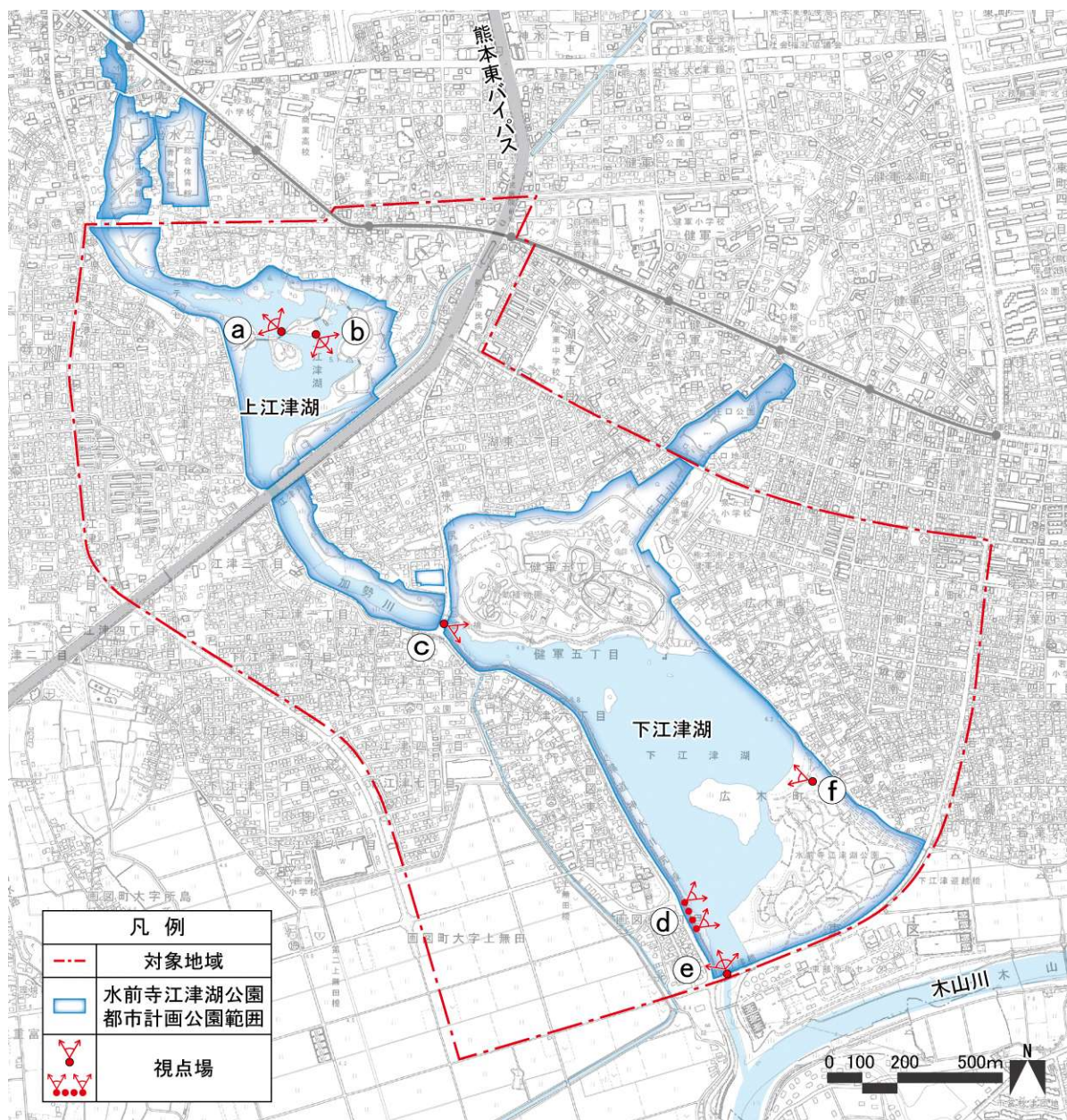


図 3-9 対象地域及び視点場

②景観形成基準

項 目		基 準																																			
基本事項		・視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーションを作成し、景観影響を確認すること。 ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第 2 章第 2 節 P45～P52）の内容を確認すること。																																			
建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置・高さ	・江津湖周辺の調和の取れた自然景観が保全できるよう、建築物の高さについては、周辺の既存高木の高さとの調和に努めること。 ・市街化調整区域の建築物等の高さは、10m以下とすること。																																			
	形態	・建築物等は、周囲のまち並みとの調和や屋外の設備類を目立たなくする等、全体を統一感のある形態意匠とし、公園の雰囲気との調和に配慮すること。																																			
	色彩・材料	・「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、下表のとおりとする。 ・湖岸から見える建築物等は、江津湖の自然的景観を阻害しない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 ・対比効果の大きい色彩（色相・彩度・明度）の組合せは避けるように努めること。 「地域で推奨する色彩」 (マンセル値) <table><tr><th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>明灰色</td><td>N</td><td>8 以上 9 以下</td><td>—</td></tr><tr><td>中灰色</td><td>N</td><td>6 以上 8 以下</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">明穏色</td><td>R・YR・Y 系</td><td rowspan="2">8 以上 10 以下</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>1 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">中穏色</td><td>R・YR・Y 系</td><td rowspan="2">5 以上 8 以下</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>1 以下</td></tr></table> 「使用できない色彩」 変更命令の対象 (マンセル値) <table><tr><th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="3">鮮明色</td><td>R・YR 系</td><td rowspan="3">全域</td><td>6 を超える</td></tr><tr><td>Y 系</td><td>4 を超える</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>2 を超える</td></tr></table>		色相	明度	彩度	明灰色	N	8 以上 9 以下	—	中灰色	N	6 以上 8 以下	—	明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系	1 以下	中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系	1 以下		色相	明度	彩度	鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える	Y 系	4 を超える	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系
	色相	明度	彩度																																		
明灰色	N	8 以上 9 以下	—																																		
中灰色	N	6 以上 8 以下	—																																		
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下																																		
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下																																		
	色相	明度	彩度																																		
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える																																		
	Y 系		4 を超える																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 を超える																																		

建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	色彩・材料	
	敷地の緑化	湖畔の樹木を保全するとともに、新たな植栽により主要な視点場から建築物等がなるべく視野に入らないように配慮すること。

凡 例

景：熊本市景観計画
屋：熊本市屋外広告物ガイドライン
緑：熊本市緑の基本計画

光：熊本市光のマスタープラン
環：第4次熊本市環境総合計画

- 景 建築物等は、周囲のまち並みとの調和や屋外の設備類を目立たなくする等、全体を統一感のある形態意匠とする
- 景 公園内から眺望できる建築物等には、屋上広告物の掲出はしない
- 景 建築物の色等は、地域で推奨する色彩を使用する
- 景 公園内の公共施設（遊歩道や工作物等）は景観形成に先導的な取組を実施する
- 緑 プラジルチドメグサ等特定外来生物対策の実施
- 光 公園内の照明は、グレアを抑制し、景観スケールに対応した色温度を心がける
- 環 水源かん養林整備等による地下水量の保全

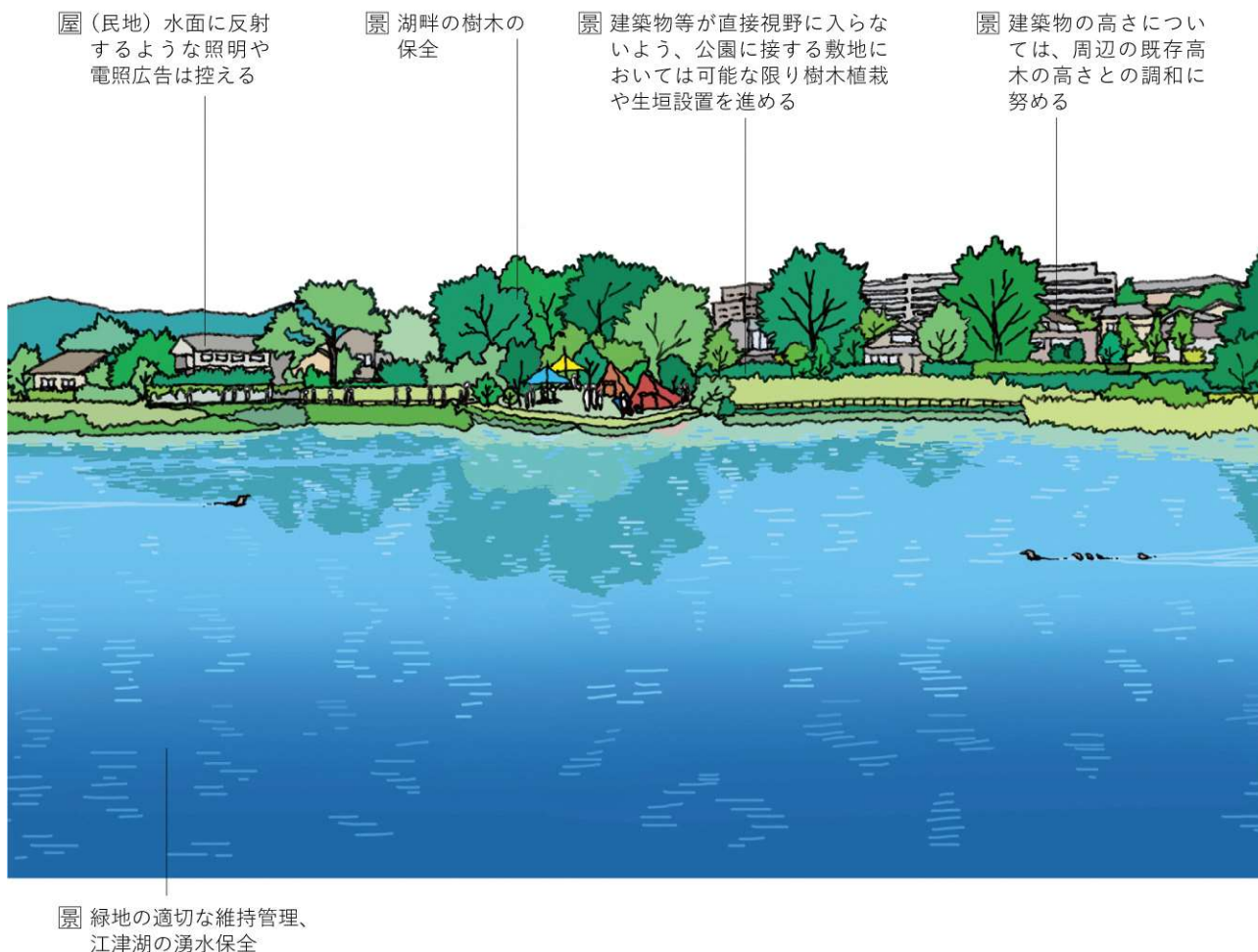


図 3-10 景観形成基準等に基づくまち並み将来像イメージ

※このイラストは、あくまで将来の景観誘導等による眺望全体のイメージを共有するためのものです

（６）熊本駅周辺地域の景観形成基準（重点地域） 約 66ha

熊本駅周辺地域では、本市の玄関口にふさわしい、風格とにぎわいの感じられる景観形成を図るため、駅前広場等からの眺望に配慮した景観形成基準を定めます。

①対象地域及び視点場

- ・対象地域は、下図で示す熊本駅周辺の東西の街区とします。

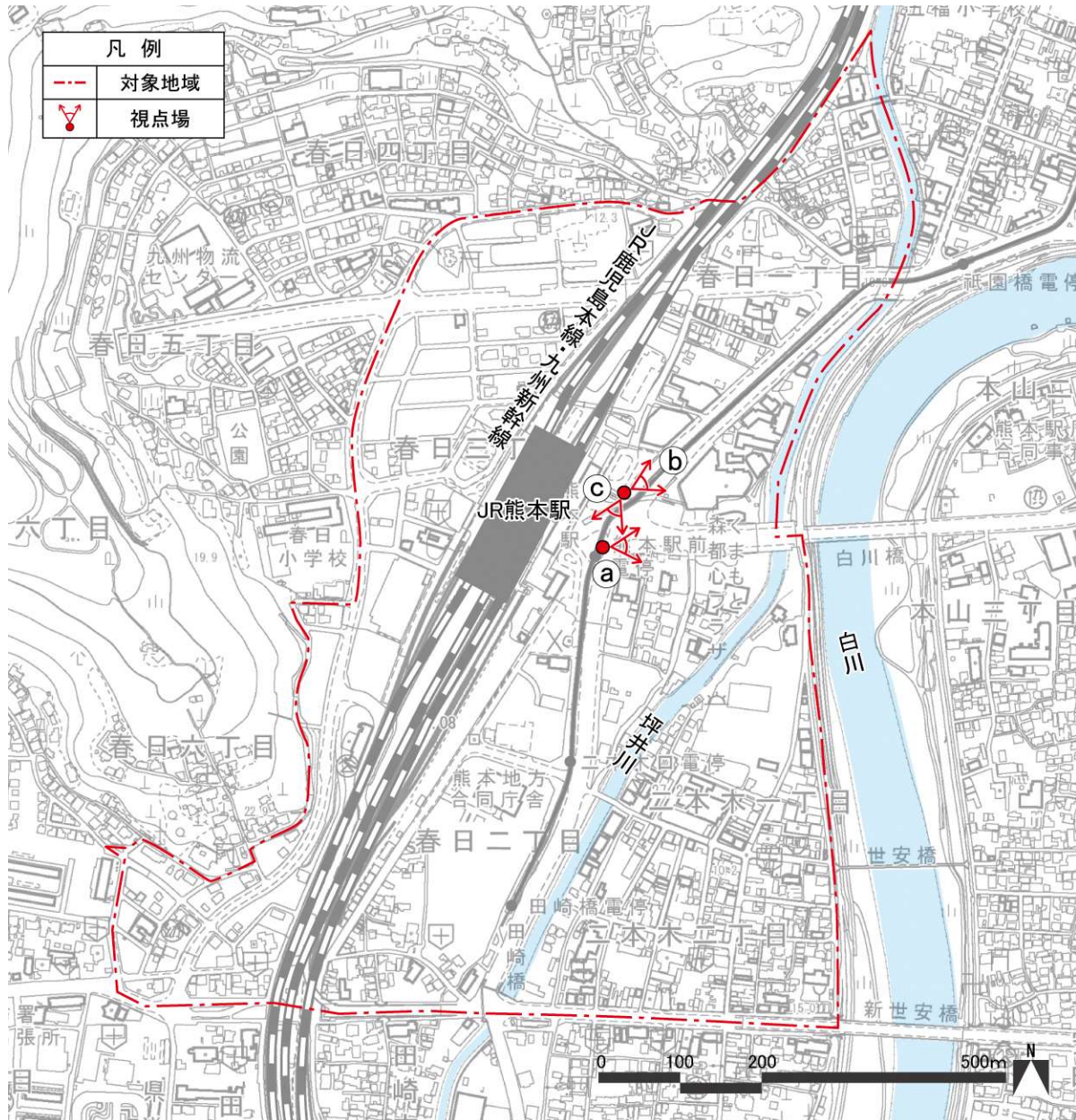


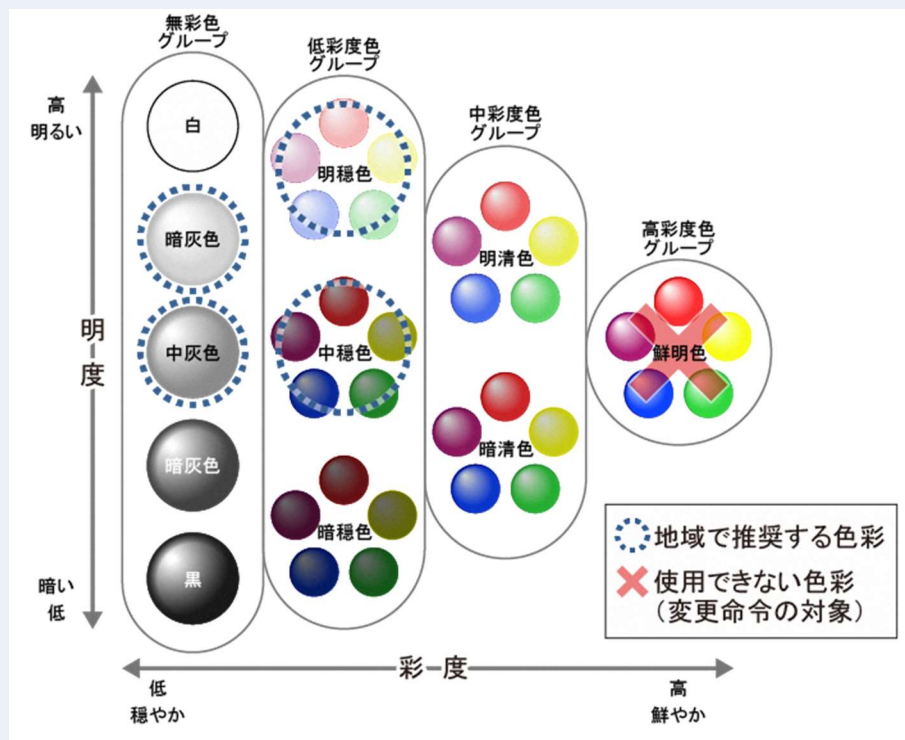
図 3-11 対象地域及び視点場

②景観形成基準

項 目		基 準																																			
基本事項		・視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーションを作成し、景観影響を確認すること。 ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第 2 章第 2 節 P53～P57）の内容を確認すること。																																			
建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置・形態	・「<u>熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド</u>」（P153）を参考とすること。																																			
	色彩・材料	・「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、下表のとおりとする。 ・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 ・歩道部分の舗装に用いられるブロック等や街路樹の緑の色彩を意識し、それらと調和する色彩計画となるように努めること。 ・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。 「地域で推奨する色彩」 (マンセル値) <table><tr><th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>明灰色</td><td>N</td><td>8 以上 9 以下</td><td>—</td></tr><tr><td>中灰色</td><td>N</td><td>6 以上 8 以下</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">明穏色</td><td>R・YR・Y 系</td><td rowspan="2">8 以上 10 以下</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>1 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">中穏色</td><td>R・YR・Y 系</td><td rowspan="2">5 以上 8 以下</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>1 以下</td></tr></table> 「使用できない色彩」変更命令の対象 (マンセル値) <table><tr><th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="3">鮮明色</td><td>R・YR 系</td><td rowspan="3">全域</td><td>6 を超える</td></tr><tr><td>Y 系</td><td>4 を超える</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>2 を超える</td></tr></table>		色相	明度	彩度	明灰色	N	8 以上 9 以下	—	中灰色	N	6 以上 8 以下	—	明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系	1 以下	中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系	1 以下		色相	明度	彩度	鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える	Y 系	4 を超える	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系
	色相	明度	彩度																																		
明灰色	N	8 以上 9 以下	—																																		
中灰色	N	6 以上 8 以下	—																																		
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下																																		
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下																																		
	色相	明度	彩度																																		
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える																																		
	Y 系		4 を超える																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 を超える																																		

建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更

色彩・材料



敷地の緑化

- 沿道土地利用によって創出されるオープンスペースを活用して、緑化に努めること。

凡 例

景：熊本市景観計画

光：熊本市光のマスタープラン

屋：熊本市屋外広告物ガイドライン

公：熊本市公共サインガイドライン

駅：熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド

樹：熊本市域街路樹再生計画

緑：熊本市緑の基本計画

景 外観に露出する設備類については、建物全体のデザインとの調和に努める

景 東西の駅前広場に面して、屋上広告（自家用広告物除く）や立て看板、のぼり旗の掲出はしない

景 建築物の色等は、地域で推奨する色彩を使用する

景 眺望範囲内の公共施設（道路、市電軌道、街路樹等）は、景観形成に先導的な取り組みを実施する

屋 デジタルサイネージの適切な活用

屋 窓面広告は建物や周辺環境に調和するように配慮する

景 街路樹よりも高い位置の壁面広告は、建築物と調和した形状や大きさとする

景 樹木との調和を意識し、高彩度の広告は控える

光 街灯や建築物の光はグレアを抑制し、景観スケールに対応した色温度を心がける

樹 景観に配慮した街路樹の維持管理



駅 沿道の建物の低層部は、街のにぎわいづくりに配慮する

景 民間空間と公共空間が一体となった緑（民間のオープンスペースの活用）

景 屋上広告は、建築物との一体化を図り、大きさを一体的にデザインする

緑 市電軌道敷の緑化推進により景観ネットワークを拡充する

公 公共サインガイドラインに基づく意匠・設置場所とする

図 3-12 景観形成基準等に基づくまち並み将来像イメージ

※このイラストは、あくまで将来の景観誘導等による眺望全体のイメージを共有するためのものです

②景観形成基準

項 目		基 準																																							
基本事項		・市電の車窓からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーションを作成し、景観影響を確認すること。 ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第2章第2節 P58～59）の内容を確認すること。																																							
建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置・高さ	・通りに面する建築物等のスカイラインや壁面の位置等は、統一感や連続性に配慮すること。 ・交差点に面する建築物は、壁面後退等により、視界を広げたり、圧迫感を低減させるように努めること。 ・熊本城、水前寺、江津湖周辺地域に含まれる範囲については、それぞれの地域の位置・高さの基準を適用する。																																							
	色彩・材料	・「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、下表のとおりとする。 ・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 ・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。 「地域で推奨する色彩」（マンセル値） <table><tr><th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>明灰色</td><td>N</td><td>8 以上 9 以下</td><td>—</td></tr><tr><td>中灰色</td><td>N</td><td>6 以上 8 以下</td><td>—</td></tr><tr><td>暗灰色</td><td>N</td><td>3 以上 6 以下</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">明穏色</td><td>R・YR・Y 系</td><td rowspan="2">8 以上 10 以下</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>1 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">中穏色</td><td>R・YR・Y 系</td><td rowspan="2">5 以上 8 以下</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>1 以下</td></tr></table> 「使用できない色彩」変更命令の対象（マンセル値） <table><tr><th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="3">鮮明色</td><td>R・YR 系</td><td rowspan="3">全域</td><td>6 を超える</td></tr><tr><td>Y 系</td><td>4 を超える</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>2 を超える</td></tr></table>		色相	明度	彩度	明灰色	N	8 以上 9 以下	—	中灰色	N	6 以上 8 以下	—	暗灰色	N	3 以上 6 以下		明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系	1 以下	中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系	1 以下		色相	明度	彩度	鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える	Y 系	4 を超える	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系
	色相	明度	彩度																																						
明灰色	N	8 以上 9 以下	—																																						
中灰色	N	6 以上 8 以下	—																																						
暗灰色	N	3 以上 6 以下																																							
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下																																						
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下																																						
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下																																						
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下																																						
	色相	明度	彩度																																						
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える																																						
	Y 系		4 を超える																																						
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 を超える																																						

建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	色彩・材料	
	敷地の緑化	・屋上緑化、壁面緑化などを活用し、眺望景観にも配慮しながら積極的に緑化を図ること。
	その他	・外部の照明には、温かみのある光源を使用し、落ち着いた夜間景観の演出に努めること。

熊本
周辺
地域

水前
寺
周辺
地域

江津
湖
周辺
地域

熊本
駅
周辺
地域

電車
通
沿線
地域

白川
治
岸
地域

凡 例	景：熊本市景観計画	光：熊本市光のマスタープラン
	屋：熊本市屋外広告物ガイドライン	公：熊本市公共サインガイドライン
	緑：熊本市緑の基本計画	樹：熊本市域街路樹再生計画

景 外観に露出する設備類については、建物全体のデザインとの調和に努める

屋 建築物の色等は、地域で推奨する色彩を使用する

景 屋外広告物の基調色は、建築物と同色又は調和した色彩となるように努める

屋 突出広告やのぼり旗は、掲出を控える

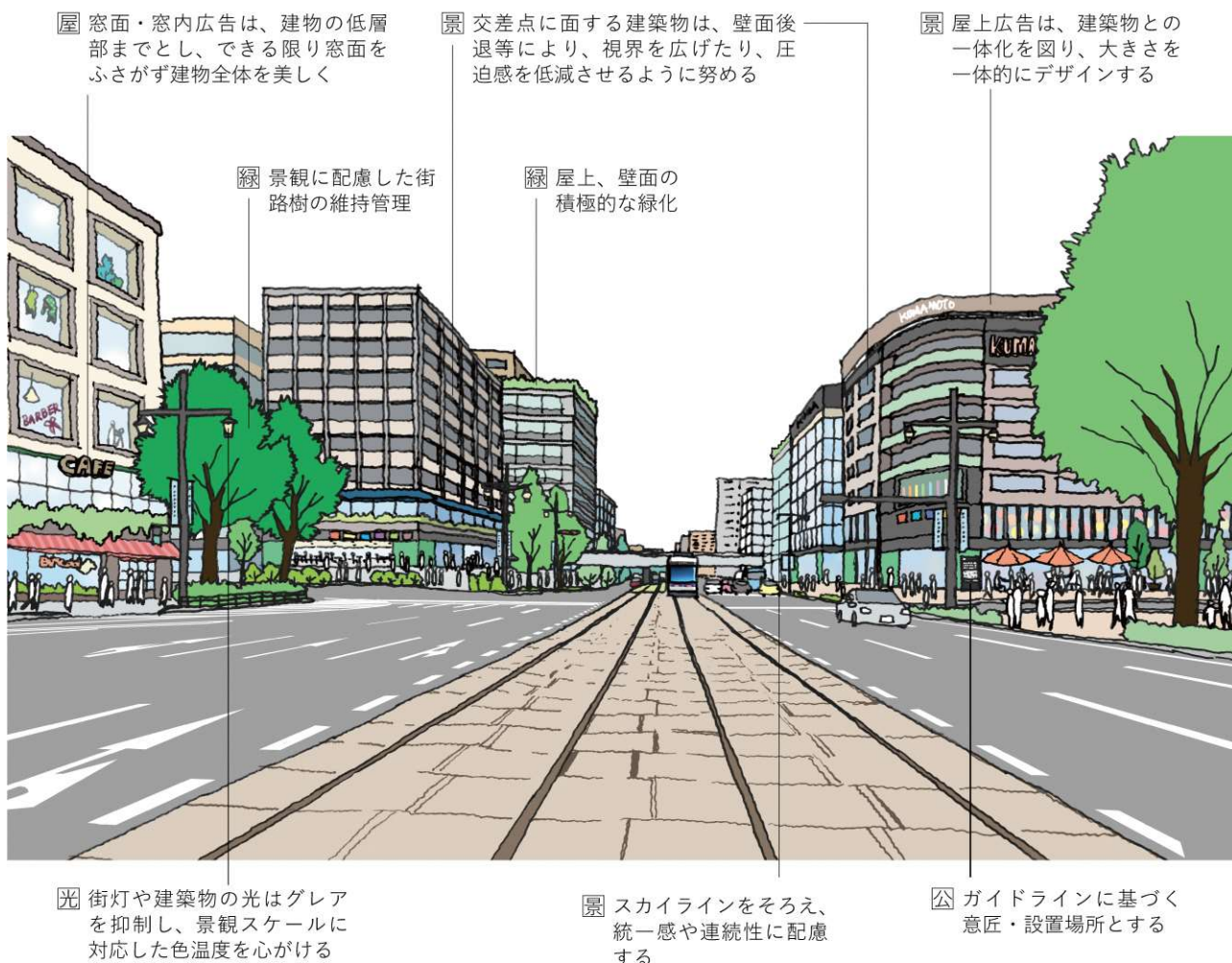


図 3-14 景観形成基準等に基づくまち並み将来像イメージ

※このイラストは、あくまで将来の景観誘導等による眺望全体のイメージを共有するためのものです

(8) 白川沿岸地域の景観形成基準（重点地域） 延長 約7km

白川沿岸地域では、水辺の緑と調和した白川に顔を向けた市街地景観の形成を図るため、橋の上や白川沿いの緑地からの眺望に配慮した景観形成基準を定めます。

①対象地域及び視点場

- ・対象地域は、下図で示す範囲とし、白川沿岸の小碓橋下流側から新世安橋上流側までの区間の河川区域界から20mの範囲内とします。

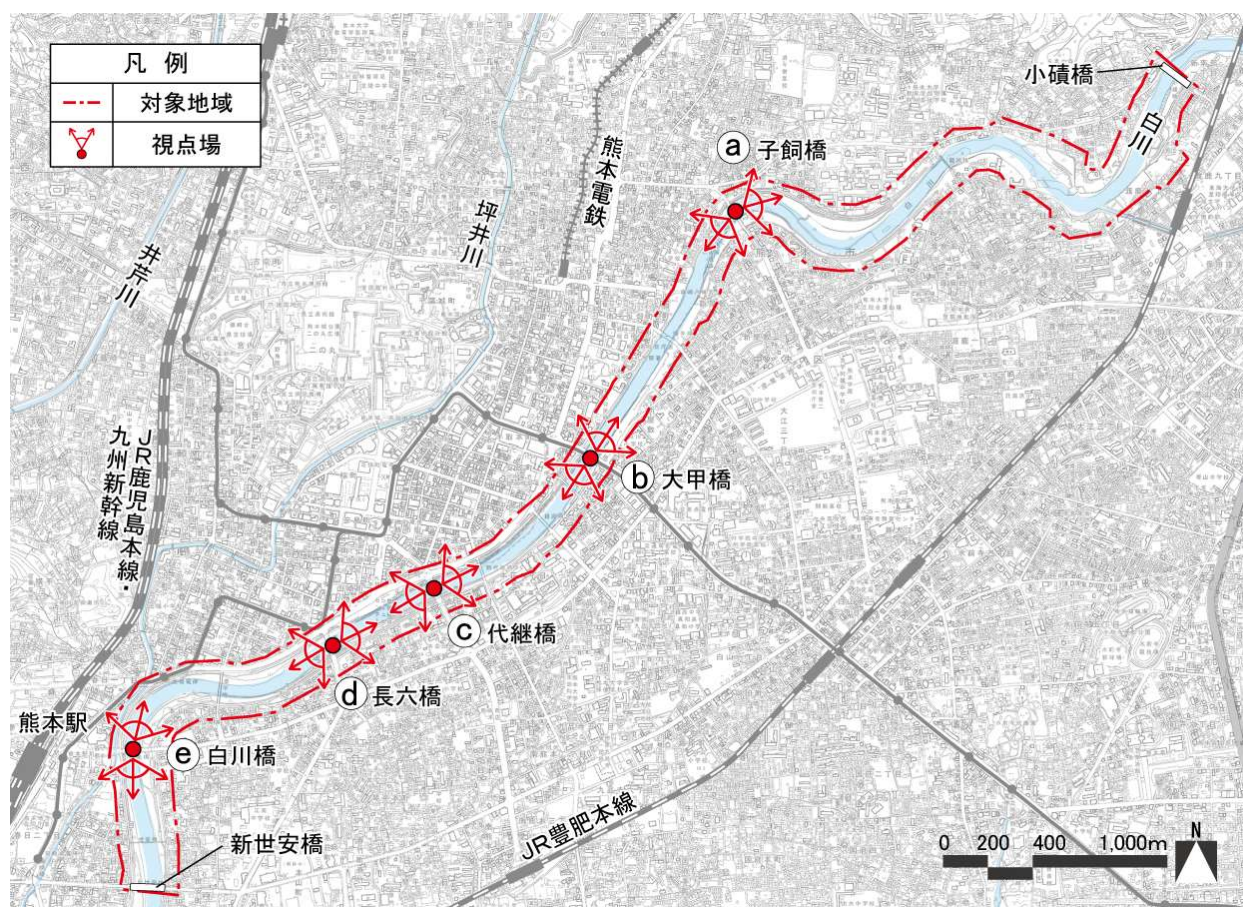


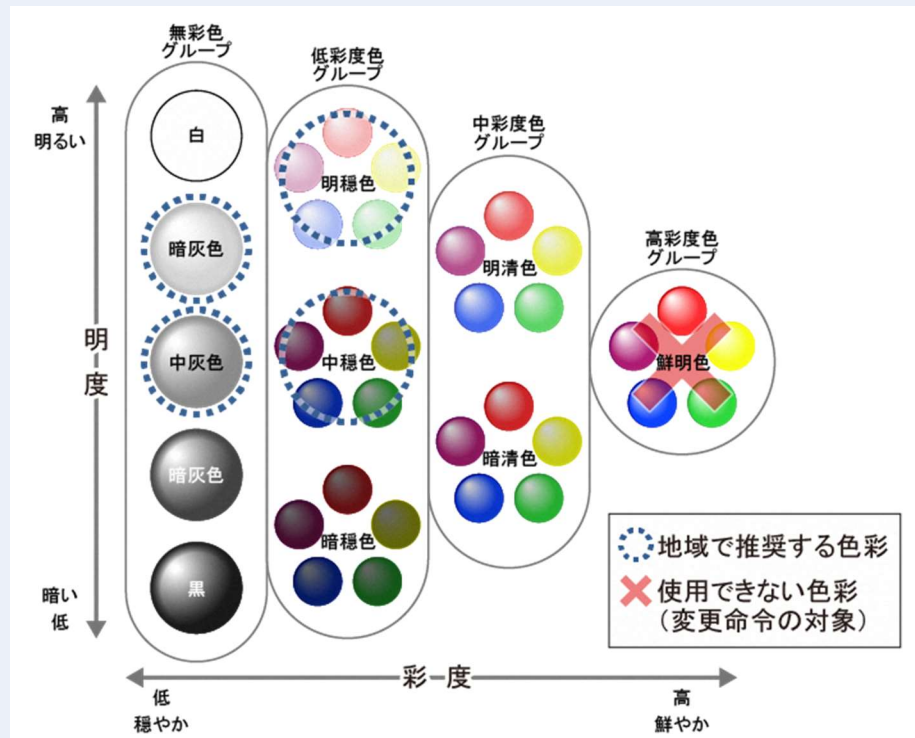
図 3-15 対象地域及び視点場

②景観形成基準

項 目		基 準																																			
基本事項		・視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーションを作成し、景観影響を確認すること。 ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第 2 章第 2 節 P60～P66）の内容を確認すること。																																			
建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置 ・ 高さ	・大甲橋から上流を眺望した場合、立田山の稜線を遮らないように配慮すること。 ・熊本城周辺地域に含まれる地域については、その対岸の地域も含めて、熊本城周辺地域の一般地区の高さの基準を適用する。																																			
	形態	・川に面する敷地の場合は、圧迫感を感じさせない、川にも顔を向けたデザイン及び配置となるように努めること。																																			
	色彩 ・ 材料	・「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、下表のとおりとする。 ・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 - ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 ・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。 「地域で推奨する色彩」 (マンセル値) <table><tr><th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>明灰色</td><td>N</td><td>8 以上 9 以下</td><td>—</td></tr><tr><td>中灰色</td><td>N</td><td>6 以上 8 以下</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">明穏色</td><td>R・YR・Y 系</td><td rowspan="2">8 以上 10 以下</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>1 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">中穏色</td><td>R・YR・Y 系</td><td rowspan="2">5 以上 8 以下</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>1 以下</td></tr></table> 「使用できない色彩」変更命令の対象 (マンセル値) <table><tr><th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="3">鮮明色</td><td>R・YR 系</td><td rowspan="3">全域</td><td>6 を超える</td></tr><tr><td>Y 系</td><td>4 を超える</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP 系</td><td>2 を超える</td></tr></table>		色相	明度	彩度	明灰色	N	8 以上 9 以下	—	中灰色	N	6 以上 8 以下	—	明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系	1 以下	中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系	1 以下		色相	明度	彩度	鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える	Y 系	4 を超える	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系
	色相	明度	彩度																																		
明灰色	N	8 以上 9 以下	—																																		
中灰色	N	6 以上 8 以下	—																																		
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下																																		
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下																																		
	色相	明度	彩度																																		
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える																																		
	Y 系		4 を超える																																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 を超える																																		

建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更

色彩・材料



敷地の緑化

- ・ 白川沿岸の既存の緑に配慮し、緑の連続性や統一感を生み出すよう、道路側及び川側の敷地内の緑化に努めること。

熊本城
周辺地域

水前寺
周辺地域

江津湖
周辺地域

熊本駅
周辺地域

電車通
沿線地域

白川沿岸
地域

凡 例

景：熊本市景観計画

屋：熊本市屋外広告物ガイドライン

緑：熊本市緑の基本計画

光：熊本市光のマスタープラン

景 外観に露出する設備類については、建物全体のデザインとの調和に努める

景 川に向けての屋外広告物の掲出を避けるように努める

景 緑の連続性や統一感を生み出すよう、道路側及び川側の敷地内の緑化に努める

景 建築物の色等は、地域で推奨する色彩を使用する

景 公共施設（河川）は、景観形成に先導的な取組を実施する

景 両岸の樹木より高い位置に見える屋外広告物の掲出はしない

景 洗濯物が直接見えにくい構造・意匠とする

景 川にも顔を向けたデザイン及び配置となるように努める

景 立田山の稜線を遮らないように配慮する

光 河川敷内の照明は自然環境に配慮し、グレアを抑制し、景観スケールに対応した色温度を心がける



景 緑地や樹木の適切な維持管理

緑 河川敷のイベント開催などの活用

図 3-16 景観形成基準等に基づくまち並み将来像イメージ

※このイラストは、あくまで将来の景観誘導等による眺望全体のイメージを共有するためのものです

3. 特定施設届出地区

特定施設届出地区は、本市の骨格となるような幹線道路のうち、本市の印象を高める最初の玄関口となる場所です。

特定施設届出地区では、特定施設及び附帯施設の新築、新設、増築、改築、移転、外観の変更にについては、景観法第16条第1項、熊本市景観条例第9条第1号イ（ア）、熊本市景観条例施行規則第6条第2項に基づき、事前の届出により「特定施設等に関する行為の制限（景観形成基準）」に沿った適合審査を実施し、調和のとれた美しい沿道景観の形成を進めます。

①届出対象行為

以下に該当する建築物等の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更（修繕若しくは模様替又は色彩の変更）を行う場合は、市長への届出を必要とします。

■特定施設一覧

対 象	
【熊本市景観条例（この表において「条例」という。）第2条第6項】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号若しくは第5号又は同条第6項4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店 マージャン屋 ゲームセンター ラブホテル 等
【条例第2条第6項】 危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）	ガソリンスタンド 等
【熊本市景観条例施行規則（この表において「規則」という。）第3条第1項第1号】 飲食店業を営むための施設	レストラン 喫茶店 等
【規則第3条第1項第2号】 物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット 専門店 等
【規則第3条第1項第2号】 物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ 貸自動車業 等
【規則第3条第1項第3号】 旅館業法第2条第2項に規定する営業を行うための施設	ホテル 旅館 等
【規則第3条第1項第4号】 太陽光発電施設（建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）	太陽光発電施設

■届出対象行為

行為の種別	届出対象規模
【条例第9条第1項 第1号イ（ア）】 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	【規則第6条第1項第1号・第2号】 ・当該行為のかかる部分の床面積が10㎡を超えるもの ・当該行為のかかる部分の面積が10㎡を超えるもの ・既存建築物の屋上や屋根への太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光発電施設の設置面積が10㎡を超えるもの
【条例第9条第1項 第1号イ（ア）】 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更	【規則第6条第1項3号】 ・さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの ・記念塔、物見塔、煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの ・鉄筋コンクリート柱、金属製又は合成樹脂性で、柱の高さが5mを超えるもの ・遊戯施設、立体駐車場で高さが5m又は築造面積が10㎡を超えるもの ・土地に自立して、新設、増設する太陽光発電施設で、高さ※ ¹ 1.5mを超えるもの又は新設する場合はその敷地の用に供する土地の面積が100㎡を超えるもの、あるいは増設する場合は増設後の土地の面積が100㎡を超えるもの

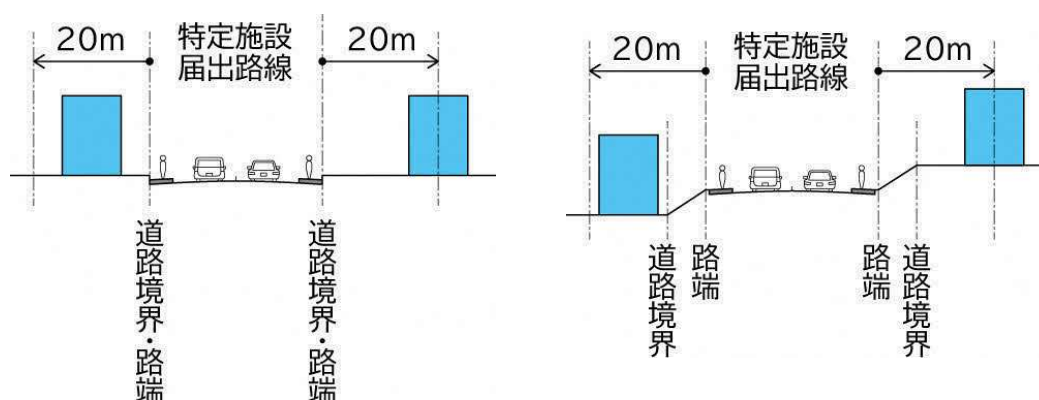
※1：斜面に設置する場合の高さは、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さとする。増設する場合、高さが届出対象規模を超える場合は届出対象となる（P74）

■特定施設届出地区

	路線名	始点	終点
①	国道 3 号	市道山室高平 3 丁目第 1 号線との交点	熊本市と山鹿市との境界
②	国道 3 号	国道 57 号（東バイパス）との交点	熊本市と宇土市との境界
③	国道 5 7 号（東バイパス）	県道熊本高森線との交点	国道 3 号との交点
④	国道 5 7 号（東バイパス）	県道熊本空港線との交点	国道 57 号（菊陽バイパス）との交点
⑤	国道 5 7 号（菊陽バイパス）	国道 57 号（東バイパス）との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑥	国道 2 6 6 号	国道 57 号（東バイパス）との交点	熊本市と嘉島町との境界
⑦	国道 3 8 7 号	国道 3 号との交点	熊本市と合志市との境界
⑧	県道住吉熊本線	国道 57 号（東バイパス）との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑨	県道熊本益城大津線	市道東本町東町第 2 号線との交点	熊本市と益城町との境界
⑩	県道熊本港線	国道 3 号との交点	熊本港大橋との交点
⑪	国道 3 号（北バイパス）	国道 57 号（東バイパス）との交点	熊本市と合志市との境界
⑫	都市計画道路熊本駅帯山線	国道 57 号（東バイパス）との交点	都市計画道路保田窪菊陽線との交点
⑬	都市計画道路保田窪菊陽線（国体道路東西線）	都市計画道路熊本駅帯山線との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑭	県道益城菊陽線（国体道路南北線）	市道戸島町第 51 号線との交点	県道熊本空港線との交点
⑮	市道鹿帰瀬戸戸島線（国体道路南北線）	県道熊本空港線との交点	県道瀬田熊本線との交点
⑯	県道益城菊陽線（国体道路南北線）	県道瀬田熊本線との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑰	国道 2 0 8 号	国道 3 号との交点	熊本市と玉東町との境界
⑱	国道 2 6 6 号	熊本市と嘉島町との境界	熊本市と宇城市との境界

※区域の範囲は、路端から 2 0 m 以内の敷地とする。

※区域の範囲にかかる特定施設を届出対象とする。（下図）



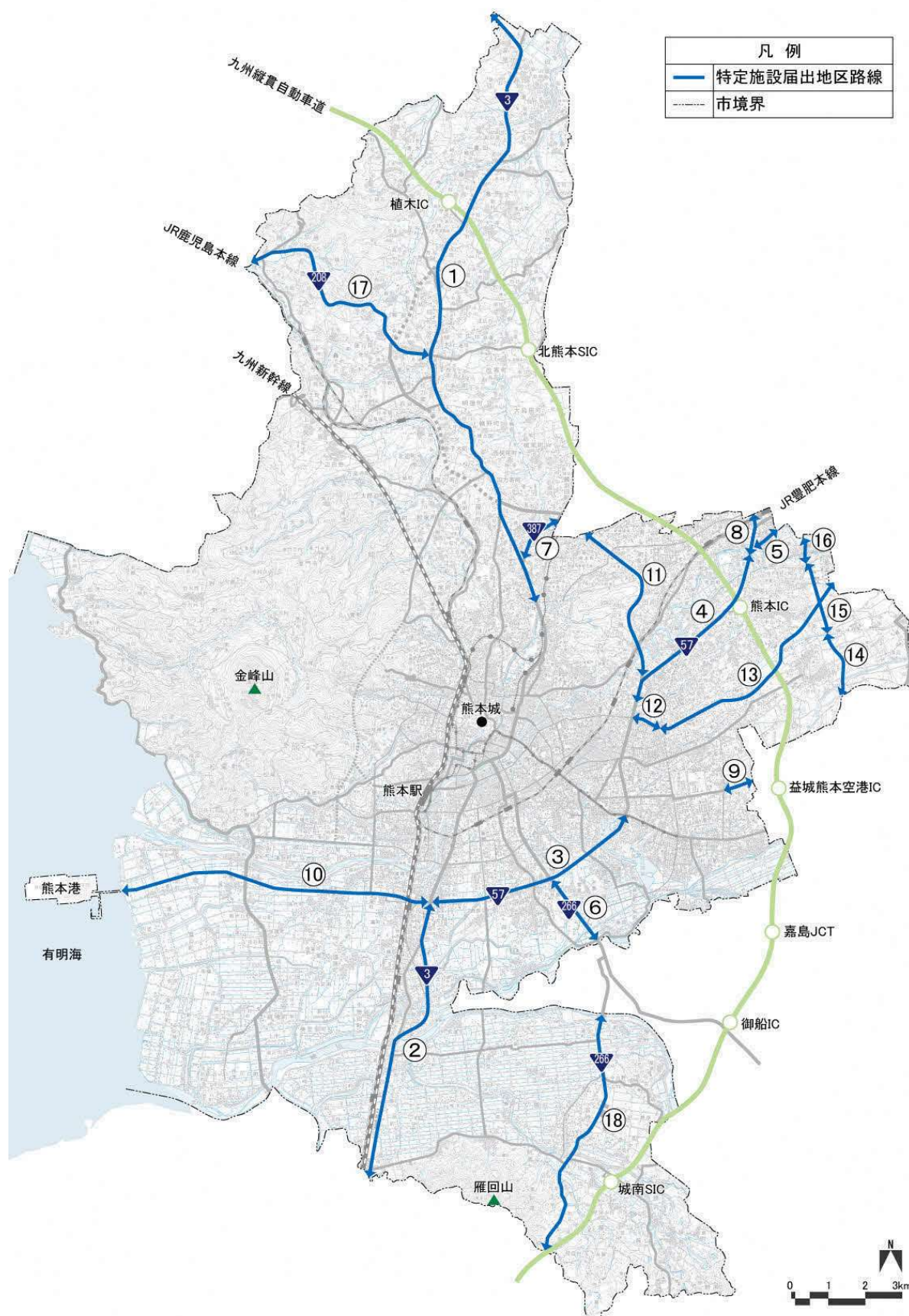


図 3-17 特定施設届出地区の対象路線位置図

②景観形成基準

※本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第2章第2節 P67）の内容をご確認下さい。

項 目	基 準																		
位置	沿道にゆとりを生み出し、すっきりとした、統一感のあるまち並みにすると同時に、わかりやすく、安全で快適なまち並みにするため、特定施設及び附帯施設の位置については、次のとおりとする。 ・建築物・工作物等は、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とするように努めること。 ・隣接する施設相互において、沿道から見て連続性の保てる位置とするように努めること。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とするように努めること。 ・さく・塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とするように努めること。 ・道路に面した擁壁についても、前面に緑化するスペースが確保できる位置とするように努めること。																		
外観	まち並みのまとまりと美観を保ち、周辺に溶け込んだ落ち着いたある沿道景観にするために、特定施設及び附帯施設の外観については、次のとおりとする。 ・建築物・工作物は、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないように努めること。 ・色彩・素材は、周囲の自然やまち並みと調和したものとし、アクセントとなる色の使用はごく限られた箇所に限定するように努めること。 ・使用できない色彩は、下表のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">「使用できない色彩」変更命令の対象</th><th colspan="2">(マンセル値)</th></tr><tr><th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="4">鮮明色</td><td>R・YR系</td><td rowspan="4">全域</td><td>7を超える</td></tr><tr><td>Y系</td><td>5を超える</td></tr><tr><td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td><td>3を超える</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> ・外壁面や屋根面等の外観部分に反射の強い素材（鏡面加工等）又は発光する意匠を採用する場合には、付近の道路や周辺への影響に配慮すること。 ・外壁・屋上などに設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず、周辺との調和をみださないように努めること。	「使用できない色彩」変更命令の対象		(マンセル値)			色相	明度	彩度	鮮明色	R・YR系	全域	7を超える	Y系	5を超える	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	3を超える		
「使用できない色彩」変更命令の対象		(マンセル値)																	
	色相	明度	彩度																
鮮明色	R・YR系	全域	7を超える																
	Y系		5を超える																
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		3を超える																

敷地の緑化		緑豊かでうるおいがあり、快適性の高いまち並みにすると同時に、建築物等の圧迫感をやわらげるために、特定施設及び附帯施設の敷地の緑化については、次のとおりとする。 ・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努めること。 ・さらに、施設の実情によって、中木、低木、地被類などの組合せによる修景緑化に努めること。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるように努めること。 ・建築物・工作物のまわりは修景緑化に努め、また、敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。 ・スペースがない場合にも、ツタ類を使うなどして、緑化に努めること。
太陽光発電施設	高さ	・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ 2m 以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・周辺の主要な道路、公園または家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。
	形態	・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。
	材料・色彩	・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。
	敷地の緑化	・敷地の周囲等の緑化に努めること^{※1}。 ・地域に見合った樹種を選定する等、周辺環境や景観に配慮した緑化を行うこと。
その他		・歩行者の快適性を向上させ、まち並みのゆとりを創出するために、小さな屋外空間の確保に努めること。 ・通りとの一体感が感じられるような建物デザインを守るために、道路前面における物品の集積は、乱雑とならないように努めること。

※1：柵、塀等の緑化や周辺の樹木の保存などを示す

4. 熊本空港周辺景観形成地区

熊本空港周辺は、地域の人々が培ってきた優れた田園や樹林の景観があり、さらに世界的にも有名な阿蘇の外輪山が遠望できる地域です。また、熊本空港は、熊本の空の玄関口として、多くの人々が訪れる場所です。

本地区では、地区景観に影響を与える建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更については、法第16条第1項、条例第9条第1号ア、規則第6条第1項に基づき、事前の届出により「熊本空港周辺景観形成地区に関する行為の制限（景観形成基準）」に沿った適合審査を実施し、田園景観と調和した空の玄関口にふさわしい景観の形成を図ります。

①届出対象行為

以下に該当する行為を行う場合は、市長への届出を必要とします。

届出は、行為の着手の30日前に提出して下さい。

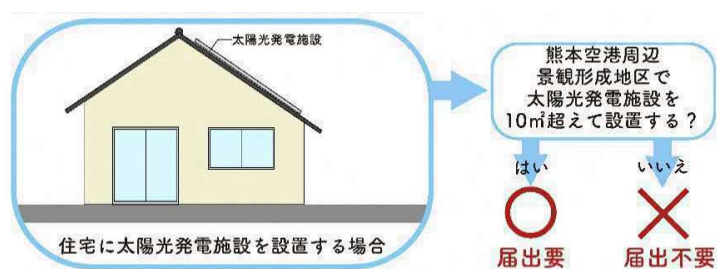
行為の種類	届出対象規模
【熊本市景観条例（この表において「条例」という。） 第9条第1号ア】 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	【熊本市景観条例施行規則（この表において「規則」という。） 第6条第1項第1号・第2号】 ・当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの ・既存建築物の屋上や屋根への太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光発電施設の設置面積が10㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更	【規則第6条第1項3号】 ・さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの ・記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの ・鉄筋コンクリート造、金属製又は合成樹脂製で、柱の高さが5mを超えるもの ・電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物で、高さが10mを超えるもの ・遊戯施設、製造施設、貯蔵施設等、立体駐車場、処理施設等で、高さが5m又は築造面積が10㎡を超えるもの ・土地に自立して、新設、増設する太陽光発電施設で、高さ※ ¹ 1.5mを超えるもの又は新設する場合はその敷地の用に供する土地の面積が100㎡を超えるもの、あるいは増設する場合は増設後の土地の面積が100㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 木竹の伐採	【規則第6条第1項6号】 ・高さが10mを超えるもの ・伐採面積が500㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	【規則第6条第1項7号】 ・高さが1.5mを超えるもの ・当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 土石の採取及び 鉱物の掘採	【規則第6条第1項5号】 ・当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの ・高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
開発行為	・当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの ・高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの

※1：斜面に設置する場合の高さは、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さとする。増設する場合、高さが届出対象規模を超える場合は届出対象となる（P74）

＜熊本空港周辺景観形成地区での既存建築物の外観の変更における

太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方＞

- ・既存建築物に太陽光発電施設を設置する場合、太陽光発電施設は建築設備にあたるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。



- ・熊本空港周辺景観形成地区では建築物の用途を限定していない為、用途が「住宅」の場合でも、太陽光発電施設の設置面積が10㎡を超える場合は届出が必要となります。

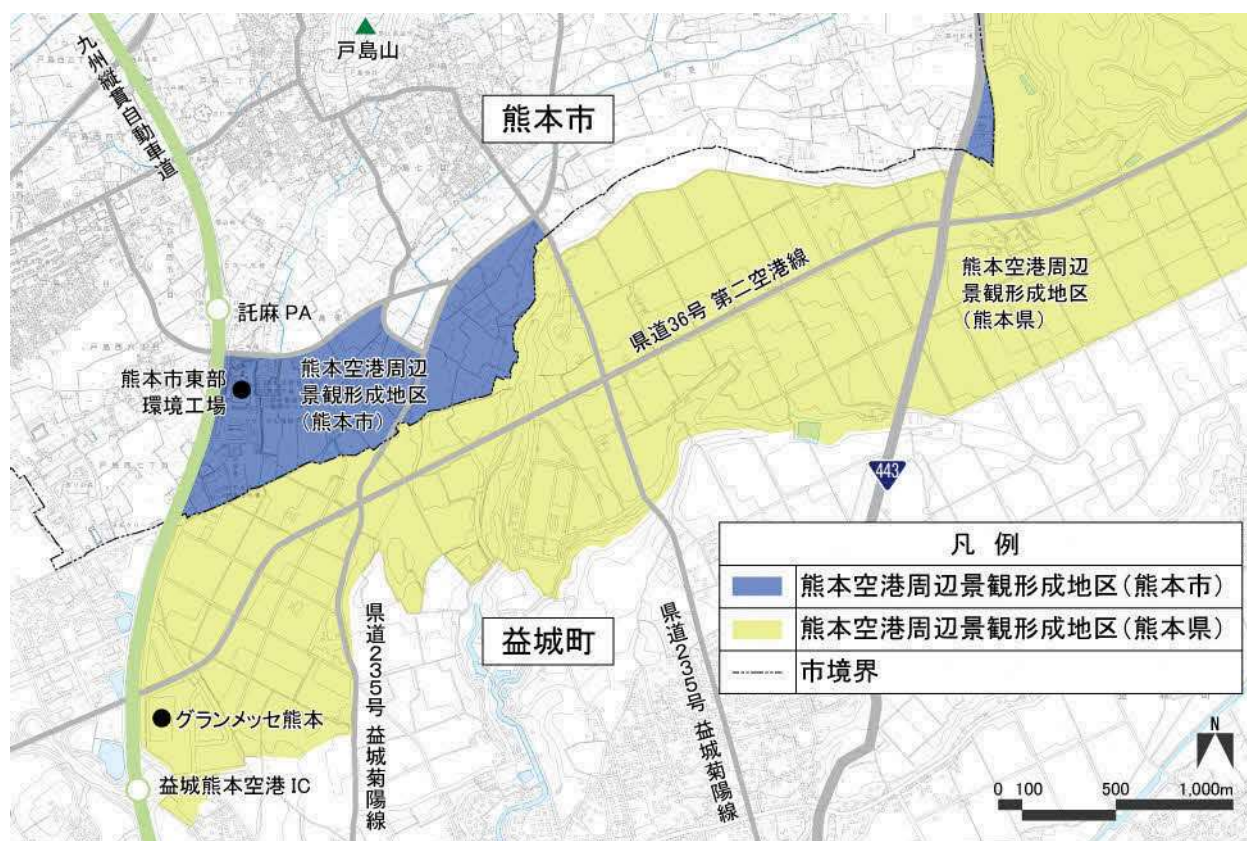


図 3-18 熊本空港周辺景観形成地区位置図

②景観形成基準

※本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第2章第2節 P67）の内容をご確認下さい。

項 目		基 準
建築物	位置	・敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道に空間を確保するよう努めること。 ・県道の道路境界から20m以上後退するよう努めること。
	隣接地からの位置	・隣接する敷地の境界から、できるだけ離れた位置とし、隣地相互において空間を確保するよう努めること。 ・県道の沿道方向において隣接する敷地の境界から高木による緑化が可能な距離以上離すよう努めること。ただし、住宅等で敷地にゆとりがなく、景観形成上支障のないものについては、この限りでない。
	配置	・敷地内における建築物及び工作物の規模、位置等を勘案し、釣合いのとれた配置となるよう努めること。 ・遠景となる阿蘇外輪と調和のとれる位置となるよう努めること。
	意匠・形態	・地域の基調となる景観との調和を図り、地域における景観のまとまりを保つことに配慮するとともに、遠景との調和に努めること。 ・田園の広がりのある景観を保つよう努めること。 ・屋根は、こう配のある屋根とすることにより阿蘇外輪の山並みの景観との調和を図るとともに、高い所からの眺望に配慮すること。 ・屋根に設ける設備は、建築物の中に取り込む、又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。さらに、上空からの景観にも配慮すること。 ・壁面に設ける設備は、目立たない位置に設けるよう努め、建築物の中に取り込む、又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・屋外階段は、目立たない位置に設ける。又はルーバー等の覆いにより、建築物と一体感を保つものとし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・平滑で大きな壁面が生じる場合においては、目地を設ける等壁面の処理を工夫し、周辺の景観との調和に配慮すること。
	規模	・基調となる自然景観を生かせるよう、建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保に努めること。 ・建ぺい率は、40%を超えないように努めること。 ・高さをできるだけおさえて、遠景との調和に配慮すること。特に県道の沿道において、高さ10mを超えないよう努めること。

建築物	外観	材料	・材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいものを用いるよう努めること。 ・材料は、周辺の景観と調和のとれるものを用い、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮すること。特に、緑との調和に努めること。
		色彩	・外壁の色彩は、周辺の自然の緑と調和した落ち着いたものを用いるよう努めること。 ・敷地内における建築物、工作物及び屋外広告物を含め、色調を統一するとともに、多色の利用を避けるよう努めること。 ・隣接する建築物及び工作物相互における色調の統一・調和に努めること。 ・季節の変化に伴う自然の色彩の変化にも調和に努めること。
	太陽光発電施設 (建築物の屋根・屋上等に設置する場合)	高さ	・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ 2m 以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・周辺の主要な道路、公園または家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。
		形態	・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。
		色彩・材料	・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。
	敷地の緑化		・建築物と調和し、周辺の景観との一体性が出るような緑化を施すよう努めること。 ・敷地の道路と接する部分には、高木等による修景緑化に努めること。 ・駐車場は、高木により緑化を図り、緑陰駐車場となるよう努めること。 ・敷地の周囲にも高木、中木等による緑化に努めること。 ・既存の樹木等については、できるだけ残すよう努めること。 ・敷地内の擁壁等構造物については、ツタ等による緑化に努めること。 ・樹種の選定、配植については、街路樹あるいは周辺の樹木等を勘案して決定するよう努めること。
工作物	さく・塀		・道路側においては、さく・塀をできるだけ道路から後退させ、前面又は壁面に緑化を行うよう努めること。(できる限り生垣とするように努めること。) ・高さをできるだけ低くし、使用する材料・色彩等については、周辺の景観との調和に努めること。

工作物	擁壁		・使用する材料をできるだけ自然素材とするとともに、擁壁の前面又は壁面に緑化を施すこと等により、自然を基調とした周辺の景観との調和に努めること。（できる限り自然のり面とし緑化を施すよう努めること。）
	記念塔		・敷地をできるだけ広くとり、周囲の修景に努めること。 ・色彩・意匠等が周辺の景観との調和が保たれるよう努めること。
	電波塔・物見塔等 その他※1		・道路からできるだけ後退させた位置とするよう努めること。 ・色彩は周辺の景観、特に緑との調和に努めること。 ・高さをできるだけ低くするよう努めるとともに、形状は、できる限り周辺の景観との調和に努めること。 ・敷地の周辺の緑化に努めること。
	電気供給又は有線電気通信のための空中線の支持物		・ルートについては、周辺の景観に配慮すること。 ・県道沿いにはできるだけ設けないよう努めること。 ・電線数は、できる限りまとめて少なくするよう努めること。 ・県道の電線の横断はできるだけ避けるよう努めること。また、横断が必要な場合は、地中化に努めること。 ・電柱広告はできるだけ行わないよう努めること。
	（太陽光発電施設 （土地に自立して、新設、増設する場合）	高さ	・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・周辺の主要な道路、公園または家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。
		形態	・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。
		色彩・材料	・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。
		敷地の緑化	・敷地の周囲等の緑化に努めること※2。 ・地域に見合った樹種を選定する等、周辺環境や景観に配慮した緑化を行うこと。

※1：その他の工作物は、次のとおりとする

- ・煙突 ・高架水槽 ・鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱
- ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等貯蔵・処理施設

※2：柵、塀等の緑化や周辺の樹木の保存などを示す

木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項	・木竹の伐採が必要な場合においては、その目的に応じ、必要最小限にとどめるよう努めること。 ・木竹の伐採を行う場合には、できるだけ敷地の周囲の樹木を残すよう努めること。 ・高さ10m以上の木竹については、できるだけ残すよう努めること。 ・伐採を行った場合は、伐採した樹種あるいは周辺の植生を勘案して、緑化に努めること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・周辺からできるだけ見えないような位置にするとともにそのための処置を施すよう努めること。 ・敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、集積の高さをできるだけ低いものとし、整然とするよう努めること。 ・敷地の周辺には、常緑の高木・中木を配植し、修景に努めること。
土石の採取及び鉱物の掘採	・周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・行為中において、できるだけ周辺の景観との調和が図られるよう敷地の周囲は高木等による緑化に努めること。 ・行為終了後において、緑化が可能な形状となるものとし、緑化により周辺の景観となじむような措置を講じるよう努めること。 ・土石の採取及び鉱物の掘採に直接関係のないのり面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるよう努めること。
開発行為	・極端な地形の変更が行われないよう努めるとともに、変更後の地形が周辺地形と調和するよう努めること。 ・大きなのり面・擁壁が生じないよう努めること。 ・道路と接する部分においては、できるだけ空間を確保し、緑化措置を講じるよう努めること。 ・敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した時に周辺の景観と調和が図られる形状となるよう努めること。 ・のり面、擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、構造物等あるいはその前面の緑化に努めること。 ・行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すよう努めること。 ・照明灯、電柱等については、周辺の景観を損なわない位置とし、ケーブルについてはできるだけ地中化に努めること。

第4章

景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針に関する事項

(景観法第8条第2項第3号)

1. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の考え方
2. 景観重要建造物等
3. 景観重要樹木

1. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の考え方

歴史ある建造物は、本市の都市景観に歴史の深みと個性をもたらすとともに、地域の個性ある景観を特徴づける重要な役割を果たしています。特に、本市は西南の役、第二次世界大戦による二度の戦災で市街地の大半を焼失したことから、現在残されている建造物は、本市の城下町としての趣を感じさせる貴重な地域景観資源です。

また、森の都くまもとの印象を高めるクスの大木や地域のランドマークとなっているエノキや地域のシンボルといえる杉並木、桜並木などは、まちにうるおいや安らぎ、四季折々の変化を与える景観上も重要な地域景観資源です。

これらの貴重な建造物や樹木を保全し、良好な景観づくりに活かしていくため、景観法に基づき景観重要建造物、景観重要樹木として指定していきます。

2. 景観重要建造物等

(1) 景観重要建造物の指定の方針

熊本市都市景観条例及び熊本市景観条例に基づき指定している景観形成建造物等については、所有者の意向を踏まえながら景観重要建造物への指定に向けて検討します。

また、景観法に基づく所有者による提案制度の活用や、助成制度により、所有者が建造物の保存活用に積極的に取り組める環境づくりを進めます。

景観重要建造物の指定に際しては、熊本市景観審議会の意見を聴くこととします。

■景観重要建造物の指定の方針

- ・地域のランドマークとなる象徴的存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
- ・地域の歴史、文化又は建築的に価値が高いと認められるもの
- ・地域に親しまれ、愛されていること

本市においては、5件の建造物を景観重要建造物として、指定しています。

表 4-1 景観重要建造物

No.1	紫藤邸	現用途	住宅及び蔵	
		旧用途（旧名称）	住宅	
		所在地	中央区水道町 3-32	
		建築年代	明治中期	
		構造	木造 2 階	
		指定年月	平成 22 年 2 月 26 日	
No.2	西村邸	現用途	店舗及び住宅	
		旧用途（旧名称）	町屋	
		所在地	中央区西唐人町 10	
		建築年代	大正 6 年	
		構造	木造 2 階	
		指定年月	平成 22 年 2 月 26 日	
No.3	瑞鷹株式会社 （事務所及び倉庫）	現用途	事務所・倉庫	
		旧用途（旧名称）	醸造所	
		所在地	南区川尻四丁目 6-67	
		建築年代	明治末期	
		構造	木造 2 階	
		指定年月	平成 24 年 11 月 29 日	
No.4	吉村邸	現用途	住宅	
		旧用途（旧名称）	町屋	
		所在地	南区川尻四丁目 6-65	
		建築年代	明治末期	
		構造	木造 2 階	
		指定年月	平成 24 年 11 月 29 日	
No.5	瑞鷹株式会社 （倉庫）	現用途	倉庫	
		旧用途（旧名称）	旧大嶋屋醤油店	
		所在地	南区川尻四丁目 6-64	
		建築年代	明治末期	
		構造	木造 2 階	
		指定年月	平成 24 年 11 月 29 日	

(2) 景観形成建造物指定制度

本市においては景観法の制定に先立ち、熊本市都市景観条例及び熊本市景観条例に基づく「景観形成建造物」として 14 棟を指定しており、保全のための助成等に努めてきたところです。

景観法に基づく「景観重要建造物」とは指定要件や保全のための規制方法が異なるため、今後とも、「景観形成建造物」の指定制度は、「景観重要建造物」を補完する制度として継続し、保存のための緩やかな誘導を行います。

表 4-2 景観形成建造物

No.1	今村邸	現用途	住宅	
		旧用途（旧名称）	町屋（薩摩軍本陣跡）	
		所在地	南区川尻四丁目 9-21	
		建築年代	江戸末期	
		構造	木造 2 階	
		指定年月	平成 7 年 9 月 1 日	
No.2	吉田松花堂	現用途	店舗及び住宅	
		旧用途（旧名称）	町屋	
		所在地	中央区新町四丁目 1-48	
		建築年代	明治 10～15 年代	
		構造	木造 2 階	
		指定年月	平成 7 年 9 月 1 日	
No.3	長崎次郎書店	現用途	店舗	
		旧用途（旧名称）	町屋	
		所在地	中央区新町四丁目 1-19	
		建築年代	大正 13 年	
		構造	木造 2 階	
		指定年月	平成 7 年 9 月 1 日	
No.4	ピース・オランジュリ	現用途	事務所	
		旧用途（旧名称）	銀行（第一銀行熊本支店）	
		所在地	中央区中唐人町 1 番地	
		建築年代	大正 8 年	
		構造	煉瓦造一部 R C 造	
		指定年月	平成 11 年 3 月 19 日	
No.5	塩胡椒	現用途	店舗	
		旧用途（旧名称）	町屋	
		所在地	中央区中唐人町 13、14	
		建築年代	明治初期	
		構造	木造 2 階地下 1 階	
		指定年月	平成 13 年 12 月 10 日	

No.6	ナチュラル&ハーモニック・ピュアリィ	現用途	店舗	
		旧用途（旧名称）	町屋	
		所在地	中央区中唐人町 15	
		建築年代	明治初期	
		構造	木造 2 階地下 1 階	
		指定年月	平成 13 年 12 月 10 日	
No.7	浜田醤油(株)	現用途	醸造所	
		旧用途（旧名称）	醸造所	
		所在地	西区小島六丁目 9-1	
		建築年代	明治 20 年	
		構造	木造 2 階	
		指定年月	平成 13 年 12 月 10 日	
No.8	木村家	現用途	住宅	
		旧用途（旧名称）	在郷武家屋敷	
		所在地	南区田迎一丁目 4-6	
		建築年代	江戸末期	
		構造	木造平屋	
		指定年月	平成 13 年 12 月 10 日	
No.9	マミーフラワー デザイン熊本教室 花峰館	現用途	フラワー教室	
		旧用途（旧名称）	診療所 (月星化成熊本工場診療所)	
		所在地	西区河内町岳 1844-356 (平成 15 年に現在地に移築)	
		建築年代	明治 44 年	
		構造	木造平屋	
		指定年月	平成 16 年 12 月 7 日	
No.10	富重写真所	現用途	写真スタジオ	
		旧用途（旧名称）	写真スタジオ	
		所在地	中央区新町二丁目 8-5	
		建築年代	明治 10 年頃	
		構造	木造 2 階	
		指定年月	平成 20 年 10 月 30 日	
No.11	(株)野田市兵衛商店	現用途	事務所	
		旧用途（旧名称）	町屋	
		所在地	中央区辛島町 8-21	
		建築年代	明治 40 年	
		構造	木造 2 階	
		指定年月	平成 24 年 1 月 25 日	

No.12	早川倉庫	現用途	倉庫	
		旧用途（旧名称）	醸造場（岡崎種類醸造場）	
		所在地	中央区万町二丁目4	
		建築年代	明治10、11、13年	
		構造	木造2階	
		指定年月	平成24年1月25日	
No.13	瑞鷹酒造資料館	現用途	資料館	
		旧用途（旧名称）	倉庫	
		所在地	南区川尻四丁目10-3	
		建築年代	明治末期	
		構造	木造2階	
		指定年月	平成24年11月29日	
No.14	瑞鷹株式会社（倉庫）	現用途	事務所	
		旧用途（旧名称）	倉庫	
		所在地	南区川尻四丁目10-5	
		建築年代	明治末期	
		構造	木造2階	
		指定年月	平成24年11月29日	

3. 景観重要樹木

(1) 景観重要樹木の指定の方針

市域に在る景観上重要といえる樹木について、所有者の意向を踏まえ、他の樹木保全施策との調整を行いながら景観重要樹木への指定を検討します。

景観重要樹木の指定に際しては、熊本市景観審議会の意見を聴くこととします。

■景観重要樹木の指定の方針

- ・ 樹形や樹高など美観が優れているもの
- ・ 地域のランドマークとなる象徴的存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
- ・ 地域の歴史、文化的に価値が高いと認められるもの
- ・ 地域に親しまれ、愛されていること

(2) 景観重要樹木指定状況

本市においては、1件の樹木を景観重要樹木として、指定しています。

表 4-3 景観重要樹木

No.1	オークス通り クスノキ	樹種	クスノキ（15本）	
		所在地	中央区上通町 6番5地先～6番29地先 (熊本市道城東町第3号線の一部)	
		樹容の特徴	明治41年(1908年)に旧第一高校に植樹されたもので、特徴的な樹形の集合により通りの美観を形成するとともに、周辺の建造物と一体的に通りの雰囲気醸し出し、地域景観の象徴となっている。	

コラム

樹木保全施策

本市においては、文化財保護法や文化財保護条例、緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、樹木保全施策を進めています。

- 文化財保護法・文化財保護条例に基づく指定文化財の樹木（R5年7月現在）
 - 国指定天然記念物：藤崎台のクスノキ群等3件
 - 県指定天然記念物：寂心さんの樟等2件
 - 市指定天然記念物：旧代継宮跡大クスノキ等6件
- 緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定保存樹木（R5年3月末現在）
 - 保存樹木は現在239箇所、574本



藤崎台のクスノキ群
(国指定天然記念物)

また、今後の景観重要樹木の指定を検討する対象として、以下（図 4-1、表 4-4）の樹木や街路樹が挙げられます。

景観重要樹木の指定の方針への適合状況や樹木の所有者、管理者等の意向把握を行いながら、今後指定の検討を進めていきます。

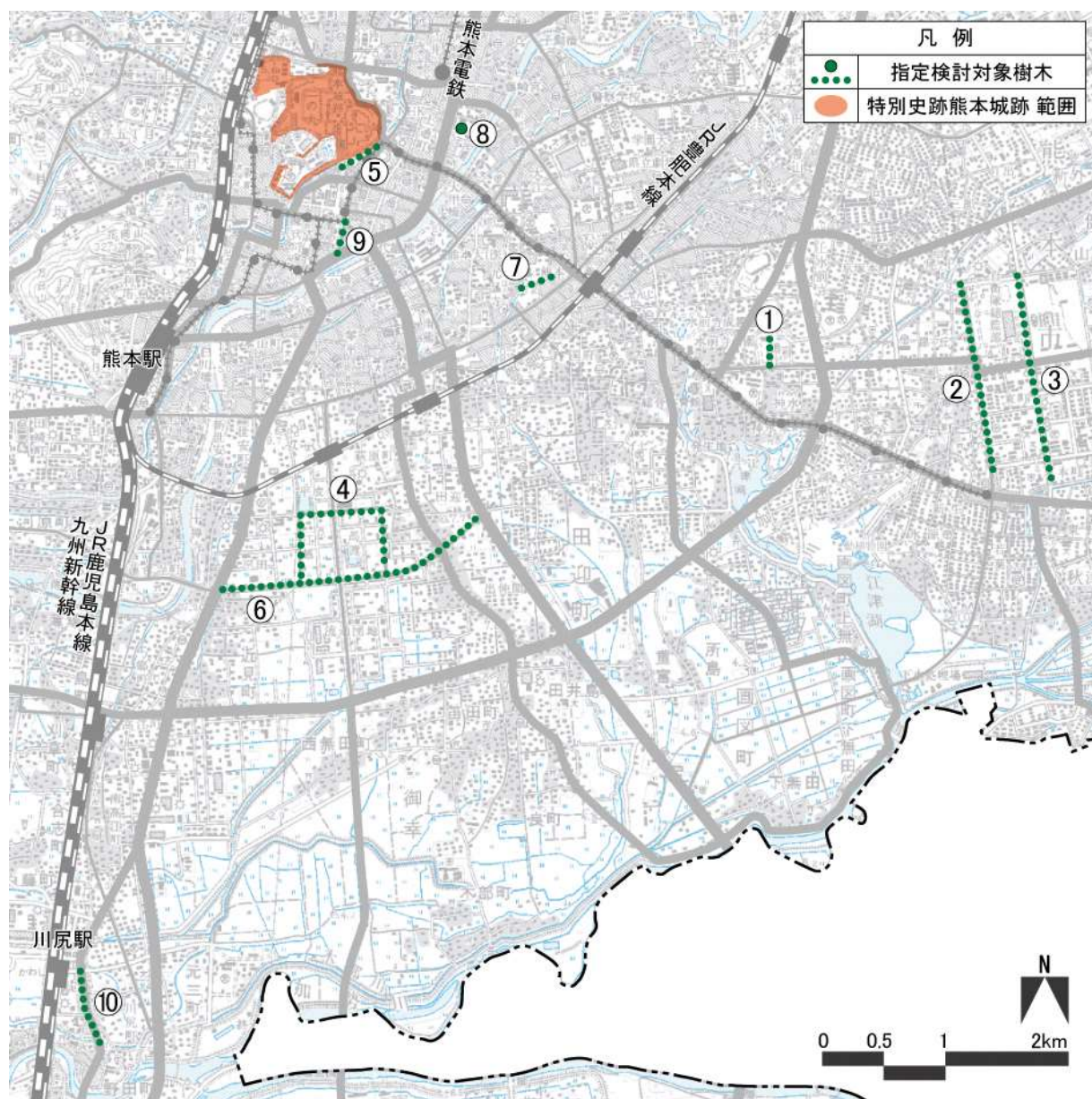


図 4-1 指定検討対象樹木位置図

表 4-4 景観重要樹木指定検討対象一覧

No.1	県庁のイチョウ並木	特徴	・県庁入口のイチョウ並木。平成 30 年（2018 年）に復興の象徴としてルフィ像が建てられ観光地になっている。 ・イチョウの樹形が美しくランドマークとしての役割を担い、文化的にも価値が高い。 ・景観重要樹木候補として、市民からの指示も高い。		
No.2	健軍自衛隊通りの桜並木	特徴	・自衛隊通りの約 1.5km 続くサクラ並木であり、毎年 3 月に健軍自衛隊通り桜まつりが開催され、多くの人でにぎわう。 ・サクラ並木としての連続性が優れており、美観的にも価値が高く、地域の象徴的な景観を形成している。 ・景観重要樹木候補として、市民からの指示も高い。		
No.3	自衛隊中通りのクスノキ		No.4	平成さくら通りの桜	
No.5	長堀通りの桜		No.6	平成けやき通りのケヤキ	
No.7	熊本大学薬学部のクスノキ		No.8	白川公園の樹木	
No.9	日銀前のイチョウ並木		No.10	川尻のハナミズキ	

※これらの指定検討対象樹木は、令和 4 年度（2022 年度）に実施した「熊本の美しい景観づくりに関する市民アンケート」、「熊本市景観計画改定のための市民ワークショップ」の結果から、複数の意見があったものを抽出したものです。名称はアンケートやワークショップで出された名称を記載しています。

※熊本市では、指定検討対象樹木を随時募集しています。また、次回改定時に実施するアンケート調査においても募集します。

第5章

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限

(景観法第8条第2項第4号イ)

1. 屋外広告物に関する行為の制限の方針
2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する
物件に関する景観形成基準
3. 良好な屋外広告景観の誘導

1. 屋外広告物に関する行為の制限の方針

(1) 行為の制限

本市は、平成8年（1996年）の中核市移行に伴い、公衆への危害防止、美観風致の維持保全、良好な景観形成のために「熊本市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物行政を展開してきました。

「熊本市屋外広告物条例」において自家用広告のみに限る「禁止地域」と一般広告物の表示も可能な「許可地域」に市域を分類して指定しています。

また、都市計画法による用途地域等に合わせて「禁止地域」を第1種から第3種、「許可地域」を第1種から第3種までに分類し、合計で6地域に分けて制限を定めています。（図5-1）

さらに、良好な景観を形成するために、広告物の種類ごとに詳細な許可基準を設定するとともに、高速自動車道やJR沿線及び熊本港線、国道57号、国道3号熊本北バイパス等の幹線道路沿いや熊本港を禁止地域に指定しています。

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であることから、景観計画区域内において、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関して、位置、形態、意匠、色彩、材料等について、周辺の景観と調和が保たれるよう必要な制限を熊本市屋外広告物条例に定めます。

屋外広告物の表示にあたってのルールや手続きについてまとめた「屋外広告物のてびき」を広く市民や事業者にも周知し、良好な景観形成を進めていきます。

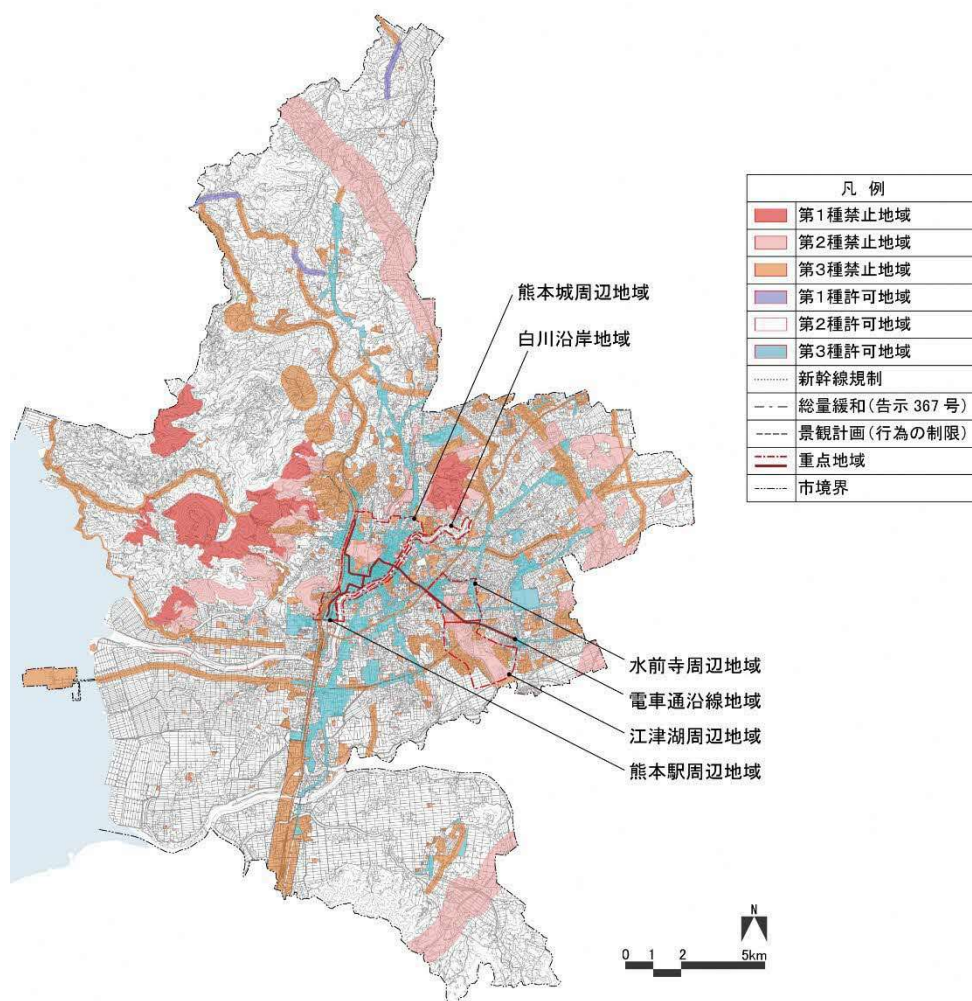


図 5-1 熊本市屋外広告物規制図

（２）重点地域等での景観形成基準の設定

熊本城周辺地域、水前寺周辺地域、江津湖周辺地域、熊本駅周辺地域等の重点地域や、特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区においては、通常の規制基準のほか、景観特性に合わせた景観形成基準を、屋外広告物条例に基づき設けます。

（３）景観形成基準への適合を求める対象行為の設定

景観に影響の大きい大規模な屋外広告物や、特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区に設ける屋外広告物については、景観形成基準への適合を求める対象行為を定め、良好な屋外広告景観を誘導します。

その他、必要に応じて、随時、熊本市屋外広告物条例を見直し、良好な屋外広告による景観形成を目指します。



熊本城周辺：歴史的に重要な場所



熊本駅周辺：陸の玄関口

コラム

良い景観と屋外広告

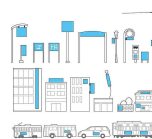
本市では、「屋外広告のてびき」と「屋外広告物ガイドライン」を策定しています。

「屋外広告物のてびき」は、本市のまち並みをより良い景観にしていくなために、広告物を表示するにあたってのルールや手続きを、屋外広告物を表示する関係者はもとより、広く市民の皆様にご理解いただくことを目的で作成したものです。

「屋外広告物ガイドライン」は、景観計画の基本方針で示される屋外広告物の考え方を示すものであり、屋外広告物のデザイン、安全確保等に関する方針、地域別の景観形成方針と配慮事項等を示したものです。

このてびきとガイドラインを活用することにより、熊本市の良好な屋外広告物景観の形成を促進します。

屋外広告のてびき



熊本市



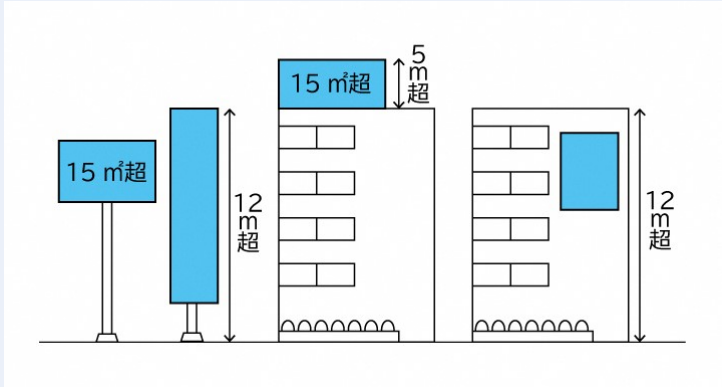
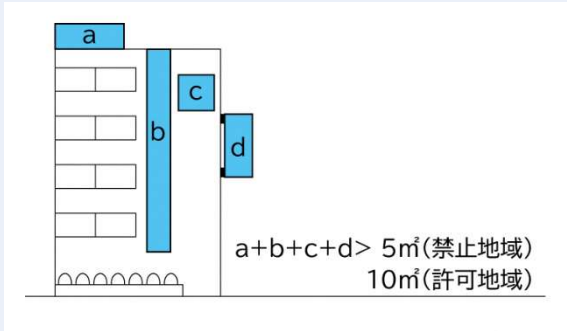
熊本市屋外広告物ガイドライン

令和4年（2022年）7月
熊本市 都市デザイン課



2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件に関する景観形成基準

(1) 対象行為

行為の種別	対象規模
大規模屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	1 事業所等につき表示面積の合計が、禁止地域で 5 m²又は許可地域で 10 m²を超える屋外広告物で、次のいずれかに該当するもの ・ 建植広告で高さが 12mを超えるもの又は 1 面の表示面積が 15 m²を超えるもの ・ 建築物に付随するもので建築物の軒の高さから 5 mを超えるもの又は 1 面の表示面積が 15 m²を超えるもの ・ 高さが 12mを超える建築物に付随するもの 
特定施設届出地区内及び熊本空港周辺景観形成地区内の屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	・ 1 事業所等につき表示面積の合計が 5 m²を超えるもの（禁止地域） ・ 1 事業所等につき表示面積の合計が 10 m²を超えるもの（許可地域） ・ 自家用広告物等を除く屋外広告物 

(2) - 1 大規模屋外広告物の景観形成基準

(重点地域を含む市全域(特定施設届出地区、空港周辺地区は含まない))

項目	内 容
基本事項	・「 <u>熊本市屋外広告物ガイドライン</u> 」、「 <u>熊本市公共サインガイドライン</u> 」(P153)を参考とし、掲出位置や規模、意匠や色彩に配慮し、地域景観を阻害しないよう努めること。
位置	・遠景の山々や景観資源に対する道路(又は特別の視点場)からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さをおさえるように努めること。 ・まち並みの一員として参加し、周辺のまち並みから突出しないように努めること。 ・建物に附帯する場合は、建物とのバランスをくずさず、建物の前面に突出しない位置となるように努めること。
表示面積	・史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないように努めること。 ・可能な限り総量をおさえるように努めること。 ・複数ある場合には、大きさをそろえるか、あるいは集合化に努めること。
意匠	・記号化や図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるように努めること。 ・建植広告等においては、周囲の良好な自然景観を阻害しないように配慮すること。
色彩	・建物や周辺の色との調和を図ること。 ・第3章を参照し、基調色は禁止色を使用せず推奨色を使用するよう努めること。 ・街路樹のある通りに接して掲出する場合は、緑の色彩に調和するよう努めること。 ・配色数は、可能な限り少なくするよう努めること。 ・ネオンサインやデジタルサイネージ等発光を伴うものは、周辺の夜景との調和を図ること。 特に、落ち着いた住宅地等に隣接する場合は、環境をみださないように配慮すること。
材料	・周辺と調和した素材を用いるように努めること。
その他	・塗料のはげ落ちや、破損等による景観の不調和をきたさないよう、管理・運営面での対策を講じること。 ・不用な看板を放置しないよう努めること。

(2) - 2 大規模屋外広告物の景観形成基準(重点地域)

地域	内 容
基本事項	・「<u>熊本市屋外広告物ガイドライン</u>」、「<u>熊本市公共サインガイドライン</u>」(P153)を参考とし、掲出位置や規模、意匠や色彩に配慮し、地域景観を阻害しないよう努めること。 ・第3章を参照し、基調色は禁止色を使用せず推奨色を使用するよう努めること。

熊本城 周辺地域 (P30)	・煙突状の屋上広告は、掲出しないこと。 ・建築物本体と一体的なデザインとし、建築物のデザインや規模との調和に配慮すること。 ■熊本城特別地区 ・屋上広告は、掲出しないこと。 ・屋外広告物の基調色は、高彩度とならないように努めること。 ・屋外広告物の照明は、熊本城の夜間景観に配慮して、過度な明るさ及び派手な色彩とならないように努めること。 ■京町台地地区 ・屋上広告の高さは、海拔 63mを超えないこと。 ■一般地区 ・屋上広告の高さは、海拔 55mを超えないこと。 ・花畑広場（シンボルプロムナード）、電車通り、桜井通りから熊本城天守閣への良好な眺望をさえぎる屋外広告物の掲出はしないように努めること。
水前寺 周辺地域 (P42)	・古今伝授の間の視点場から水前寺成趣園東側周辺の眺望範囲に位置する建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、視点場から見えないものは除く。 ・園内から眺望できる建築物等には、屋外広告物の掲出はしないこと。ただし、園内から見えないもの及び自家用のビル名称サイン等は除く。
江津湖 周辺地域 (P45)	・公園内から眺望できる建築物等には、屋上広告の掲出はしないこと。ただし、公園内から見えないもの及び自家用のビル名称サイン等は除く。
熊本駅 周辺地域 (P53)	・東西の駅前広場及び電車通りの境界から 100m以内には、屋上広告（自家用広告物を除く。）の掲出はしないこと。 ・東西の駅前広場に面して、立て看板、のぼり旗の掲出はしないこと。ただし、短期的なイベント開催時は除く。 ・屋上広告は、建築物との一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとするように努めること。 ・街路樹よりも高い位置に壁面広告等を掲出する場合は、その形状や表示面積は建築物との調和に努めること。 ・東西の駅前広場及び街路樹のある通りに面して掲出する場合は、樹木との調和を意識し、基調色は高彩度とならないように努めること。
電車通 沿線地域 (P58)	・屋上広告は、建築物の一体化を図り、全体として外形線に凹凸が少ないものとなるように努めること。 ・屋外広告物の基調色は、建築物と同色又は調和した色彩となるように努めること。
白川 沿岸地域 (P60)	・大甲橋から上流を眺望する場合に、兩岸の樹木より高い位置に見える屋外広告物の掲出はしないこと。ただし、自家用の壁面広告、突出広告は除く。 ・川に向けての掲出を避けるように努めること。

(3) 特定施設届出地区の屋外広告物の景観形成基準

項目	内 容
基本事項	・「熊本市屋外広告物ガイドライン」、「熊本市公共サインガイドライン」(P153)を参考とし、掲出位置や規模、意匠や色彩に配慮し、地域景観を阻害しないよう努めること。
位置	・建植広告は、建築物と調和を保つと同時に、沿道において統一性のある位置とするように努めること。
外観	・屋外広告物は、可能な限り総量をおさえ、複数ある場合には大きさをそろえるか、集合化するよう努めるとともに、沿道で統一性が取れたものにするように努めること。
色彩	・配色数は可能な限り少なくするよう努め、建築物や周辺の色との調和に配慮すること。
緑化	・建植広告その他の工作物の根元周辺は、修景緑化に努めること。
その他	・まち並みをすっきりとさせるために、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ掲出ししないよう努めること。

(4) 熊本空港周辺景観形成地区の屋外広告物の景観形成基準

項目	内 容
基本事項	・「熊本市屋外広告物ガイドライン」、「熊本市公共サインガイドライン」(P153)を参考とし、掲出位置や規模、意匠や色彩に配慮し、地域景観を阻害しないよう努めること。 ・色調、形状、規模、意匠が周辺の景観に調和するよう努めること。
位置	・同一敷地内で同一目的の屋外広告物を掲出する場合は、効果性をふまえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくするとともに、掲出位置についても景観の調和に配慮すること。
色彩	・掲出位置、形状、規模、意匠及びベースとなる色調等について、隣接する相互において統一に努め、屋外広告物による景観の創出により、その地域において統一感ある個性の確立を目指すよう努めること。 ・ネオンサイン等照明広告については、光害の防止に努めるとともに、昼間の景観にも配慮すること。 ・蛍光塗料は使用しないよう努めること。
外観	・屋上広告については、屋上あるいは塔屋等の水平投影面からはみ出さないものとし、さらに壁面との一体性を持たせることにより、屋外広告物の支持物が見えない構造とする。また、色彩については、建築物の色調と調和するよう努めること。 ・壁面広告は、取付壁面からはみ出さないようにし、下地の色は壁面と合わせるよう努めること。 ・突出広告の上端は、建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は設置位置を統一するとともに、形状、意匠、色調等の統一に努めること。
材料	・しっかりした材質のものを使用し、よごれ、たい色、破損等により周辺の景観との調和をみださないよう努めること。
その他	・窓面利用広告、テント広告、広告幕、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ掲出ししないよう努めること。 ・広告塔は、その高さ、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観との調和に努めること。

3. 良好な屋外広告景観の誘導

令和4年度（2022年度）に策定した「熊本市屋外広告物ガイドライン」を活用し、事業者等が屋外広告物を検討する際には、屋外広告物ガイドラインを参照することで、設置する地域の景観に配慮するとともに、デザインや安全面の向上に努めることとします。

また、本市のイメージを印象づける場所や歴史的に重要な場所、地域拠点等において、地域住民等が屋外広告物に関するルールを策定する際には、専門家による支援を行い、地域住民とともに良好な屋外広告物のある地域の景観形成を進めます。

コラム

市民が良くないと感じる屋外広告物

令和4年度（2022年度）の市民アンケート調査結果によれば、良くないと感じる屋外広告物のある場所として、「電車通沿線地域」、「熊本城周辺地域」が多くの人から指摘されており、良くないと感じる屋外広告物の種類は、「屋上広告」が最も多くなっています。

■表 4 人以上の回答者から指摘された、良くないと感じる屋外広告物

屋外広告物のある場所	屋外広告物の種類	良くないと感じた内容	回答数
電車通沿線地域	屋上広告	街並みと調和がとれていない	11
		色が派手で目立つ	6
		量が多く落ち着かない	4
	突出広告	看板が大きすぎる	4
		街並みと調和がとれていない	7
		量が多く落ち着かない	4
熊本城周辺地域	屋上広告	立看板	4
		管理が行き届いておらず汚い	4
		色が派手で目立つ	6
その他（重点地域以外）	電光広告	街並みと調和がとれていない	5
		光が気になる	7

また、その他の自由回答では「人の顔が大きく表示された広告物」が不快な広告として評価されています。信頼感や親近感を伝える意図であっても、受け手にとっては公共空間に知らない人の顔が大きく掲載されることに違和感を持つかもしれません。



※この広告はイメージであり、実在するものではありません。

第 6 章

景観に配慮した公共施設等の整備

(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ及びハ)

1. 景観に配慮した公共施設等の整備の考え方
2. 公共施設等の整備に関するデザイン調整の仕組み（景観調整会議）
3. 景観重要公共施設の指定方針等

1. 景観に配慮した公共施設等※¹の整備の考え方

公共施設等は、市民の活動や触れ合いを生み出す貴重な場であるとともに、長期間にわたって存在し続け、また不特定多数の人の目に触れる機会が多いことから、地域の景観を形成する上で極めて大きな役割を有しています。

このため、熊本市景観条例第5条で、市は道路、河川、湖沼、公園その他の公共施設の整備等を行う場合、良好な景観の形成に先導的役割を果たすことを努力義務として定めています。

そこで、本市がこれまで蓄積してきた景観に関する計画等の考え方を受け継ぐと同時に、今後求められる都市像に対応するため、公共施設等の整備を通じて、より魅力を感じられる景観形成を推進します。

また、本計画の景観形成方針や景観形成基準、重点地域等のエリアにおける景観特性の考え方、あるいは「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」をはじめ、各地域のまち並みづくりのガイドライン等を十分検討して整備を進めていきます。

なお、複数の事業主体により公共施設等の整備が行なわれる場合、デザインの不調和を起こさないよう、庁内外の関係者が早い段階から景観形成の方針等を共有すると同時に、必要に応じて事業者間で調整を行なうこととします。

※1：道路・河川・公園等の公共施設及び公共建築物

(1) 公共施設の景観整備の進め方

①道路

- ・道路上の防災・減災の向上、安全かつ円滑な交通の確保に加え、良好な景観やまち並みの形成のため、熊本市無電柱化推進計画に基づき、市民の理解、関係者の合意や協力を得ながら無電柱化を推進します。
- ・街路樹は、熊本市域街路樹再生計画に基づき、道路利用者の安全性や快適性、維持管理費も考慮しつつ、「森の都」にふさわしい道路景観の向上を図ります。
- ・市民や事業者等からの寄付による「市電緑のじゅうたん事業」での軌道緑化や、企業との協働によるスポンサー花壇やパートナー花壇等の緑化により、道路にうるおいや彩りを添えていきます。
- ・道路照明灯は、熊本市光のマスタープランを遵守した仕様により、地域の景観の特徴を考慮した、まち並みが映える夜間景観づくりを進めます。
- ・道路は、沿道のまち並みと調和のとれた道路構造や緑を活かした道路景観に配慮します。高架橋の橋脚、橋桁、防音壁の意匠及び色彩については、周辺の景観との調和に配慮します。
- ・道路附属物のデザインは、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（道路のデザインに関する



合同庁舎前交差点（無電柱化、街路樹整備、軌道緑化による景観整備の例）

る検討委員会)」を参照し、まち並みとの調和に配慮します。特に公園周辺、歴史的なまち並みが見られる区域では、道路附属物に加え、道路舗装の素材についても、緑や水、歴史的なまち並みとの調和に配慮します。

- ・案内誘導サイン等は、熊本市公共サインガイドラインに基づき、統一性を確保しつつ、地域の景観特性を踏まえたデザインとします。

②河川

- ・護岸等の構造物や植林帯は、河川の安全性の確保とともに、地域の自然や歴史に合ったデザインや人々の利用のしやすさに配慮した整備を進め、暮らしに溶け込んだ良好な河川景観を形成します。
- ・市街地の河川は、河川周辺の市街地における建築物や構造物の規制誘導との連携により、水辺とまちが一体となった美しい景観を形成するとともに、民間活力の積極的な活用により、河川空間を活用したまちの賑わいを創出し、河川景観の魅力の向上を図ります。
- ・河川美化活動等の市民活動の推進により、良好な河川景観を保全するとともに、人々の河川への関心や親しみを高めていきます。
- ・案内誘導サイン等は、熊本市公共サインガイドラインに基づき、統一性を確保しつつ、地域の景観特性を踏まえたデザインとします。



麴川（自然と調和した景観整備の例）

③公園

- ・都市公園は、熊本市緑の基本計画に基づき、景観に配慮するとともに、自然や歴史等の地域資源の保全・活用を図りながら整備を進めます。
- ・市民との協働による樹木や花壇の適切な管理により、美しい景観を維持します。特に利用者が多い公園では、民間活力の導入による施設の更新、管理運営などにより、人々を惹きつける魅力ある景観を形成します。
- ・本市のシンボリック存在である熊本城公園は、熊本城みどり保存管理計画を踏まえ、歴史的建築物とみどりが調和した美しい景観を形成します。
- ・案内誘導サイン等は、熊本市公共サインガイドラインに基づき、統一性を確保しつつ、地域の景観特性を踏まえたデザインとします。
- ・公園敷地内に設ける建築物や工作物については、公園内の水や緑の自然景観と調和するよう配慮します。



寂心緑地（適切な維持管理による景観整備の例）

(2) 公共建築物の景観整備の進め方

公共建築物は、民間建築物の手本となるよう、以下の点に配慮します。

- ・地域の景観特性を把握し、周辺の景観との調和に配慮したデザインとします。
- ・壁面・屋上緑化、敷地内緑化、植栽帯や花壇の整備等により、積極的に緑化し、緑豊かな景観づくりをリードします。
- ・サインを掲出する際は、熊本市公共サインガイドラインを参考とし、周辺の景観と調和させるなど、民間の模範となるような質の高い内容とします。
- ・規模や整備エリアに応じて、市民意見聴取、専門家等の助言を受けながら、デザインの向上に努めます。



ウェルパークくまもと
(壁面緑化による周辺景観との調和の例)

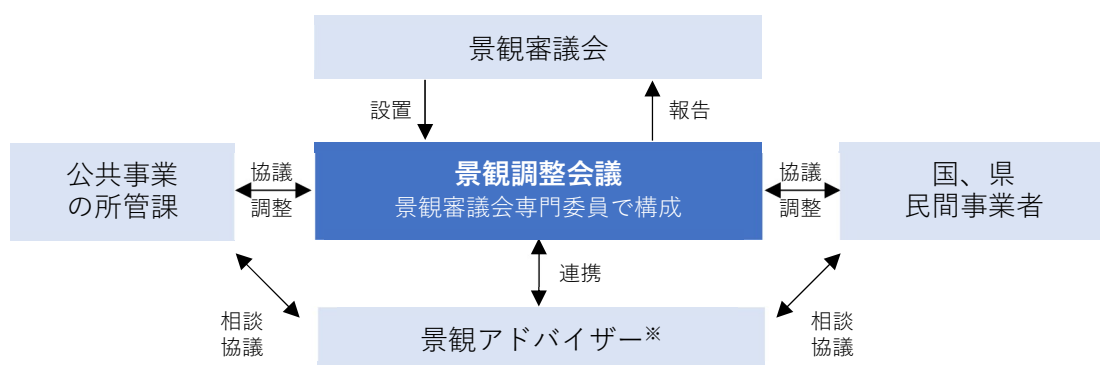
2. 公共施設等の整備に関するデザイン調整の仕組み（景観調整会議）

（1）景観調整会議の目的

本市では、令和2年（2020年）から、景観審議会専門委員で構成する「景観調整会議」を開催し、公共施設等の整備にあたり、あらかじめ専門家である専門委員の意見を聴きながらデザイン調整を行う取組を進めています。

景観調整会議は、以下に掲げる事項について景観審議会専門委員の意見を聴き、事業に反映することで質の高い空間整備の実現を目指すことを目的としています。

- ①道路、河川、湖沼、公園その他の公共施設および公共建築物の整備等を行う場合の色彩選定などデザインに関すること
- ②屋外広告や公共サインのフォントや表現、色彩などデザインに関すること
- ③景観に関連する計画やガイドライン等の策定等に関すること
- ④その他景観形成に関すること



※熊本市景観アドバイザー業務実施要綱に基づく

図 6-1 体制図

（2）対象

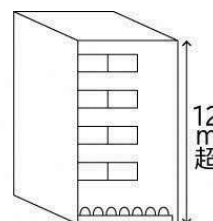
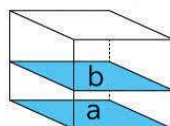
景観への影響が大きいと考えられる次のいずれかに該当する本市事業は、各事業において景観調整機能をもつ会議体を設置するか、本景観調整会議に諮り協議を行い、デザイン調整を行うこととします。ただし、事務局である景観計画所管課と協議のうえ景観形成に影響がないとされたものは除きます。

なお、本市は民間事業等についても、景観への影響が大きいと考えられる事業は、本景観調整会議の積極的な活用を促し、民間事業者からの調整申し出に対応します。

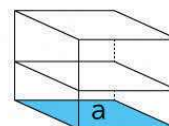
①下記の規模の大型事業

- ア 建築基準法第2条に規定する建築物の新築改築で延べ床面積2,500㎡以上のもの若しくは高さ12m又は建築面積1,000㎡を超えるもの

延べ床面積
 $a+b \geq 2,500\text{㎡}$

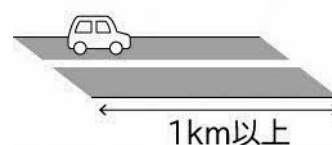


建築面積
 $a > 1,000\text{㎡}$

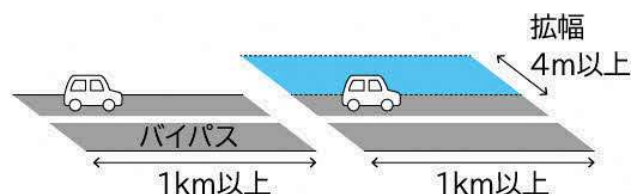


イ 道路法第2条に規定する道路の新設又は改築で次に該当するもの

(い) 新設 2車線以上、かつ、1km以上



(ろ) 改築 2車線以上、かつ、その区間の長さ1km以上のバイパス。又は、新たに車道幅員4m以上を付加する拡幅で、かつ、1km以上

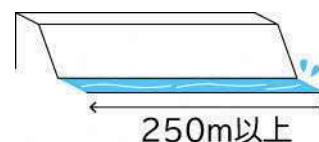


ウ 都市公園法第2条に規定する都市公園で整備面積5,000㎡以上のもの

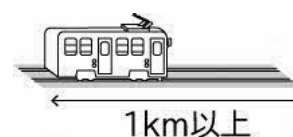
整備面積
5,000㎡以上



エ 河川法第3条に規定する河川で、整備延長250m以上のもの



オ 軌道法第1条に規定する軌道で、整備延長1km以上のもの



②重点地域内の視点場からの眺望範囲内で行う事業

③事務局が必要と判断したもの、または事業所管課が必要と判断したもの

(3) 協議時期

- ・各事業において、適切な時期や段階でのデザイン調整を行うため、事業所管課は、事前に事務局へ相談し、可能な限り余裕を持って景観調整会議に諮ることが望めます。
- ・なお、事業のスケジュールや予算を踏まえ、景観向上に向けた事業への反映を行うことを基本とします。



現地でのモックアップ確認の様子

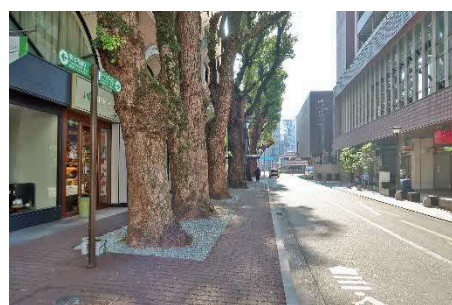
(4) 景観調整会議によるデザイン調整の実施事例

①熊本城周辺地域

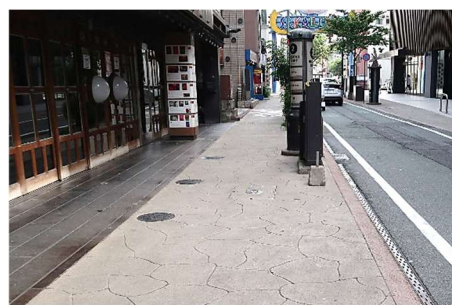
- ・下通二番街ウッドサークル板の舗装修繕【舗装等】
- ・花畑ポンプ場跡地整備【舗装・階段等】
- ・手取本町地下道出入口改修【建築内外装・照明】
- ・長堀通り照明用設備設置【電気盤等】
- ・桜町・花畑地区オープンスペースの案内誘導【サイン】
- ・栄通り歩道舗装【舗装】
- ・オークス通り歩道整備【舗装等】
- ・世界マスターズ水泳屋外広告物【サイン】
- ・第4回アジア・太平洋水サミット及び第38回全国都市緑化フェア公共サイン等【サイン】



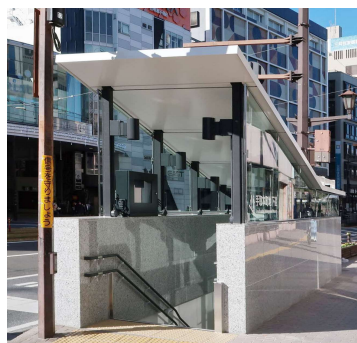
花畑ポンプ場跡地整備



オークス通り歩道整備



栄通り歩道舗装



手取本町地下道出入口改修

②水前寺周辺地域

- ・ 水前寺成趣園周辺舗装【舗装・ガードレール】



水前寺成趣園周辺舗装

③江津湖周辺地域

- ・ 水前寺江津湖公園公共サイン【サイン】

④熊本駅周辺地域

- ・ ペDESTリアンデッキ塗り替え【道路構造物】
- ・ 熊本駅前広場の植栽植替え【植栽】
- ・ 防犯カメラのサイン計画【サイン】
- ・ 世界マスターズ水泳
プロジェクションマッピング【サイン】



水前寺江津湖公園
公共サイン



ペDESTリアンデッキ塗り替え

⑤電車通沿線地域

- ・ 辛島町電停改修【建築物・サイン・電気設備】
- ・ 辛島町電停デジタルサイネージ設置【サイネージ】
- ・ 動植物園入口電停改良【建築物・サイン・電気設備】
- ・ 熊本駅前停留所割り込み乗車対策【ピクトグラム】



辛島町電停改修

⑥白川沿岸地域

- ・ 白川小学校新校舎増築【建築物外装】

3. 景観重要公共施設の指定方針等

(1) 景観重要公共施設の指定方針

道路、河川、公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めるため、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ）」や「占用等の許可の基準（同号ハ）」を定めることができます。

本計画には、地域の景観にふさわしい整備の方針等を定めます。

■景観重要公共施設の指定の方針

- ・良好な景観を再生・創出する等、地域の景観形成の手本となる役割を果たす上で重要なものについて、景観重要公共施設の指定を検討していきます。
- ・重点地域にある公共施設や、景観資源として多くの市民から親しまれる公共施設については、景観重要公共施設の指定を検討していきます。

◆景観重要公共施設の対象（景観法第8条第2項第4号ロ）

- ① 道路法による道路
- ② 河川法による河川
- ③ 都市公園法による都市公園
- ④ 津波防災地域づくりに関する法による津波防護施設
- ⑤ 海岸法による海岸保全区域等に係る海岸
- ⑥ 港湾法による港湾
- ⑦ 漁港漁場整備法による漁港
- ⑧ 自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑨ その他政令で定める公共施設（景観法施行令第2条）



例：水前寺江津湖公園

第 7 章

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

(景観法第 8 条第 2 項第 4 号二)

1. 景観農業振興地域整備計画の策定の考え方

1. 景観農業振興地域整備計画の策定の考え方

本市の景観を特徴づけるものの一つに、市街地の外縁部に広がる田園などの農業景観があげられます。

人々の営みの中で生まれはぐくまれてきた農業景観には特有の美しさがあり、人々の心の原風景となる大切な景観です。

このような美しい地域の農業景観を保全・創出するための施策を講じ、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保していくために、農業景観の特性や基本的な方針を踏まえ、必要に応じて景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

■景観農業振興地域整備計画で定める事項

- ①景観農業振興地域整備計画の区域
- ②景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
- ③農用地・農業用施設の整備に関する事項

■景観農業振興地域整備計画を定めると活用できる制度等

- 景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導できます。
 - ・ 棚田の畦畔の石積みを保全
 - ・ 集落全体の共同作業を支援 など
- 法第92条の景観整備機構（NPO 法人など）が農地の利用権を取得し、管理することもできます。（景観作物の育成等）



例：河内町の大將陣棚田

第 8 章

市民との協働

1. 市民・事業者・行政の役割
2. 協働による景観形成の推進

1. 市民・事業者・行政の役割

本市では、様々な地域で、住民主体の自主的なまちづくり・景観づくりの活動が既に始まっています。これから多様な形で市民がまちづくりに関与していくものと考えられますが、市民・事業者と行政が、それぞれの役割と責任を明確にし、協力して取り組むことが重要です。

今後、様々な主体と連携することで、市民協働による良好な景観形成を推進していきます。



(1) 市民の役割

- ・市民（住民、学生、地域団体・NPO）は、自らが景観の形成の主体であることを意識し、市が実施する景観の形成に関する施策や事業に主体的に参加するとともに、生活する地域の良好な景観形成のあり方を考えていきます。
- ・身近にできる景観配慮（地域に調和した家屋の色彩配慮、道路や公園等の公共空間に面した敷地内の清掃活動など）を個々の生活で行うことが望まれます。
- ・まちづくり活動を行う地域団体・NPO等においては、地域特性に応じた良好な地域景観の形成のための活動に努めるとともに、市民への情報提供や市民の地域活動、NPO等の活動への参加を促進し、景観形成のための提言等に努めます。また、景観づくりの意識向上のため、普段から景観づくりに興味を持ち、活動へ参加することが望まれます。

(2) 事業者の役割

- ・事業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動が地域の景観に影響を与えるものであることを十分認識して、本市の景観形成の考え方や方針等を理解し、景観形成に関する施策や事業に積極的に協力します。
- ・事業者が所有及び計画する建築物や工作物等は、周辺景観と調和した意匠とするなど、熊本市及び地域の良好な景観形成に貢献するとともに、住民等が実践する景観形成の取組に積極的に貢献します。

(3) 行政の役割

- ・市民・事業者・行政による景観形成が的確に推進されるよう、市民や事業者の取組支援、景観形成に係る多様な情報発信、あるいは景観に関する人材育成方策や意識の醸成方策を進めます。
- ・施策の実施にあたっては、市民や事業者の意向やアイデアを把握する機会を設け、十分に反映されるように努めます。
- ・公共施設等（道路、河川、公園等の公共施設及び公共建築物）の整備等を行う場合、景観の形

成に先導的役割を果たすように努めます。

- ・本市の良好な景観形成を推進するため、景観計画に基づく施策に取り組むとともに、各種ガイドライン（表 8-1）の普及啓発に努めます。

表 8-1 景観形成に係る各種ガイドライン等一覧

名称	概要	参照コード
熊本市光のマスタープラン （令和 2 年（2020 年）策定）	夜間景観のコンセプトや目標等の夜間景観の基本的な方針を示すとともに、夜間景観づくりを実践するための基本的な照明の仕様や演出手法について提案するもの。	
熊本市公共サインガイドライン （令和 2 年（2020 年）策定）	市域の全ての公共サインを対象とし、サイン整備に関する方針、サイン種別毎の配置、本体の形状や大きさ、表記上の統一したルール及び運用や維持管理のルールを定めたもの。	
熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン （令和 3 年（2021 年）策定）	公開空地等について、その機能やしつらえを良好なものとし、積極的な利活用を図るため、検討手順、利活用の推奨例、整備方針を示すとともに、維持管理における基本的な方針について示したもの。	
熊本市屋外広告物ガイドライン （令和 4 年（2022 年）策定）	屋外広告物のデザイン、安全確保等に関する方針を示しつつ、地域別の景観形成方針と配慮事項等を示したもの。	
新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン （平成 23 年（2011 年）策定）	新町・古町を対象とし、町並みづくりの基本方針をはじめ、町屋や一般建造物等の保存・修景基準を定めるなど、新町・古町地区の町並みづくりの指針としてまとめたもの。	
川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン （平成 26 年（2014 年）策定）	川尻地区を対象とし、地区の歴史や文化を踏まえた町並みづくりの方向性を明らかにし、伝統的様式建造物などの特徴を紹介することにより、町並みの保存・修景の基準や町並み協定についてまとめたもの。	
熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド （平成 19 年（2007 年）策定）	熊本駅周辺地域の都市空間デザインの基本的な考え方とデザインの具体例をまとめたもの。	
桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント 基本計画 （平成 26 年（2014 年）策定）	桜町・花畑周辺地区において、市民に親しまれ、楽しく歩ける歩行者中心のまちづくりのために、基本方針やデザインと利活用・運営管理の指針等をまとめたもの。	

2. 協働による景観形成の推進

市民・事業者・行政の協働による景観形成の推進にあたっては、以下のような方針に基づき、進めていきます。

(1) 景観に関する意識醸成のための施策の継続的な実施

① 景観に関する意識の醸成

- ・ 景観に関する多様な施策推進や情報発信、あるいは多様な支援方策の推進を通じて、市民の景観に関する意識の醸成を図り、地域の良い景観形成のために市民が主体となり考える必要性について理解を促していきます。
- ・ 市内小学校で実施されている景観教育について、今後も充実させながら継続開催することにより、子どもの頃から景観について理解することができ、景観に関する意識の高い人材づくりを進めます。
- ・ 景観に関する顕彰活動や市民協働による夜間景観づくり等の取組を継続的に開催しつつ、新たな取組の企画・開催等により、市民の景観への関心を高め、地域活動の活性化に繋げていきます。
- ・ 本市の緑豊かな景観特性を後世に引き継ぐために、緑の保全、創出を図るとともに、講習会や広報活動により市民の緑への関心と理解を深める機会をつくり出します。また、街路樹や公園の維持管理など市民が活躍する機会をつくり、緑をはぐくむ人づくりを進めます。

コラム

景観教育

熊本市では、子どもの頃から身近なまちや良好な景観に関心を持ってもらい、景観に対する意識向上を図っていくことを目的として、「景観教育」を実施しています。

市内小学校に市職員が出向き、市が制作した熊本市景観学習動画などを活用し、景観を活かしたまちづくりや熊本らしい景観を守るためのルール等について学ぶ授業を行い、子どもたちと一緒にまちの魅力や課題について考えています。



五福小学校での
景観教育の様子

<参加者の感想（抜粋）>

- 今日の授業を聞いて景観についてもっと知りたいと思った。クイズなどもあってとっても分かりやすくとっても楽しく自分のまちを知れて嬉しかった。
- 景観にはルールがあるということを知ってびっくりしました。熊本城の石垣を超えてはいけないことや、派手な色を使いすぎてはだめというのを知りなるほどと思いました。景観は見るだけでなく五感で感じながら楽しみたいです。



熊本市景観学習動画

フォトコンテスト

熊本市景観計画改定の一環として、景観の視点から、本市の良さを再認識してもらうことを目的とした『くもと景観 photo&movie コンテスト 2022』を開催しました。コンテストのテーマは、「熊本市らしい景観」「心地よい屋外広告物」「ノスタルジックな歴まち」です。

Instagramへの投稿により応募いただいた作品の中から、入賞作品を選出しました。



くもとライトスケープ・キャラバン（夜間景観実証実験）

熊本市では、これからの夜間景観づくりの理念や方針を示す「熊本市光のマスタープラン」に基づき、市内各所における歴史的建造物や樹木等の地域資源のライトアップに市民と協働で取り組んでいます。

『ライトスケープ・キャラバン（夜間景観実証実験）』は、多くの市民の方に魅力ある夜間景観を実際に見て感じてもらうことで、夜間景観に対する意識の醸成や地域活動の活性化を促進するプロジェクトです。

“新たな地域スポットを創出したい”“既存イベントや行事の価値をさらに向上させたい”という地域主体のまちづくりに対して、照明機材の貸出・設置のほか、実験実施に向けた市民とのワークショップの開催、専門家による演出方法の助言等の支援を行います。



本妙寺



水前寺成趣園



白川

②景観に関する情報発信

- ・本市の景観形成に関する多様な情報について、発信する情報の内容を踏まえ、広報紙、パンフレット、ホームページ、SNS、あるいは新聞やテレビ等、多様な媒体から最も適切なものを選択、活用することで、的確な情報発信を進めます。

（２）協働による景観形成に向けた各種制度の有効活用

①景観形成に係る法制度の活用

- ・景観法第11条に規定する住民等による地区の景観形成基準等の提案制度を活用し、良好な地区景観の形成を推進します。
- ・良好な景観の形成を目的として、一団の区域における区域内住民の合意により建築物や屋外広告物等の形態意匠を定めた景観法第81条の景観協定を締結することができることから、地域の住民要望に応じて活用します。
- ・都市計画法に基づく地区計画や建築基準法に基づく建築協定の制度について、地権者や住民の意向に基づく景観形成のために、状況に応じて適切に活用します。
- ・本市において良好な景観の形成に取り組む NPO 法人や公益法人を景観法に基づく「景観整備機構」として指定し、市と協力・連携して良好な景観形成を進めていきます。

②景観形成に係る市の制度の活用

- ・違反屋外広告物簡易除却協力員制度を活用して、協力団体の協力員とともに、電柱や街路樹への違反のはり紙等の簡易除却を行います。

コラム

違反屋外広告物簡易除却協力員制度

熊本市屋外広告物条例に違反した広告物のうち、違法なはり紙等はすぐに除却できます。（これを「簡易除却」といいます）

熊本市域では簡易除却は市長が委任したボランティアにより行われます。『熊本市違反屋外広告物簡易除却協力員制度』は除却活動を行う団体を認定し、その会員でボランティアとして活動していただける方に、違反広告物の除却員を委任する制度です。

協力員には、除却協力員証の交付、講習会の実施、ボランティア保険の加入、活動に必要な用具（手袋、ゴミ袋）の支給貸与などの支援を行います。



(3) 地域における景観形成の取組支援

①景観形成に係る活動への支援

- ・花苗の配布やゴミステーション管理支援等、市民の景観形成に係る自主的な活動を継続的に支援します。
- ・市民と事業者、行政の協働による緑化活動である、「パートナー花壇」、「スポンサー花壇」づくりについて、今後も継続的に進めていきます。

コラム

パートナー花壇

熊本市では、全国都市緑化くまもとフェア「くまもと花と緑の博覧会」（2022年3～5月開催）を契機として、市民との協働により緑化活動を推進する「NEO GREEN PROJECT」に取り組んでいます。

このプロジェクトの一環として、個人や会社、団体などで、大切に育てられた花壇を「パートナー花壇」として登録し、みどりの輪を広げていくことで、地域に根ざした緑化活動を推進します。

登録の特典として、管理者名を記載できる「パートナープレート」の進呈、各種広報媒体による活動の紹介、花に関する広報・イベント・体験講座などの情報配信を行っています。



スポンサー花壇

「スポンサー花壇」は、企業から協賛金を募り、熊本市が管理する植樹帯等をまちなかを彩る花壇として整備運営するものです。

協力企業は、熊本市のホームページ等で紹介しているほか、スポンサーロゴ・社名入りの「スポンサー花壇プレート」を協賛いただいた花壇に設置しています。



②景観形成に係る助成

- ・地域における景観上重要な建造物について、指定方針に基づき景観重要建造物、あるいは景観形成建造物に指定しつつ、所有者と協議の上、保存、修景行為に対する助成を継続的に進めていきます。
- ・新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みや川尻地区の歴史を活かした町並みについて、保全、向上を図るために、古民家等の保全や修繕に対する助成を継続的に進めていきます。

③専門家による支援

- ・本市の良好な景観づくりに取り組む人や団体が、助言を求める場合、「景観アドバイザー制度」を活用し、専門知識と実務経験を有するアドバイザーを派遣します。

- ・ 景観計画に定める重点地域等の周辺での事業のうち、景観への影響が大きい事業に関して、事業者の要望に応じて景観審議会専門委員による景観調整会議を活用し、デザインに関するアドバイスをを行います。(P143)
- ・ 地域主体の景観まちづくりを推進するため、地域独自のルール（屋外広告物の色彩やデザイン等）をつくり、良好な景観形成に取り組もうとする地域に専門家を派遣し、ルールづくりの支援を行います。

コラム

市民の自主的・主体的な活動事例

● 江津湖では、ボランティアによる水草清掃の活動が盛んです！

水前寺江津湖公園では、20 年以上前から清掃ボランティア活動が盛んに行われています。NPO 団体や地縁団体、企業、学校など、様々な市民活動団体が自主的に江津湖の外来水草清掃やゴミ拾いをはじめとした活動に取り組んでいます。

外来水草が増えると景観が悪くなるだけでなく、広がる草によって日光が遮られ、水底に住む生き物にも影響が出てしまいます。春を迎える前に除去する必要がありますが、多くの人の協力が必要となります。

江津湖の美しい水辺景観は、行政だけでなく、市民の自主的な活動により維持されています。また活動への参加が、人々の交流を生み、江津湖への親しみや愛着にも繋がっています。



● 白川の水辺の賑わいを創出するための地域活動が都市景観大賞を受賞しました！

国土交通省の令和4年度（2022 年）「都市景観大賞」において、景観まちづくり活動・教育部門の大賞に「白川「緑の区間」における水辺の賑わいを創出するための地域活動」が選ばれました。

地元主体で構成される白川「緑の区間」利活用推進協議会は、この緑の区間を活用し、水辺の賑わい創出、中心市街地活性化、魅力あるまちづくりなどを目的に活動を展開しています。

「白川夜市」をはじめとした地域主体の活動や、定期的な除草などの維持管理活動も行っています。



第 9 章

計画の評価・検証

1. 計画の評価・検証の方法

1. 計画の評価・検証の方法

効果的な景観形成を推進するためには、一定期間ごとに、本市の景観形成の状況を把握し、景観に関する取組の進捗状況や効果を検証することが重要と考えられることから、定期的に本計画の評価・検証を行います。

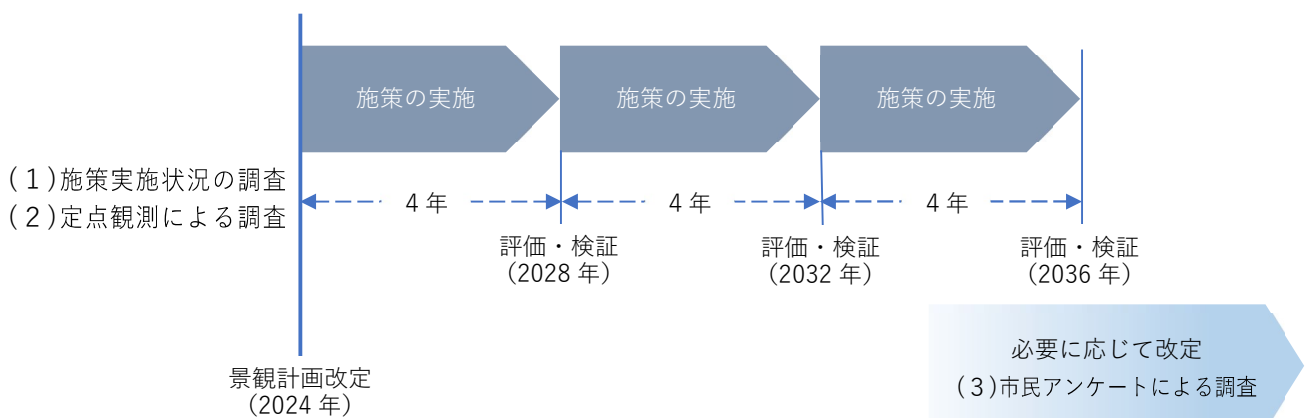
評価・検証のための調査は、次の3つの方法により行います。

得られた結果は、景観審議会に諮り、客観的な視点を取り入れて評価・検証を行うこととします。

また、必要に応じて計画の改定を行い、社会情勢の変化や検証結果に対応した効果的な景観形成に繋げていきます。

■評価・検証のための調査方法

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 施策実施状況の調査 | 4年毎 |
| (2) 定点観測による調査 | 4年毎 |
| (3) 市民アンケートによる調査 | 改定時 |



(1) 施策実施状況の調査

- ・ 下に示す調査対象となる計画等の所管課に対し、景観に関する施策の実施状況調査のためのヒアリングシートを作成・配布し、所管課はそれに回答することで施策に関する自己評価および今後の課題の整理を行い、検証します。

■調査の対象計画等

熊本市景観計画、熊本市光のマスタープラン、まちなか再生プロジェクト、熊本市緑の基本計画、熊本市域街路樹再生計画、水前寺江津湖公園利活用・保全計画、特別史跡熊本城跡保存活用計画、熊本城復旧基本計画、熊本城みどり保存管理計画、熊本市無電柱化推進計画 等

（２）定点観測による調査

- ・視点場からの眺望について、定点観測調査地点及び基準写真（表 9-2、図 9-3）を設定し、各定点観測調査地点の景観の経年変化の状況を確認します。
- ・経年変化の状況を確認しスクリーニングを行い、景観調整会議、景観審議会へ報告し、詳細調査の可否と対象地を審議し、必要に応じ詳細調査を行います。

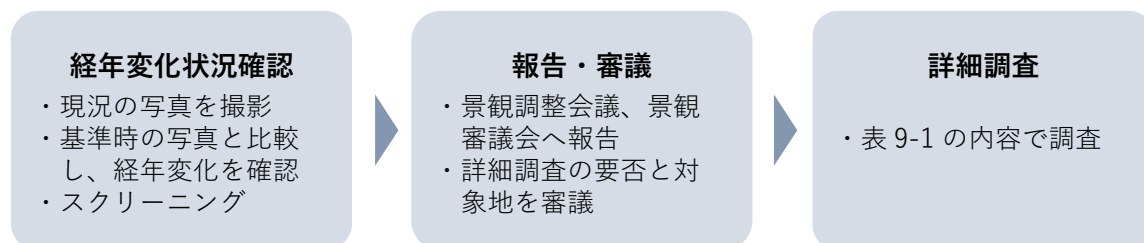


図 9-1 経年変化状況確認から詳細調査までの流れ

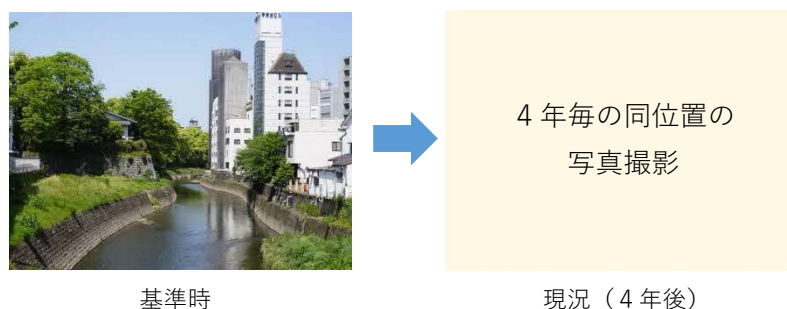


図 9-2 経年変化状況確認 例：船場橋からの眺望

表 9-1 詳細調査の基本項目

変化項目	把握方法例
建築物や工作物、屋外広告物の高さ、規模	建築計画概要書による把握 等
外壁や屋外広告物等の色彩変化	マンセル値の比較 等
緑視率、屋外広告物占有率	写真上での面積比の把握 等

※上記以外でも、把握が必要な変化項目がある場合は、調査を行う

※上記等の調査後、総合的な要因分析等を行う

（３）市民アンケートによる調査

- ・景観に関する市民意向を把握するため市民アンケート調査を実施し、集計分析することにより、本市の景観づくりの取組を評価・分析します。
- ・アンケート質問には、景観の現状や課題を踏まえるとともに、過去のアンケートと同じ質問も設け、市民意識の変化を把握します。

表 9-2 定点観測調査地点一覧

重点地域	No.	調査地点名称
熊本城周辺地域	①	本妙寺・加藤清正像から熊本城への眺望
	②	花岡山山頂から熊本城への眺望
	③	花畑広場（シンボルプロムナード）から熊本城への眺望
	④	通町筋電停付近から熊本城への眺望
	⑤	長堀通りから熊本城への眺望
	⑥	市役所前から熊本城への眺望
	⑦	熊本家庭裁判所前から県立美術館分館付近までの通りから熊本城への眺望
	⑧	桜井通り付近から熊本城への眺望
	⑨	船場橋から熊本城への眺望
	⑩	天守閣から市街地東側への眺望
	⑪	天守閣から市街地西側への眺望
水前寺 周辺地域	⑫	古今伝授の間から水前寺成趣園東側への眺望
	⑬	園路南側から出水神社への眺望
	⑭	園路から古今伝授の間への眺望
	⑮	北側園路土橋際から古今伝授の間への眺望
江津湖 周辺地域	⑯	江津湖中ノ島橋から金峰山方面への眺望
	⑰	江津湖中ノ島から南側水辺への眺望
	⑱	画図橋から飯田山方面への眺望
	⑲	下江津湖河畔から阿蘇方面への眺望
	⑳	下江津橋から下江津湖への眺望
	㉑	水前寺江津湖公園（広木地区）から金峰山方面への眺望
熊本駅 周辺地域	㉒	熊本駅白川口から白川橋方面への眺望
	㉓	熊本駅白川口から北東方面への眺望
	㉔	熊本駅白川口から南西方面への眺望
電車通沿線 地域	㉕	本妙寺入口電停から南側への眺望
	㉖	新町電停から長崎次郎書店方面への眺望
	㉗	水道町電停付近から熊本城方面への眺望
	㉘	市立体育館前電停付近から北西方面への眺望
	㉙	健軍町電停付近から東方面への眺望
白川沿岸地域	㉚	小碓橋から上流・下流への眺望
	㉛	子飼橋から上流・下流への眺望
	㉜	大甲橋から上流・下流への眺望
	㉝	代継橋から上流・下流への眺望
	㉞	長六橋から上流・下流への眺望
	㉟	白川橋から上流・下流への眺望
	㊱	新世安橋から上流・下流への眺望

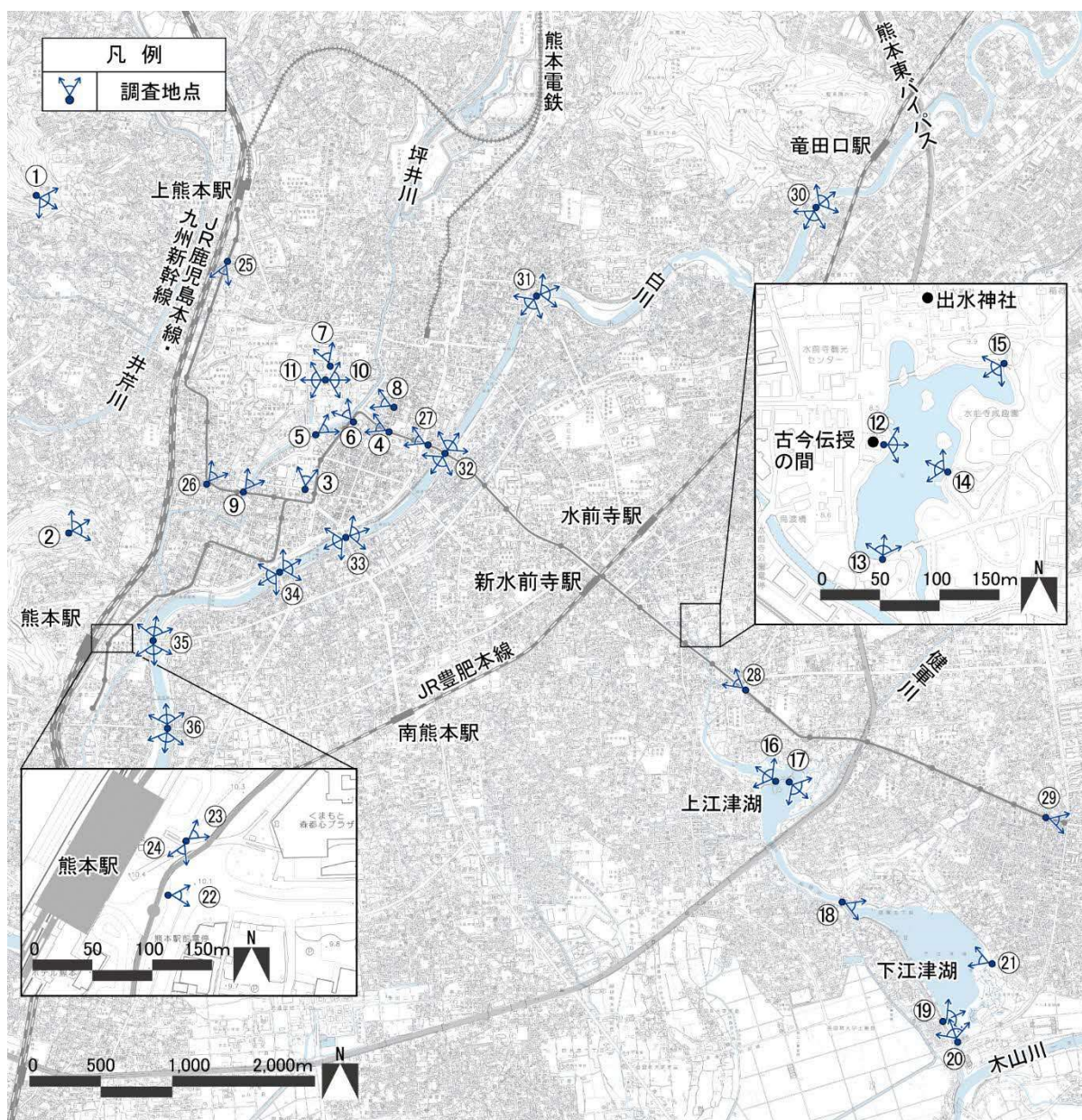
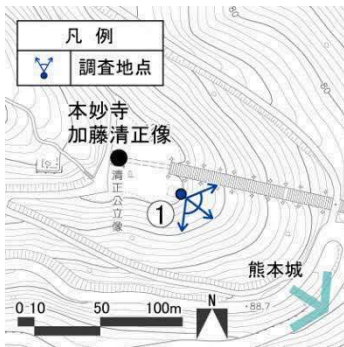


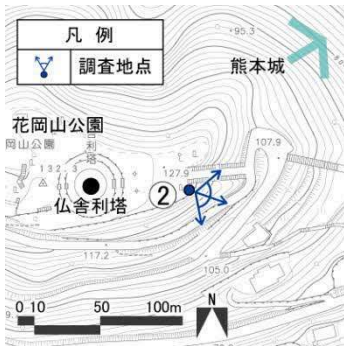
図 9-3 定点観測調査地点位置図

【定点観測調査地点】

①本妙寺・加藤清正像から熊本城への眺望



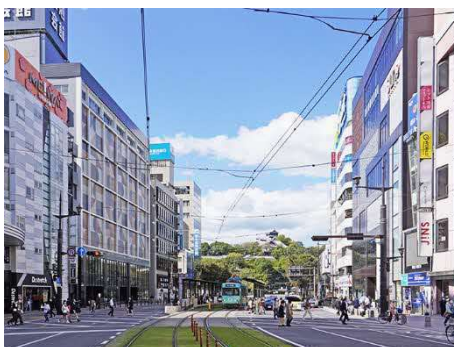
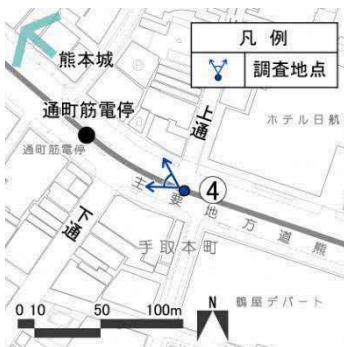
②花岡山山頂から熊本城への眺望



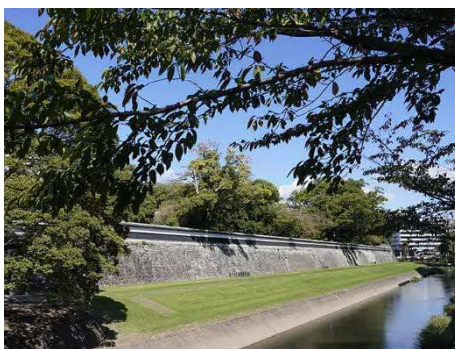
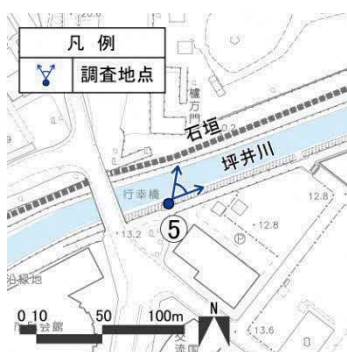
③花畑広場（シンボルプロムナード）から熊本城への眺望



④通町筋電停付近から熊本城への眺望



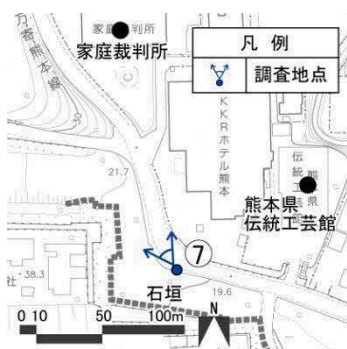
⑤長堀通りから熊本城への眺望



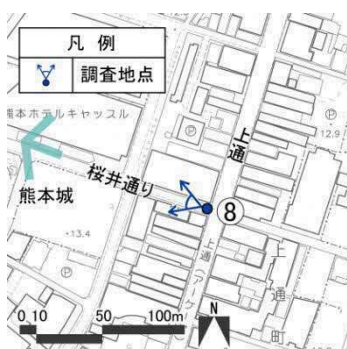
⑥市役所前から熊本城への眺望



⑦熊本家庭裁判所前から県立美術館分館付近までの通りから熊本城への眺望



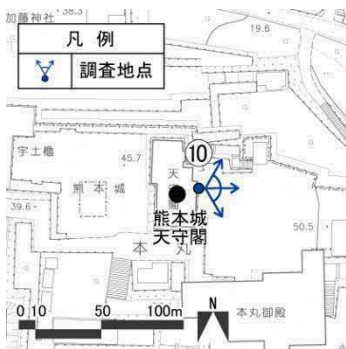
⑧桜井通り付近から熊本城への眺望



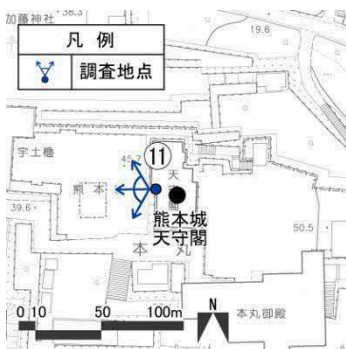
⑨船場橋から熊本城への眺望



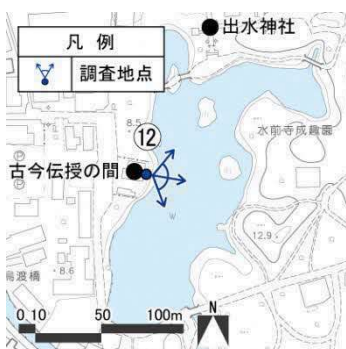
⑩天守閣から市街地東側への眺望



⑪天守閣から市街地西側への眺望



⑫古今伝授の間から水前寺成趣園東側への眺望



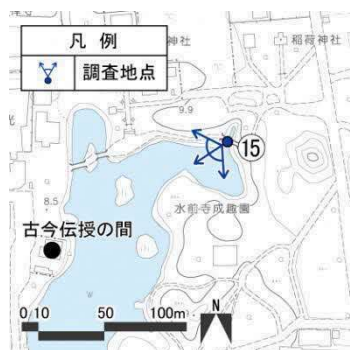
⑬園路南側から出水神社への眺望



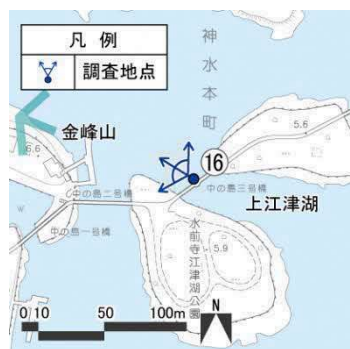
⑭園路から古今伝授の間への眺望



⑮北側園路土橋際から古今伝授の間への眺望



⑯江津湖中ノ島橋から金峰山方面への眺望



⑰江津湖中ノ島から南側水辺への眺望



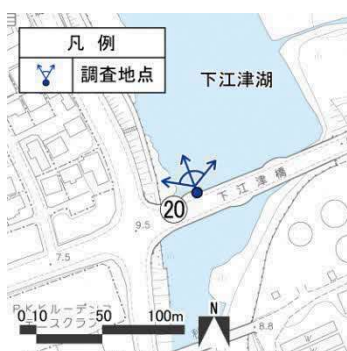
⑱画図橋から飯田山方面への眺望



⑲下江津湖河畔から阿蘇方面への眺望



⑳下江津橋から下江津湖への眺望



②1水前寺江津湖公園（広木地区）から金峰山方面への眺望



②2熊本駅白川口から白川橋方面への眺望



②3熊本駅白川口から北東方面への眺望



②4熊本駅白川口から南西方面への眺望



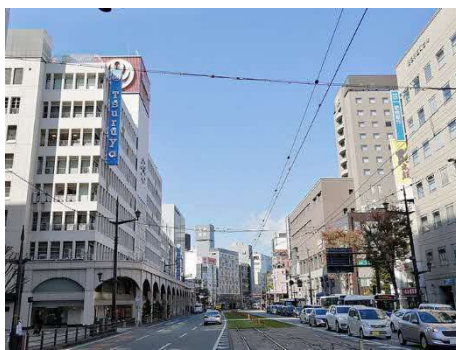
②⑤本妙寺入口電停から南側への眺望



②⑥新町電停から長崎次郎書店方面への眺望



②⑦水道町電停付近から熊本城方面への眺望



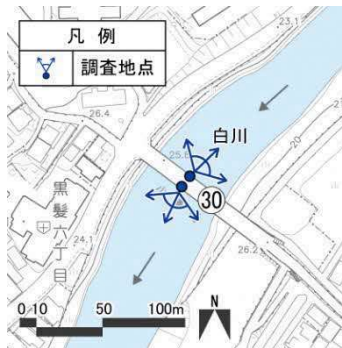
②⑧市立体育館前電停付近から北西方面への眺望



②9 健軍町電停付近から東方面への眺望



③0 小碓橋から上流・下流への眺望

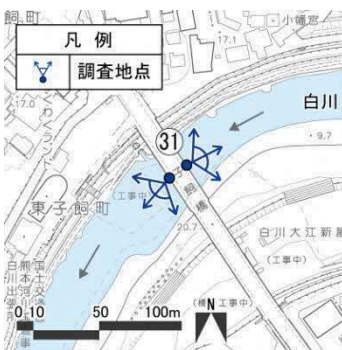


上流



下流

③1 子飼橋から上流・下流への眺望

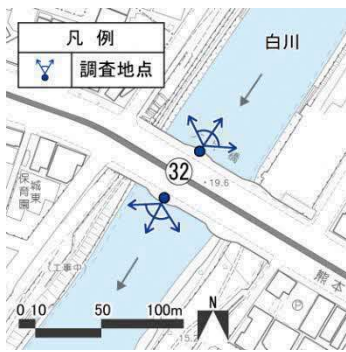


上流



下流

③②大甲橋から上流・下流への眺望

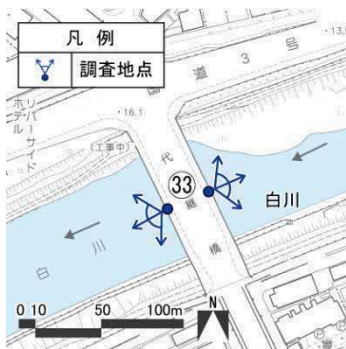


上流



下流

③③代継橋から上流・下流への眺望

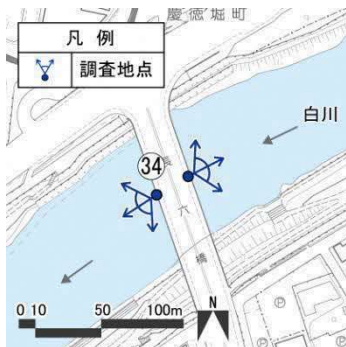


上流



下流

③④長六橋から上流・下流への眺望

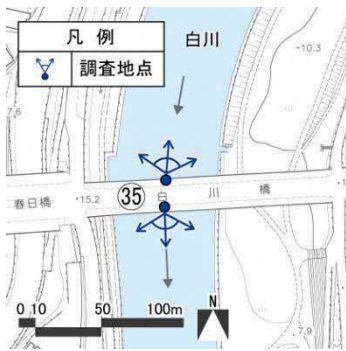


上流



下流

③⑤白川橋から上流・下流への眺望

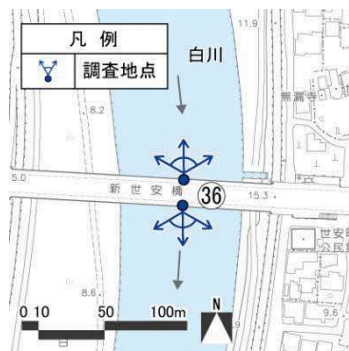


上流



下流

③⑥新世安橋から上流・下流への眺望



上流



下流

策定経緯等

- 1 策定体制
- 2 策定経緯
- 3 改正履歴

1 策定体制

熊本市景観計画の改定は、有識者、関係団体、市民等の代表による「熊本市景観審議会」及びその下部組織の「熊本市景観審議会景観計画改定専門部会」「熊本市景観審議会専門委員による景観調整会議」において、景観計画庁内関係課と検討しました。

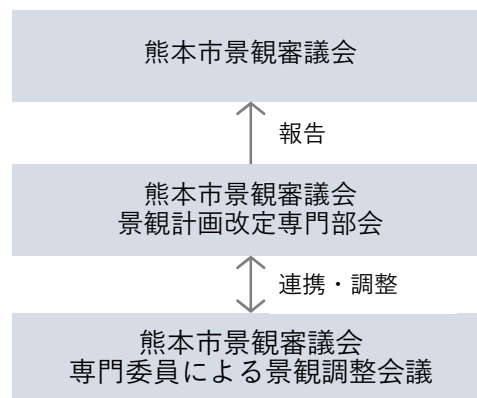


図 10-1 各会議の関係図

熊本市景観審議会委員

氏 名	所属又は職名
◎田中 智之（景）	熊本大学 大学院先端科学研究部（工学系）教授
○原田 和典（景）	崇城大学 芸術学部教授
魚住 弘久	熊本大学 大学院人文社会科学研究部（法学系）教授
柴田 祐	熊本県立大学 環境共生学部教授
鄭 一止	熊本県立大学 環境共生学部准教授
星野 裕司（景）	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター教授
吉川 勝広	熊本学園大学 商学部教授
川口 耕司	熊本県広告美術協同組合（団体推薦）
竹内 浩二	（一社）熊本県建築協会（団体推薦）
東 悦子	熊本市中心商店街等連合協議会（団体推薦）
藤田 里恵	（公社）熊本県建築士会（団体推薦）
丸山 幸	（一財）日本造園修景協会（団体推薦）
面木 健	一般公募
高木 礼子	一般公募
山田 礼仁	熊本県土木部道路都市局都市計画課 参事

◎会長 ○職務代理者 （景）景観調整会議委員

熊本市景観審議会景観計画改定専門部会

		氏 名	所属又は職名
部会員	委員 ※1	田中 智之	熊本大学 大学院先端科学研究部（工学系）教授
		原田 和典	崇城大学 芸術学部教授
		◎星野 裕司	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター教授
	特別委員 ※2	岩橋 浩文	熊本学園大学 経済学部准教授
		○小島 知子	熊本大学 大学院 先端科学研究部（理学系）准教授
		吉村 健治	熊本市議会議員
		森岡 大志	上通 1・2 丁目商店街振興組合専務理事

※1：景観審議会条例第3条第1項に規定する景観審議会委員

◎部会長 ○職務代理者

※2：熊本市景観審議会条例第7条第2項に規定する専門部会特別委員

2 策定経緯

熊本市景観計画の改定は、次のような経緯で検討を進めてきました。

凡例：● 景観審議会、◎ 景観計画改定専門部会、○ 景観調整会議、▲ 議会都市整備委員会、
□ 政策調整会議、■ 政策会議

年度	日付	会議等名	内容
令和4年度 (2022年度)	6/21	▲熊本市議会都市整備委員会	改定の方針とポイント、専門部会の設置、スケジュール
	7/4	●第34回 熊本市景観審議会	改定の方針とポイント、専門部会の設置、スケジュール
	10/7	●第35回 熊本市景観審議会	専門部会の構成メンバー
	11/14	○第40回 熊本市景観審議会 専門委員による景観調整会議	改定の方針とポイント、市民アンケート調査票案、市民ワークショップ開催企画案、講演会開催(案)
	11/29	◎第1回 熊本市景観審議会 景観計画改定専門部会	改定の方針とポイント、市民アンケート調査票(案)、市民ワークショップ開催企画(案)
	12/12	▲熊本市議会都市整備委員会	第1回景観計画改定専門部会結果
	12/15 ～2/3	熊本市の美しい景観づくりに関する市民アンケート (調査対象：市民2,000人)	
	1/27	○第42回 熊本市景観審議会 専門委員による景観調整会議	骨子たたき、施策実施状況調査結果、市民アンケート調査結果
	1/31	熊本の町並み変遷についての講演会	伊藤重剛氏(熊本大学名誉教授) 甲斐青萍の絵に見る明治熊本の町並み ～城下町から近代都市へ～
	1/31	第1回 市民ワークショップ	イチオシ景観、イマイチ景観について
	2/13	◎第2回 熊本市景観審議会 景観計画改定専門部会	現地調査、骨子たたき、施策実施状況調査結果、市民アンケート調査結果、講演会・ワークショップ実施状況報告
	2/22	第2回 市民ワークショップ	景観をよりよくするためのアイデアについて
	3/7	○第43回 熊本市景観審議会 専門委員による景観調整会議	骨子たたき、視点場調査結果
	3/17	●第36回 熊本市景観審議会	骨子たたき、熊本市景観審議会景観計画改定専門部会実施状況報告、市民アンケート調査結果、施策実施状況調査結果、講演会、ワークショップ実施状況報告
	3/24	第3回 市民ワークショップ	景観の未来について
令和5年度 (2023年度)	4/24	○第44回 熊本市景観審議会 専門委員による景観調整会議	骨子(案)、計画(素案)(序章～第3章)たたき、市民アンケート調査結果
	5/16	◎第3回 熊本市景観審議会 景観計画改定専門部会	骨子(案)、計画(素案)(序章～第3章)たたき、ワークショップ・市民アンケート実施結果と改定計画への反映(案)

令和5年度 (2023年度)	5/23	□政策調整会議	骨子(案)
	5/31	○第45回 熊本市景観審議会 専門委員による景観調整会議	計画(素案)(序章～第9章)たたき、視点場 候補地選定
	6/2	■政策会議	骨子(案)
	6/14	○第46回 熊本市景観審議会 専門委員による景観調整会議	計画(素案)(序章～第9章)たたき、景観重 要樹木候補調査結果
	6/28	▲熊本市議会都市整備委員会	骨子(案)
	7/10	○第47回 熊本市景観審議会 専門委員による景観調整会議	計画(素案)(序章～第9章)たたき、計画概 要版(原稿案)
	7/12	●第37回 熊本市景観審議会	骨子(案)、計画(素案)(序章～第3章)た たき、熊本市景観審議会景観計画改定専門部 会実施状況報告、ワークショップ・市民アン ケート実施結果と改定計画への反映(案)
	7/21	◎第4回 熊本市景観審議会 景観計画改定専門部会	計画(素案)(序章～第9章)たたき、 計画概要版(素案)
	8/2	○第48回 熊本市景観審議会 専門委員による景観調整会議	計画(素案)(序章～第9章)たたき
	8/10	□政策調整会議	計画(素案)
	8/24	■政策会議	計画(素案)
	9/8	○第49回 熊本市景観審議会 専門委員による景観調整会議	計画(素案)、計画概要版(素案)
	9/19	▲熊本市議会都市整備委員会	計画(素案)
	10/4	●第38回 熊本市景観審議会	計画(素案)、計画概要版(素案)
	10/5～ 11/5	パブリックコメント	
	10/25	○第50回 熊本市景観審議会 専門委員による景観調整会議	計画(素案)、計画概要版(素案)、小中学生 向け概要版(素案)
	11/2	熊本市都市計画審議会	計画(素案)
	11/29	○第51回 熊本市景観審議会 専門委員による景観調整会議	パブリックコメント意見と対応(案)、小中学 生向け概要版(素案)
	12/12	▲熊本市議会都市整備委員会	パブリックコメント主な意見と対応(案)

	12/15	○第 52 回 熊本市景観審議会 専門委員による景観調整会議	計画（案）、計画概要版（案）、小中学生向け 概要版（案）
	12/22	◎第 5 回 熊本市景観審議会 景観計画改定専門部会	計画（案）、計画概要版（案）、小中学生向け 概要版（案）、パブリックコメント意見と対応 （案）
	12/27	●第 39 回 熊本市景観審議会	計画（案）、計画概要版（案）、小中学生向け 概要版（案）、パブリックコメント意見と対応 （案）

※ワークショップには景観調整会議委員も参加

3 改正履歴

平成 22 年（2010 年）3 月 23 日	一部改正	城南町及び植木町合併に伴う改正
平成 28 年（2016 年）6 月 23 日	一部改正	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 （昭和 22 年法律第 122 号）の一部改正に伴い、特定 施設届出地区の特定施設一覧を改正
平成 30 年（2018 年）6 月 15 日	一部改正	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の一部改正に伴 い、特定施設届出地区の特定施設一覧を改正
令和 4 年（2022 年）10 月 1 日	一部改正	令和 4 年 4 月 27 日付け熊本市景観条例施行規則（平 成 21 年規則第 94 号）の改正に伴い、太陽光発電施 設を届出対象行為に追加

熊本市景観計画

熊本市 都市建設局都市政策部 都市デザイン課
〒860-8601 熊本県熊本市中央区手取本町 1 - 1
電話 096-328-2508

